

砥 部 町 議 会
平成 1 8 年 第 1 回 定 例 会
会 議 録

平成18年第1回定例会（第1日） 会議録

招集年月日	平成18年3月9日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成18年3月9日 午前9時 議長宣告		
応招議員	1 番 山口 元之 2 番 政岡洋三郎 3 番 西岡 章一 4 番 土居美智子 5 番 中村 茂 6 番 西村良彰 7 番 井上洋一 8 番 樋口泰幸 9 番 栗林政伸 10番 土居英昭 11番 宮内光久 12番 大野和博 13番 中島博志 14番 田室博志 15番 平岡文男 16番 山本典男 17番 玉井啓補 18番 三谷喜好		
不応招議員	なし		
出席議員	出席議員は、応招議員の18名		
欠席議員	なし		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏 名	町 長 収入役 総務課長 企画課長 税務課長 民生こども課長 健康づくり課長 生涯学習課長 商工観光課長 建設課長 水道課長	中村 剛志 佐川 秀紀 明賀 徹 藤田 正純 武智 充吉 正岡 修平 相原 宜紀 大野 哲郎 相田由紀夫 萬代 喜正 辻 充則	助 役 教 育 長 広田支所長 監理財政課長 住民サービス課長 生きがい推進課長 学校教育課長 環境保全課長 農林課長 下水道課長 柳田 穂 佐野 弘明 上岡 洋一 松下 行吉 丸本 正和 大西 潤 松村 昇二 日浦 昭二 西崎 悟 東岡 秀樹
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原 田 公 夫		
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。		
議員の指名	18番 三谷 喜好 1番 山口 元之		

平成18年第1回砥部町議会定例会

平成18年3月9日(木)

午前9時00分開会

○議長(樋口泰幸) ただいまから、平成18年第1回砥部町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 平成18年度施政方針及び行政報告

○議長(樋口泰幸) 日程第1平成18年度施政方針及び行政報告を行ないます。中村町長。

○町長(中村剛志) 3月定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。皿が嶺連峰を覆っていました雪もすっかり消え、春の訪れを感じる季節になりました。議員の皆様には、公私何かとお忙しい中ご出席を賜り、本日から17日迄の9日間にわたり、町政運営に関わる諸案件につきましてご審議賜りますことに対し、心よりお礼を申し上げます。我が国の経済も、厳しい状況を脱し、持ち直しているという評価がされております。しかしながら、その実感は、我々地方や、中小零細企業には伝わってまいりません。景気回復は、大手企業や大都市圏での出来事であり、我々地方にはあまり関係がないのではないかと、そんな印象であります。小さな政府、規制緩和、民にできることは民に、そして地方でできることは地方にと小泉構造改革が進められてきました。しかし、自由競争によって、勝ち組・負け組に分かれ、所得格差の拡大、都市と田舎の格差拡大、そのような現象が起こっております。確かに、頑張った人が報われる社会の方針は間違っていないと思います。果たして、現在の社会構造は、頑張っても地道に働いても、確実に報われる社会とはいえません。逆に規制緩和を悪用し、法の網を巧みに逃れ、金儲けにはしる人間をつくり出しております。経済至上主義社会が人の心を貧しくしているのでしょうか。金は無くとも、心は豊かそんな社会であってもいいのでしょうか。こうした状況をみましても、私たちは、日の当たるところには必ず影の部分があるということ、そして、強い日差しのおときは、強い影、弱い日差しのおときは弱い影になるということを考えなければなりません。特に行政は、影の部分をしっかり認識し、等しく日が当たるような配慮が求められます。小泉構造改革も、こうした影の部分への配慮があつてこそ、真の改革になると思います。今、地方は、資金も権限も与えられていません。そんな中で、福祉や教育、あるいは生活基盤の整備など、様々なまちづくりを進めなければならなくなっております。本町も厳しい財政運営を強いられており、何をすることも財源が厳しく、お金の心配が付いてまわります。しかし、それでも町政を停滞させることはできません。町民の皆様の付託に応え、確実に行政課題を解決していかなければならないと考えております。私は、財政的に苦しくても、心豊かに暮らせる方法はいろいろあると信じております。お金が無くても、砥部町は多くの人材に恵まれています。そして、文化・歴史、伝統産業にも恵まれています。これからは、金の力に頼るのではなく、人の力と、人の心を信じながら、夢と希望をもって、砥部町の未来を開いてまいりたいと考えております。どうか議員の皆様におかれましても、夢と希望の持てるまちづくりに向けまして、お知恵をください

ますようお願い申し上げます。

さて、平成18年度の一般会計の当初予算編成に当たりましては、昨年度と同様、地方交付税の削減等により厳しい財政状況のため、事業の精選に努め、切り詰めた骨格的な予算となっております。一般会計の当初予算総額は、昨年度よりマイナス5.6%、約3億3千万円減額し、55億428万2千円になりました。その財源の主なもの、町税の17億4千万円と地方交付税の20億3千万円であります。その他は、国県支出金が約4億1千万円、町債の約3億1千万円などです。また、平成18年度の特別会計、企業会計につきましては、12会計の総額が、77億9,600万円となっております。一般会計と合わせ全体の予算額は、約133億円となっております。その詳細につきましては、後日の議案審議の場でご説明を申し上げますので、ご理解をいただき、ご議決ご承認賜りますようお願い申し上げます。以下、平成18年度の施政方針、並びに重点施策について述べさせていただきますので、議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以下、平成18年度施政方針及び重点施策について述べさせていただきますので、議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。新砥部町が2年目を迎えました。「ホップ」・「ステップ」・「トゥービージャンプ」。砥部ということですが、t o b e（トゥービー）は。昨年をホップの年としますと、今年はステップの年であり、そして来年がジャンプの年ということになります。従いまして、今年はジャンプに向かって弾みをつけるための大切な年になると考えております。三位一体改革が進むなか、地方の小規模自治体を取り巻く環境は、少子高齢化の進展に加え、農林業や地場産業の低迷により、極めて厳しい状況にあります。人口は都市圏に集まり、お金は大企業や特定企業に集中し、農山村地域や中小企業の活力はますます低下傾向にあります。本町におきましても、農林業をはじめ、砥部焼など地場産業が低迷しておりますことは、ご承知のとおりでございます。しかし、なんと申しましても砥部町の活力の源は、やはり農林業や地場産業であります。地域経済を支える地場産業が活力を取り戻すことによって、潤いと活力に満ちた魅力あるまちづくりが可能になります。そのためにも、行政が果すべき役割をしっかりと認識し、清流とほたる砥部焼とみかんのまちとして、自前のまちづくりを展開しながら、昨年策定しました行財政改革大綱及び集中改革プランに沿って、着実に行財政改革を進めてまいりますので、議員の皆様、町民の皆様のご支援ご協力をお願い申し上げます。昨年の新町スタートにあたり、目標とする4つの柱を定めました。その1つは、健康で安心して暮らせる温かなまち、2つは、豊かでゆとりをもって暮らせる潤いあるまち、3つは、地域を誇り、輝く個性を創造する人とまち、4つ目は、産業に活力がみなぎり、交流と賑わいのあるまちでございます。そして、この4本の柱をしっかりと支えるために、住民と行政が信頼で結ばれたまちを目指すこととしております。平成18年度におきましても、この目標に向かってまちづくりを進めてまいります。

まず、健康で安心して暮らせる温かなまちづくりは、昨年度策定いたしました、「健康とベ21」健康づくり計画に基づいて、町民の皆様が健やかに暮らせるよう地域に根ざした生涯健康づくりを推進してまいります。また、万一に備え、町民の皆様を守

る医療体制を整え、小児保健医療の整備、地域医療の拡充及び救急医療体制の確保に努めます。地域福祉・在宅福祉の充実を図るため、民生児童委員や社会福祉協議会、ボランティア等の活動を支援するとともに連携強化を図りながら、きめ細かい福祉行政を推進します。児童福祉では、保育所の延長保育の拡充、放課後児童クラブの充実、集いの広場事業の充実など、子育て支援や児童の健全育成を推進するとともに、子育てへの男性参加を促進します。また児童虐待の未然防止・早期発見のための体制の充実に努めます。そして、青少年の健全育成のため、青少年育成センター、学校、警察署その他、関係機関や団体との連携を図り、青少年犯罪の未然防止に努めるとともに犯罪のない明るい社会づくりに努めます。また、女性の社会参加を促進しながら、男性と女性が協力して地域づくりに取り組む機運を高めるため、女性団体の育成や女性が地域活動に参加する機会や場を充実し、男女共同参画社会の構築に努めます。高齢者福祉では、介護予防の推進や自立した生活を支援するとともに、家族介護者に対する支援の充実、さらに地域における生きがいづくりや、社会参加を支援するための環境を整えてまいります。さらに、とべ温泉利用助成、はり・灸・マッサージ助成等を継続します。障害者福祉では、タクシー利用助成や、補装具及び生活用具の給付、居宅生活及び施設訓練支援など、障害者の立場に立ったサービスの充実に努めてまいります。介護保険事業では、高齢者が健康で生きがいをもって、安心して暮らせる仕組みを作っております。また、要介護状態となることの予防や悪化の防止に努めるとともに、要介護者が適切な介護サービスを受けられるよう情報提供や事業者との連携を強化するなど適正な事業の推進に努めます。また、国民健康保険事業につきましては、国民健康保険加入者が増加し、高齢者の医療費も増加傾向にあり、国保予算の繰越金が毎年減少しており、国保税の改正も視野に入れた対応が必要になっております。今後も、レセプト点検や医療費通知などによる医療費の適正化、また人間ドック補助や健康相談の実施など疾病予防を引き続き行い、医療費の抑制に努めます。さらに、広田地区唯一の医療機関であります国保診療所につきましては、経営改善を図り、経費削減に努めてまいりたいと思っております。

2つ目の豊かでゆとりをもって暮らせる潤いあるまちづくりでは、永年の懸案でありました公共下水道事業が、関係の皆様のご理解ご協力により、具体的に事業を進めることができることとなりました。いよいよ18年度後半から、下水管渠の埋設工事を始めさせていただきます。今は、極めて厳しい財政状況下ではありますが、経費削減、コスト縮減に努め、将来、整備してよかったと言ってもらえるようなものにしてまいりたいと思っております。また、農業集落排水施設整備事業につきましては、総津地区において施工中ではありますが、引き続き19年度の供用開始に向け、事業を進めてまいります。さらに、快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全に努めるとともに、砥部川や玉谷川など河川の水質を保全するため、合併浄化槽の普及啓発と適正な維持管理に努めてまいります。また、年々増加する廃棄物の発生抑制や再利用を積極的に進め、循環型社会の実現をめざします。ごみ固形燃料化施設につきましては、効率的、経済的運営に努めておりますが、今後も増え続けるゴミ処理について、費用負担の適正化と公正化のため、ゴミ有料化も視野において対策を検討します。上水道につきましては、安心安全な

上水の供給を行い、老朽化した施設については順次改善し、有収率の向上を目指すとともに、万一に備え、新たな水源の確保に努めてまいります。次に、国道33号砥部道路宮内・千足間の4車線化につきましては、平成19年度供用開始に向け、工事が進んでおります。拾町の立体交差化の工事につきましても、平成18年度の完成をめざして工事が着実に進行しております。また、国道379号岩谷工区、県道砥部・伊予・松山線、大平・砥部線、中山・砥部線、上尾峠・久万線、広田・双海線等の町内にある県管理の主要道路につきましては、関係道路期成同盟会を通じて、予算の確保に努めるとともに、局部改良や舗装改良など安全な道路維持を促進し、県と一致協力のもと円滑な用地買収に努めます。町道につきましては、部分改良と老朽化した町道の舗装やり替え・補修に努め、高齢者など交通弱者にやさしい道づくりを推進します。事業に当たっては、厳しい財政状況下でありますので、優先すべき箇所を精選し、効果的・効率的な事業実施に努めるとともに、適正に維持管理し、施設の延命を図ります。地震の予防対策として、木造住宅の耐震診断に対しまして補助金を交付し、住居の安全性向上を図ってまいります。特に近年、大型化し、多様化する自然災害を予防し、また被害を最小に食い止めることは、安心安全のまちづくりのため極めて重要になっております。同時に、武力攻撃事態等における国民保護のための法律が成立し、本町においても国民保護計画を作成しなければなりません。こうした様々な被害災害を想定した消防防災組織体制の充実、緊急の課題であり、自主防災組織の結成支援、各区の防災活動の支援、通信設備の充実等を図るとともに、防災マニュアル等の整備を進めてまいります。さらに、消防団体制の再編や活性化及び常備消防の充実に努めます。また交通安全、生活安全の確保に努めるため、カーブミラー、駐輪場など、交通安全施設の整備や防犯灯の整備を図るとともに、町民の皆様に対し、様々な犯罪や事件事故から身を守るため、自己防衛の意識の啓発に努めてまいります。

次に、3つ目の地域を誇り輝く個性を創造する人とまちづくりにつきましては、まず学校教育におきましては、人間性豊かな砥部の子どもの育成をめざす教育を基本に、国際化、情報化、少子高齢化、価値観の多様化など著しく変化する社会に対応しながら、豊かな感性、個性、創造性を伸ばし、自他を敬愛する心を育てるとともに、学力の基礎基本の確実な定着を目指して教職員の資質向上に努めます。また、本町独自の地域の特色を生かす教育推進事業においては、地域の人材や自然資源の活用により地域に誇りを持ち、心豊かなたくましい子どもが育つよう学校の規模や地域特性に応じた教育の推進に努めます。学校安全に万全を期すため、有効に機能する校内体制を整えるとともに、不審者情報に対しては、地域や保護者が迅速に対応できるよう、情報を共有できるシステムの構築を図り、家庭、地域と一体となって、危機管理意識の向上及び防犯体制の充実に努めます。さらに、学校が地域の災害時の避難場所であることから、安全性に配慮した施設への改善を図るとともに、衛生管理に万全を期した学校給食の提供など、安心して学校生活を送れる環境づくりに努めます。次に生涯学習の推進につきましては、町民の皆様が生涯学習に取り組めるよう、その拠点となる中央公民館、地区公民館、分館を活用し、地域コミュニティーの活性化に努めます。同時に、文化会館・図書館、体育施

設、あるいは各種公園などの利用を促進し、生涯学習の場や機会を充実します。文化の振興につきましては、文化財の調査、保存顕彰事業を推進し、文化財に対する町民の関心と理解を深めてまいります。また、地域に伝わる伝統的な文化の伝承に努めます。あらゆる人権問題や差別の解消をめざし、広報活動や小集団学習会、各種相談事業の開催により、人権意識を啓発し、基本的人権が尊重される町づくりを推進します。社会体育の振興につきましては、社会体育事業の充実を図り、町民の皆様の健康増進のため、それぞれの体力に応じたスポーツ、レクリエーションや体操に親しむ機会を充実するとともに、施設の適正な維持管理に努めてまいります。

次に、4つ目の産業に活力がみなぎり交流と賑わいのあるまちづくりであります。農林業につきましては、近年、食生活の変化、輸入自由化に伴う農産物価格の低迷、農家数の減少と高齢化など農業を取り巻く情勢は厳しい状況にあります。こうした状況下で魅力と活力ある農業、農村づくりを目指して関係機関と連携し、有効な手だてを講じる必要があります。そのため、良好な生産基盤を維持する事業として、中山間地域への直接支払い事業を継続し、耕作放棄地の発生防止と農地の多面的機能の維持に努めます。また、優良な銘柄産地とするための事業としまして、苗木補助やマルチ栽培の支援などを行うとともに、新しい農産品としてブルーベリーの普及を推進いたします。さらに担い手支援事業として、認定農業者の育成や、農用地の利用集積を推進するとともに、外郭団体の育成支援を行います。また、農作物の被害対策事業として、有害鳥獣の捕獲に努めるとともに農作物被害の防止に努めます。農林業基盤整備事業では、老朽ため池の整備として団体営事業で野地池の改修工事を継続して実施し、農業水の確保、地域住民の皆様の不安解消、被害防止のため、早期完成を目指します。林業につきましては、国土保全、水源涵養など多面的機能を維持するため、林道の整備、間伐などの森林管理に対する支援を行ってまいります。次に、商工業の振興につきましては、潤いと活力に満ちた魅力あるまちづくりを推進するため、地域の皆様や商工業の皆様と連携し、本町の文化と伝統を育みながら、砥部焼まつり、町産品フェスタなどの物産イベントの充実に取り組み、町産品の需要拡大に努めるとともに、関係機関と連携し、販路開拓に積極的に取り組んでまいります。また、砥部焼の芸術性、文化性を高め、新しい砥部焼文化の創造のために、人材を育てます。観光事業の振興については、長期化する景気低迷により、本町観光客数も減少傾向にあります。また、高速交通体系の整備により、広域交流の範囲が拡大する中、観光地間競争も激化しております。こうした状況を認識しながら、観光関係者の皆様との連携を一層密にしながら、広域的観光の推進、イメージアップ、観光客誘致宣伝事業の推進に努めるとともに、砥部町の魅力を一層高めるため、多くの皆様のお知恵をいただきながら、陶街道事業をより充実してまいります。そのため、内子町と連携し、ロマンあふれる街道づくり、新しい広域ルートづくりを具体化していきたいと考えております。また、地場産業、地元企業の活性化による新たな雇用の創出に努めるとともに、労働環境の改善に努めます。

そして、4つの柱を支えるための礎を築くため、住民と行政が信頼で結ばれたまちづくりをめざしてまいります。そのため、昨年策定されました行財政改革大綱及び集中改

革プランに沿って、計画を着実に実行してまいります。そのためには職員の意識改革が急務であり、町民の皆様に対する意識改革はもとより、政策立案能力の向上及び専門的な業務への対応が必要になっており、職員研修の機会や場を充実し、たゆまぬ資質向上に努めます。特に町民の皆様は、親切にそして誠実に応対できる職員の養成に努めます。また情報公開については、行政の公平性、透明性を高め、町民の皆様の視点に立った行政を進めるため、町が保有する情報は積極的に開示してまいります。一方、個人情報保護を適正に扱うため、条例の厳格な運用と電子情報の管理の徹底などに努め、情報のセキュリティを高めてまいります。そして、今後一層、町民の皆様は積極的に町政に参画していただき、行政と住民が一体となって、新生砥部町を発展させていかなければならないと考えています。中でも、過疎化傾向にある広田地区の町民の皆様に対するサービスが、急激に低下しないよう配慮するとともに、地域審議会を適正に機能させていただきながら、自然豊かな清流の里として、一層の振興を図ってまいりたいと思います。また、平成18年度、19年度の2ヵ年で本町の長期総合計画を策定いたしますが、計画づくりには、町民の皆様にご参画をいただきながら、確実に実行できるそして夢のある計画を策定いたしたいと考えております。さらに、砥部町の魅力や町の様子を紹介するため、町勢要覧を作成するとともに、紹介ビデオを製作するなどして、町民の皆様は砥部町の伝統や歴史文化等に対する認識を深めていただきます。また、広報とべの活用、とべの宝箱など広報広聴事業の充実に努めます。以上、平成18年度の重点施策につきまして、要点のみ述べさせていただきました。いずれも実行にあたりましては、議員の皆様、町民の皆様のご意見ご提案をいただきながら、一步一步確実に進めてまいりますので、一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、12月定例会以後の行政の概要について、ご報告申し上げます。昨年10月1日を基準に実施されました国勢調査の速報値が示されました。この数値は、町政を進める上で基礎となるものであり、今後5年間、この数値をもとに様々な施策を進めることとなります。人口は、2万2,425人、世帯数は8,198世帯で、平成12年国勢調査の数値と比較して、人口が1.6%の350人増加し、世帯数は、6%の467世帯増加しました。次に、国道33号拾町交差点の立体化工事は予定通り進んでおりまして、片側二車線がいよいよ今月完成し、月末には供用開始となる見込みであります。そして、翌年3月には、全線が供用開始になる予定であります。また、公営住宅大南団地の新築工事は、予定通り2月末日完成をいたしました。鉄筋コンクリート造二階建ての16戸ですが、公募の結果6戸の募集に対し、5倍を超える33世帯の応募がありました。当選された方には、4月1日から入居していただきます。さらに、昨年の梅雨前線豪雨と台風14号によって被った、公共土木施設の被害35件、復旧事業費1億1,191万9千円は全て発注し、早期復旧に向け努めております。また、平成15年度から3ヵ年計画で進めてまいりました町道宮内西代線改良工事は、今月末の完成予定で、幅員4メートル、延長320メートル、総事業費6,471万4千円となっております。次に、農林業関係の災害復旧事業ですが、林道樽山線災害復旧工事は指名競争入札により、向井建設株式会社と152万2,500円で契約をいたしました。その他の農業用

施設につきましても、道路33件、水路1件を指名競争入札により、町内業者7社と総額4,103万4千円で契約を締結しました。頭首工2件につきましてもは、指名競争入札を行い、総額1,008万円で契約を締結し、早期完成に努めております。次に、野地池改修工事の入札を昨年12月に執行し、3,255万円で沖田建設株式会社が落札をいたしました。現在、早期完成に向けて着工しております。また、県単独土地改良事業の西光寺水路改修工事は288万7,500円で株式会社丸和建设と指名競争入札により契約いたしました。その他、町単独土地改良事業、町単独林道事業につきましてもは、55件の補助金交付承認を行い、早期完成に努めております。また、昨年12月の全国的な大寒波は、本町の農業にも被害をもたらしました。積雪による被害としましては、トマトハウスの全壊1件、中破1件、花卉ハウス全壊2件で、被害総額は72万1千円です。さらに、寒波による柑橘類の被害は、はるみ3ha、伊予柑12ha、ポンカン0.3ha、デコポン1.3haで、被害総額は696万円になりました。被災されました皆様には、心からお見舞いを申し上げます。次に、公共下水道事業につきましてもは、終末処理場の土地売買契約も整い、所有権の移転手続きも完了しました。現在、建物の撤去を行っていただいております、4月中に撤去を完了する予定であります。認可区域内の住民説明会を関係区長さんをお願いし、順次実施してまいります。同時に、町民の皆様に対し、下水道事業への認識を深めていただくため、広報とべを通じて、情報提供に努めております。また、総津地区で施工中の農業集落排水施設の管渠工事は、第1、第2、第3工区とも、工期内に完成する予定であります。さらに、17年度、18年度継続事業の処理施設建設工事も順調にすすんでおり、2月末の進捗率は、土木建築工事が52%、機械電気工事が83%となっております。中央公民館の改修工事につきましては、建築工事を1,470万円で、株式会社小泉組と、空調改修工事につきましてもは、2月臨時会でご議決いただきましたとおり、指名競争入札により、5,355万円で北四国エアコン株式会社と契約を締結し、工事を進めております。新町誕生に併せてスタートいたしました陶街道五十三次も、一年を経過しました。今年1月末までの完巡者は681名、特巡者は379名で、イレブンウォーク208名を合わせて、1,268名の皆様に陶街道を利用いただきました。これまで、道標や案内板などの整備を進めてまいりましたが、今後、仏作って魂入れずにならないよう、知恵を出しながら、また皆様からお知恵をいただきながら、様々なソフト事業を展開し、砥部町活性化の起爆剤にしていきたいと思っております。次に、21回を迎えた、恒例の東京松屋銀座砥部焼まつりは、2月1日から6日の間で開催し、生活食器を中心に展示即売を行い好評を得ました。また、来場者には観光パンフレットや伊予柑を配り、町のPRにも努めました。また、早春のイベントとして人気の高い七折梅まつりが、2月20日から開催され、約1万6千本の梅が咲き誇る中、大勢の人が訪れております。次に教育に関してでございますが、2月17日に中国・大連市の小学部修学旅行団40名が麻生小学校と砥部小学校を訪れました。そして、合同授業や交流会が開催され、次代を担う両国の子どもの友好の絆を深めることができました。また、文化会館の自主事業として開催しました小椋佳・歌談の会は、758名の皆様の入場をいただき、素晴らしい歌やトークに会場が盛

り上がりました。その他、平成17年度の各種事業につきましても、仕上げの時期が迫っておりますので、再度見直しを行い、落ち度のないよう努めてまいります。以上、行政の概要について、報告を終わらせていただきます。

続きまして、今定例会に提案させていただきます議案について申し上げます。指定管理者の指定について1件、町道路線の廃止について1件、条例制定及び改正等の議案16件、平成17年度補正予算案9件、平成18年度当初予算案13件、諮問1件についてご審議をいただきます。議案の内容につきましては、いずれも順次詳細に説明させていただきますので、ご審議の上、ご議決、ご承認賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（樋口泰幸） 平成18年度施政方針及び行政報告を終わります。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（樋口泰幸） 日程第2会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、18番 三谷喜好君、1番 山口元之君を指名します。

~~~~~

### 日程第3 会期の決定

○議長（樋口泰幸） 日程第3会期の決定についてを議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は、去る3月1日開催の議会運営委員会において、本日から17日までの9日間とすることに決定しました。これにご異議ありませんか。[「異議なし」の声あり]

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月17日までの9日間に決定しました。

~~~~~

日程第4 諸般の報告

○議長（樋口泰幸） 日程第4、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告します。

次に監査委員より、平成17年第4回定例会での報告以降、1月末日までの例月現金出納検査及び生きがい推進課、商工観光課、環境保全課の定期監査の結果について、良好であった旨の報告がありました。

また、本日までに受理しました請願及び陳情は、お手元に配りました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は、3月17日の本会議でお願いします。これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 一般質問

○議長（樋口泰幸） 日程第5一般質問を行います。質問回数・質問時間は従来通り制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。それでは、質問を許します。10番、土居英昭君。

○10番（土居英昭） 10番、土居英昭でございます。初めてのトップバッターでございますので、ひとつよろしく願い申し上げます。私は、都市計画等の土地利用規制についてお伺いいたします。昭和46年、都市計画法に基づき市街化区域と市街化調整区域に線引きされました。あれから約35年が経過しましたが、この間に砥部町では調整区域から市街化区域に編入された土地は極めてわずかであります。特に麻生校区の4区においては、調整区域であり、その上、農振法において土地利用規制の網をかぶった状況にあります。調整区域に土地を持っている農家は自分の都合に合わせて簡単に宅地化などはできません。土地の有効利用は極々限られたもののみとなっています。近年、この地域の農家の経営の実情は以前とは大きく変化をしており、農業生産で余裕のある人はごくまれで、後継者も少なくなつてまいりました。この地域の人たちより、今後どうしていったらよいのか不安であるとよく話を聞くようになりました。松山市・伊予市・東温市・松前町・砥部町の3市2町で構成する、県下一番の人口を抱えている松山広域都市計画区域の中で、砥部町だけの考え方ですぐに対応できないことは十分承知していますが、今後の土地利用計画の方向性について、町長のご所見をお伺いします。

○町長（中村剛志） ただいまの土居英昭議員さんのご質問にお答えします。ご質問の都市計画等の土地利用計画についてでございますが、近年の社会経済情勢の変化により、土地利用については地域の実情に応じて、合理的な運用が行われるべきだと私は思っております。そのためには、地域住民が一体となって地域特性に応じた個性豊かなまちづくりや、自然環境の保全・創出など、質の高い都市環境の確保が必要と考えております。ご指摘の国道33号に隣接する地区及び松山市と隣接する県道伊予川内線地区等は、平坦な土地でありながら、調整区域で開発・建築行為が限られているのは、ご承知のとおりでございます。先程議員さんもおっしゃられましたが、この土地につきましては、松山広域都市計画区域の中にあり、市街化区域への参入は非常に難しい状況でございます。

しかし、先ほども申し上げたとおり、国道にも隣接しており、今後も、市街化区域参入をお願いして参りたいと思っております。また、現在のままで編入を可能にする方法としては、地区計画、土地区画整理事業の導入が必要となります。事業の仕組みといたしましては、地区住民で道路・公園等の位置や、建物の建て方、用途、容積率、建ぺい率、高さ等のルールなどをきめ細かく定め、基盤整備計画の素案づくりをしなければなりません。また、土地所有者から、その権利に応じて少しずつ土地を提供していただき、この土地を道路・公園等の公共用地に充てるなど、多くの利害関係人の調整ができた後、都市計画決定の手続きを進めることができます。なお、既存の市街化区域内農地を早く宅地化すること等も国・県から求められることになり、事業化は簡単ではないと考えられますので、ご理解いただけたらと思います。以上で、土居英昭議員さんの質問に対す

る答弁とさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 土居英昭君。

○10番（土居英昭） 先程の町長の答弁で、地区計画と土地区画整理事業ですか。そういうお話があったんですけれども、お伺いしておりますと非常に難しいということでもありますけれども、他の方法としては何かないものか。そのあたりを、先程言われた事業につきましては非常に難しいということですが、何か方法として、他のものはないのかお伺いいたします。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 他の方法はないかということでございますが、松山の広域都市計画区域の会議で、いろいろと私どももこれからも積極的にお願いをしてまいりたいというふうに思います。その他の方法につきましては、担当の課長より答弁をさせますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（樋口泰幸） 萬代建設課長。

○建設課長（萬代喜正） 土居議員さんのご質問にお答えをいたします。市街化区域への編入をするためには、国の指導で、基盤整備を行うことが必要条件となっております。そのため、それ以外の方法というのは非常に難しいと考えられますので、ご理解いただけたらと思います。

○議長（樋口泰幸） 土居英昭君。

○10番（土居英昭） お答えは非常に難しい難しいというお話ばかりなんですけれども、松山広域がありますけれども、そちらの方でのご発言、ご努力を期待するしかないと思いますので、今後ともひとつご努力の程お願い申し上げまして、質問を終わります。

○議長（樋口泰幸） 土居英昭君の質問を終わります。7番、井上洋一君。

○7番（井上洋一） 7番、井上洋一でございます。2点ほど質問したいと思います。まず、子どもの安全についてであります。去年は、11月に広島県、12月に栃木県で下校中に小学1年生の女儿が誘拐され殺害されるという事件、京都府では、小学校6年生の女儿が塾で殺害されるという痛ましい事件が起きました。平成16年の1年間だけでも、13歳未満の子どもが被害にあった件数は、殺害事件が111件、強姦事件が74件、強制わいせつ事件は1,679件に上っています。一連の事件後、奈良県の耳成南小学校の子どもたちの安全を守るボランティア連絡会のメンバー16人は、会則も義務もなく、共通の思いで活動している。その思いは、みんな地域の子どもやからね。代表の奥野さん（77歳）は、はじめに会や会則のありきじゃないんです。無理したり、強制したりすれば、長続きしませんからと言います。政府は、子どもの犯罪から守るための関係者連絡会議を開き、厚生労働省は、子どもが幼稚園や小学校から帰宅する午後10時頃まで預かる、生活塾制度の試験実施を表明しました。県内においても子どもの安全を守るということで、西予市宇和町ではスクールガイド中川を結成、四国中央市では、子ども見守り隊を設立、大洲市平野地区では、住民パトロール隊を結成しました。砥部町においても、保護者、警察、学校、地域住民の連携のもと子どもの安全について取り組みを強化していただきたいと思いますと考えております。町長、教育長のご所見をお伺いします。

次に、行財政改革についてであります。政府の三位一体改革について、竹中大臣は、大激論の結果、3兆円の税源移譲がなされたのは戦後初めてですし、地方の自立という観点から見ても画期的な成果だったと語っています。すなわち、補助金のような制約を受けずに自由に使うことができ、住民のためになります。一方では責任も問われるということでもあります。今までの行財政改革は、一般的には、歳入の減少に応じて各課の予算を一律カットする。新規採用を控え、人員の自然減を待つ。組織を単純化し、各課の統廃合を行うということでした。しかし、グローバルスタンダードの時代の行財政改革の目的は、行政サービスの質と効率を上げることであり、それは言い換えれば、中村町長の言う経営改革であり、そこには経営と現場の分離、数字に基づく経営、市場競争原理の導入が大事であると考えます。昨年、砥部町は、行財政改革大綱及び行財政集中改革プランを策定しました。しかし、今後大事なことは戦略であり、経営改革のプロの必要であり、ニューパブリックマネジメントの必要性であると考えます。町長のご所見をお伺いします。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） ただ今の井上議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。まず、子どもの安全ということでございますが、本当に痛ましい事故が多発しております。そういうことで、子どもは非常に心を痛めておるところでございます。町におきましても、今、町所有の車にパトロール中というステッカーを作って、安全を呼びかけているような状況でございますが、この件につきましては教育長の方より答弁をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、2点目の行財政改革についてお答えをさせていただきたいと思っております。平成17年11月に策定しました行財政集中改革プランには、職員数の削減や組織の統廃合など、41項目の具体的な取組みを明示しています。プランの策定にあたりましては、できるだけ具体的な数値を全体目標に掲げるように努めました。また、施設の運営の見直しでは、民間事業者の活用によるサービスの効率化や質の向上を図る計画を示しているところでございます。私は、日頃から企業感覚とスピードアップの町政をとということで、職員にいつもお話をしております。毎週月曜日に行っています庁内連絡会議では、課長に私の考え方を説明していますので、ものの考え方や理解・意識改革も進んできたのではないかとこのように思っております。しかし、これとて、毎回繰り返し、巻き返しやって、お互いに同じ意識を持つようにしていかなければなりませんので、今後もこれを続けていきたいというふうに思っております。また、先月には、若手職員を10人ずつのグループに分けて、61人と昼食懇談会を行い、私の考え方を説明させていただきました。また、私の考え方、そしてまた若い職員からも素直な意見や提案をいただきました。そういうことで、若い職員にもこの意識を徹底して、やはり理解をしていただかなければならないと思っております。今、大きな変革の時代を迎えています。行政を運営していくにあたり、民間企業の経営手法も活用しなければなりません。時代の変化に柔軟に対応しながら、多岐にわたる町民の皆さんの声にも耳を傾けた行政運営を目指していかなければなりません。いずれにしましても、もう一度、地方自治の原点に立ち

返り、真の住民福祉の向上につながる施策を選択していかなければならないと考えます。私自身は役場に勤めたことがございませんし、議員の経験もございません。しかし40年間、会社の経営や経済活動に携わった経験がございます。この経験を生かした行財政改革を、町民の皆さんにもご協力いただいて、実施していきたいと考えております。

小さな町には、小さな町なりの運営方法があると思います。砥部というブランドを生かした、キラリと光る個性的な町をつくるために、行財政改革大綱と集中改革プランに沿って、私と職員が一丸となって行財政改革に取り組んでまいりたいと思います。以上で、井上議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。安全につきましては、先程申しましたように、教育長より答弁をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 井上議員さんの子どもの安全についてのご質問にお答えします。昨年末に、広島県、栃木県において、下校中の児童が殺害され、さらに安全とされていた塾や保護者による幼稚園へのグループ登園中に殺害されるという、大変憂慮すべき痛ましい事件が発生しております。極めて残念でなりません。いまだ未解決の事件や、背景などが明らかになっていない事件もありますが、一連の事件を看過することなく、社会全体が真剣に受け止め、学校や保護者だけでなく、地域の協力を得て、子どもの安全を確保することが強く求められておるとおもいます。本町におきましても、関係機関との連携につきましては、松山南警察署と児童生徒をまもり育てるサポート制度という、こういう協定を締結をいたしまして、学校と緊密な連携のもとに、犯罪の未然防止に努めることになっております。不審者情報につきましては、保護者や地域の方々も、早く情報を共有できるシステム作りを進めることとなっております。また、各学校においては、地域と一体になった子どもの安全確保体制づくりの話し合いが進められております。見守り体制が整った地域から活動が始まっているところでございます。井上議員さんのご指摘のように、この活動は、地域の子どもの安全確保という共通の思いが強くなければ、継続が難しいというふうに考えております。地域の方々が、自ら積極的に取り組んでいただける防犯体制づくりに、今後も努めてまいりたいと考えておるところでございます。以上で、井上議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 井上洋一君。

○7番（井上洋一） ただ今の町長と教育長の答弁であります。まず、子どもの安全についてであります。他の議員さん2人も同じような内容で質問をされておりますので、簡潔にしたいと思います。昨年末から、いろいろな事件が起きまして、子どもの安全に関する新聞の記事の切抜きを行いましたら、この程度集まりました。これは大体、朝日新聞と愛媛新聞が中心です。読売新聞も一部っております。特に朝日新聞などは、子どもを守るという題名で連載が続いております。確かに、学ぶべき点はこの新聞でよくわかります。私自身もなるほどなと感心する部分が多くあります。こんな場所が危ないとか、安全の備えをととか、いろいろな題名で、子どもを守るということで、連載で載っ

ております。見てない方は、またご覧になっていただけたらと思います。また、先日は、2月19日日曜日の愛媛新聞の取材最前線という女性記者の方が一部子どものことに触れられております。防犯パトロール隊が発足してきたと、また地域の力が低下して行政に頼ることが多くなったと、地域のコミュニティというまちづくりの原点に戻るべきだというようなことが書かれております。私もそうだと思います。この書いているとおりであります。また、このマスコミ等が発表している部分を私も読んでおりますとやはり中心は、地域と保護者だろうと思うんです。その他、学校とか、警察とか、関係機関が連携して、本当に子どもを守るという原点に立ち返るべきだろうと思います。私たち団塊の世代が、子どもの時代にはこのような事件を聞いた事はあまりありません。また、考えたこともございません。大人が子どもを殺すなんていうのは言語道断であり、本当に嘆かわしいことだと思います。ただ、残念なことも新聞に載っておりますが、女の子たちが防犯ブザーのいたずらをして、助けて助けてという狼少年ではありませんが、そんなようなことが日常茶飯事連続してありまして、地域住民がもういたずらだということで放っておくというような悪い部分もあります。これは子どもたちが悪いんでありますが、やはりこういう安全に関する面で大人たちも気をつけて子どもを注意しなければならないと私は思います。注意しない大人が増えたんだろうと思います。そういうことで、子どもの安全については、関係各機関の皆様のご努力で地域のコミュニティを作っていたきたい、私も含めてでございますが、そうしていただきたいと思います。答弁はいりません。

次に、行財政改革についてであります。町長が言われた答弁どおりだろうと思います。ただ、今までの行財政改革の内容というのは先程申し上げたとおりでございますが、今後は町長の言うように顧客志向、納税者のニーズに合った仕事のやり方ということです。それと成果志向、行政評価制度について質問した事がありますが、そのような成果志向であります。次には、市場競争原理の導入は当然でありますし、やはり一番大事なのは現場サイド、担当者の権限委譲だろうと思います。現場最前線の方が直接住民と接するわけですので、そういう方にどの程度移譲するのは別としまして、やはり即断即決ができるような体制を作っていくべきであろうと、これが住民のニーズに即した行政のあり方であろうとそう思うわけであります。今までの高度経済成長時では、あまりこういうことが話題になっておりません。ある意味では、官尊民卑という風潮があっただろうと思うんです。砥部町じゃないんですよ、これは一般論です。これからの時代は変化していこうと思います。例えば、砥部町でも同じですが、企画の部門なんていうのは、やはり私から考えれば、全体を戦略的に見直すひとつの別の部分だろうと思うんです。今の行政で言いますと、同じような対等な課でありますので、横の連携がどの程度とれているものなのか、ちょっと疑問に思う部分もあります。また、財政危機の対策としては、一言で言えば、歳入減に伴うシーリングや、キャップ制による歳出の削減であろうと思いますが、人件費の抑制、公共事業の縮小、事務事業の縮小、プロジェクトの凍結、補助金のカット、このようなことが当然であつたらうと思います。このようなことを申し上げまして、取り留めのない話をしておりますが、改革、改革といって、政府をは

じめ地方自治体も長い間経過したであろうと思います。私が考えますのは、今からは改革ではなくて創造の時代であろうと思います。ただ、創造といえば、どんなもんだという確たるものはございませんが、本当にそんな時代に來たんだらうと思います。一時、質問しましたPFIについても、一説については、うまくいってない部分も多々あるかと思いますが。最近は、PPPというパブリック・プライベート・パートナーシップ、私は勉強不足でよく内容がわかりませんが、昔の、今もあります、例えば第3セクター方式、こんな理念とあまり変わらないというこのような制度もあるみたいですが、最終的にはこういう仕組みを動かすのは、人間と組織とこの両面しかありません。やはり、役場の職員の方が一致団結して、その両方で対応していただきたいと思います。以上、取り留めのない質問をしましたが、新しい砥部町を作るために、予算がこれだけ減っておりますので、ご努力をお願いして質問を終わります。答弁はいりません。

○議長（樋口泰幸） 井上洋一君の質問を終わります。ここでしばらく休憩します。再開は10時30分の予定です。

午前10時14分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（樋口泰幸） 再開します。11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） 私は交通安全について質問いたします。砥部町道におきましては、現在、交差点での死亡事故や重大事故は起こっていないと聞き及んでおりますが、今後、重大事故が起こるであろうと思われる危険場所がございます。その場所は、JA中央宮内支所の交差点と、砥部大南地区の点滅信号機が設置されている場所で、両場所とも過去において交通事故が頻繁に発生しており、大変危険な交差点であります。以前、中村議員さんが北川毛地区の交差点に信号機と横断歩道の設置をと質問いたしました。中村町長は答弁の中で、横断歩道及び信号機の設置につきましては、愛媛県公安委員会が決定して設置することとなっており、現在、設置につきましては、幅員5.5m以上の2車線道路に設置することが決められているとの答弁でございます。今、この交差点、宮内地区と大南地区の交差点は点滅信号機になっており、歩行者用の押しボタン式信号機もございません。また、町外から来られる観光客や来町される方たちは車両の動向に気を取られ、歩行者や二輪車に気がつかず、事故を起こす原因になっていると思われます。せっかく砥部町にお越しいただいたのに事故に遭われますと、砥部町の悪いイメージしか残りません。点滅信号機でなく、正規の信号機を設置するならば、交通事故が大幅に減少すると思います。また、宮内交差点の場合、児童は登下校中は通学路を使用しますが、日曜、祝日また長期の休みになりますと、道路を横断しようとしても車両がなかなか止まらず、苦勞をしている場面を私もよく見受けます。信号機が正規であれば、子どもたちやお年寄りも安心して横断ができると思います。特に道路の横断は、歩行者が最優先でございます。交通安全には十分気を配っていかねばなりません。子どもたちやお年寄りの安全を確保すべきことであろうと思いますが、町長のご所見をお伺い

します。

○町長（中村剛志） ただ今の宮内議員さんのご質問にお答えします。ただ今、宮内議員さんからご指摘いただきました宮内交差点と大南交差点は、仰せのとおりでございます。私もたまたま大南交差点のすぐ近くに住んでおります。正直申し上げまして、1カ月に1度くらいの割合で衝突がございます。非常に危険な場所であると認識しております。家の中におりまして、ドンという音が鳴ると本当にぞっとしますが、全て行ってみると交通事故でございます。この交差点というのは、私がひとつ考えられるのは、新しい道の方が広くて、そして町道の方が狭いということで、優先道路がどちらかということが割りに理解がされていないという問題もひとつあると思います。そういうことで、この交差点の信号の設置でございますが、前回は答弁させていただきましたように、5.5mの道路がないと正式な信号がつかないというようなことで、回答させていただきました。その後、ラインを引かせていただいたり、そして止まれという文字を書かせてもらったり、いろいろと努力をさせていただきました。しかし、この信号機を正規にするためにはそれだけの広さがあるのはなぜかといいますと、大型車が来た時に離合できないということが一番の原因というふうにかがっております。ということで、道路に正式の信号をつけるということは難しいというふうに思っております。そして、カーブミラーもつけておりますが、なんと言っても、一番はドライバーの方に止まっていただくという啓蒙をしていかなければならないと思います。そういうことで、両交差点とも非常に見通しの悪い交差点でございますので、もっともっと皆さんに知っていただくように、いろいろな方法を通じて今後ドライバーの皆さんに注意を呼びかけてまいりたいというふうに思います。また、信号につきましても、どうしてもできないのか、私もうかがってみたいというふうに思います。今後、やはり交通事故というのは、町外から来られたお客さんも非常にイメージを悪くされますので、砥部の町が安全な道路であるように心がけていきたいというふうに思います。以上で、宮内議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 宮内光久君。

○11番（宮内光久） ただ今の町長の答弁の中で、ひとつは大型車が離合できる幅員がなければ、正規の信号機は今のところ難しいということでございましたが、私はやはり1回、2回の陳情というか、申込だけではなかなか前に向いて進まないのではないかと、是非今後とも町長さんにはがんばっていただいて、2度3度とやっぱり公安委員会の方に設置を呼びかけていただくようにしていただきたいと思っております。また、私、もうひとつは、学校での交通安全について、ひとつどのように学校の児童に対して、指導というか交通マナーを教えているのか教育長さんにおうかがいしたいのですが、教育長さんをお願いします。

○議長（樋口泰幸） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 宮内議員さんの児童生徒の交通安全対策ということについて、お答えを申し上げます。学校における児童生徒の交通安全対策については、平素から交通安全教室というのを学校内で実施しておりまして、そこで、登下校中の道路の歩き方

であるとか、信号の渡り方、横断歩道等の渡り方、そして、放課後のあるいは休暇中の自転車の乗り方、こういったことについても指導をしておりますし、今、ご指摘のありましたような交差点でありますとか、他の危険性のある場所につきましても、地図等を利用して、その把握、周知等に努めておるところでございます。また、特に春休みあるいは夏休み等の長期休暇中におきましては、その休暇前に休暇中、休み中の暮らしについてのあり方というふうなものを印刷物にいたしまして、児童生徒にも周知をいたしますとともに、保護者に対しても同じような注意をお願いするというふうなことで、協力依頼をいたしております。また休み中には、学校の教職員も定期的に校区内をパトロールいたしまして、特に交通安全あるいは他の安心安全に関して危険な場所はないかというふうなことで、状況の把握をいたしておりますし、危険な行動を見かけた場合、こういった場合にはその場ですぐに指導もいたしております。そして、その巡視いたしました内容につきましては、校内で記録保存をいたしまして、全教職員の共通理解を図るというふうなことで、子どもの交通安全も含めました安心安全に努めているところでございます。いずれにいたしましても、先程も井上議員さんからもご指導をいただきましたように、児童と保護者だけで全てが守れるものではないと思います。地域のコミュニティ作り、そういったことで、地域の子どもは地域で守るという体制作り、雰囲気作り、こういった考え方を徹底してまいりたいというふうに考えております。

以上で宮内議員さんのご質問のお答えとさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 宮内光久君。

○11番（宮内光久） 再度、質問をさせていただきます。交通安全課という担当課がございしますが、今後町長さんがお話をする中で、そういう信号機の設置であるとか、危険場所の把握を充分周知していただいでですね、ひとつの事故も起こさないように町としても心がけていっていただきたいと私は思っております。答弁はいいりませんけれども今後一層努力の方をよろしくお願ひいたします。以上で質問を終わります。

○議長（樋口泰幸） 宮内光久君の質問を終わります。1番、山口元之君。

○1番（山口元之） 1番、山口元之です。私は次の3点について質問させていただきますが、本日初めての質問でございますのでよろしくお願ひいたします。まず、第1番目に、職員の意識改革と適正人事についてです。今まで中村町長は、町民は株主で、役場を訪れる方はお客様だという認識をもって、職員に対し、指導や教育、接遇の研修も行っていると思いますが、果たして町長の意思が全ての職員に伝わっているのでしょうか。日頃から町長がおっしゃっているように、誰に対しても明るく笑顔で対応ができ、挨拶ができているのでしょうか。確かに以前に比べると随分よくなっていると思いますが、まだ町長と職員の意識の差があるのではと感じています。役場を訪れる人にその気持ちが伝わらなければ何もやっていないのと同じだと思います。接遇の問題だけでなく、職員が前向きに仕事ができ、また資質の向上にもつながる環境作りや研修を行い、職員も甘えをなくす意識改革が必要ではないでしょうか。厳しい財政難の中で、町民に我慢を強いるのであれば、私たち議員も職員も、それ以上に厳しさをもって仕事にあたらなければこの修羅場は乗り切れないと思います。それぞれの課で、現場の実情をよく把握し、

人間性と能力を見極めた適材適所、適正人事を行うことにより、職員のモチベーションを高めていけば、役場全体のモチベーションも上がり、より効率的な事業効果が期待でき、それが健全な財政運営につながるのではないのでしょうか。やる気のない職員はいらないくらいの強い決意で取り組んでいただきたいと思います。町長は職員の意識改革と適正人事についてどうお考えかご所見をお伺いします。

2番目に、災害時等、予測不可能な事態に対応できる財政調整基金の確保についてですが、世界中で異常気象や地震が発生し、人々に恐怖心を与えている中、昨年7月、砥部町でも集中豪雨で各地に災害が発生し、多大の被害をもたらしました。しかし、復旧工事は、国の補助金の決定を待っての災害復旧工事現場が35ヵ所にもものぼり、今現在も工事中で、地元はもちろん町民の方にも大変な不便を強いられています。今後も予測できないような災害が起こりうる可能性が十分に考えられます。そのような時、国や県の補助金を待っての復旧工事ではなく、素早く復旧工事や対策が取られ、住民の方が安心して住める町づくりのためにも安定した基金の確保が必要ではないのでしょうか。昨年に続き、今年度も骨格でしか予算を組めない財政難の中、大変難しいこととは思いますが、将来に向かって是非確保する努力をしていただきたいと思います。町長のご所見をお伺いします。

3番目は、砥部の里めぐり陶街道五十三次の充実をお願いしたいと思います。平成17年1月1日、砥部町と広田村との合併を機に始められた事業で、新町の名所や旧跡、特産品を町内外の方により深く知っていただくためと、町おこしには大変素晴らしいアイデアであり、事業であると感心しております。平成17年1月1日から平成18年1月30日までの参加者が、町内446名、町外235名、計681名の方が完巡され、県外の観光客で、5ヵ所以上まわられた方を含めると、1,268名の方が巡回されたそうです。商工観光課では、この事業の発展を目指し、ウォークラリー大会の支援や大型看板の設置、道案内のためののぼり旗の設置、砥部陶街道の商標登録等、様々な努力をされていますが、陶街道五十三次のより一層の発展を目指すためには、行政の援助も必要だと思いますが、ポイントの設置されている地区や商店、工場やその家の方々のより強い協力も必要ではないのでしょうか。地域に密着した事業にしなければ発展は望めないと考えられます。もう一度ポイントの設置されている地域の方とよく相談して、ポイントの特徴や意味を巡回者が深く理解できるように考えていただくとともに、商標登録している砥部陶街道を有効に活用し、経済効果にもつながるような砥部陶街道五十三次に育てていただきたいと思います。町長のご所見をお伺いします。以上、3点についてご質問させていただきました。よろしくお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の山口議員さんのご質問にお答えさせていただきます。いろいろ言われておりますように、職員の意識改革、井上議員さんからも先程もご質問いただきました。私は、これがやはり一番基本的なことであるというふうに思っております。日頃から私が申し上げております、町民の皆様は株主でありお客様である、この気持ちで、まず町民の皆様に接してもらいたいというふうなことで、3月1日の全体朝礼

でも私は申し上げたんですが、わかりやすく申し上げますと、貸館を例に取りました。この貸館が1時から5時まで予約が入っている。その時に町民の予約者の方が12時半に来ましたと。その時に皆さん方はどう対応しますかと。ひとつは1時から予約になっておりますので、しばらくお待ちくださいということで、お待ちいただく。そしてもうひとつは、1時から5時までお金をいただいておりますので、その時間が皆様方のご利用になれる貸館でございます。そしてもうひとつは、少し早いですが、今日は前の方もございませんので、どうぞ準備にお使いくください。この3つの方法があるということをお話させていただきました。やはり、私は言葉のひとつで町民の皆様はどのように取られるかということをお話させていただきまして、話をさせていただきました。今、難しいことをたくさん言うよりも、そういう単純なことであっても必要なことを私は繰り返し、巻き返しやっつけていかなければならないというふうに思っております。私自身もこういうことで口はばったんですが、毎朝、役場へ来ましたら、各課の皆さんにおはようございますということで、挨拶をさせていただいております。これは、何も自分が誇って言うわけではありません。しかし、やはり職員の人との意思の疎通を少しでも多く取りたいということで回らせていただいております。それと、やはり笑顔でお互いに物が言えるということが私は一番大切ではないかと思っております。そういうことがあっても、それを越えてやはり笑顔で言葉が交わせる、これが私は素晴らしいというふうに思っております。そういうことで、職員の意識改革については、お互いにいろいろな意見を交換しながら、これからも徹底的にやっつけて、そしてまた町民の皆さんの負託に応えられるような役場になっていきたいというふうに思っております。今、社会経済情勢が非常に変動する中で、多様化、複雑化する行政ニーズに対して、的確な対応が求められております。そういうことで、行政組織の簡素化や定員削減を進めていく必要がございます。このような状況下で、質の高い行政サービスを提供するためには、少数精鋭による効率的、機動的な業務遂行を実現する事ができる能力を高めていかなければなりません。これは、職員の能力を高めて、初めて少数精鋭というのが言えるわけでございます。同じ人員で今までどおりでやっておれば、私は限界がありますし、これからの町民の皆様のご要望に応える事ができないというふうに思っておりますので、やはり職員の能力を高めること、これをやっつけていかなければならないと思っております。これは意識改革にも通じることでもありますので、一層の効率化を図って、そして、質の向上を図っていききたいと思っております。

次に、基金と災害復旧工事のご質問でございますが、災害復旧には、先程もお話ししましたように、3億数千万円のお金がかかりました。町からの持ち出しも8千万円を上回ったわけでございます。しかし、国からの補助金や災害復旧の事業債など、これら特定財源が2億3,800万円、町の財政から一般財政から8,500万円ということでございますので、ほとんどが国に頼っている状況でございます。そういうことで、町がもちろん単独の経費でやればいいのかもありませんけど、やはり、国の災害の査定、審査を受けて、そして国からもお助けをいただいて、そして町からの持ち出しを合わせてやっつけていかなければ、こういう災害復旧は、お金がかかる仕事でございますので、大変

だということでございます。町としましても、しかし、この基金の積立というのは絶対に必要なことでございます。そういうことで、今後1円でも多く基金の積立をしていきたいと思っております。本年度も1億円の積立がなんとか遣り繰りしてできるようになりました。そういうことで、今後も基金の積立ができるように努力をしていきたいというふうに考えております。

次に砥部の里めぐり陶街道五十三次の充実ということでございます。これは、1月1日に町が合併したのと時を同じくしてスタートさせていただきました。今は、スタンプラリーということで皆さんに来ていただいておりますが、最終的な目標は地域の活性化であると思っております。山口議員さんが言われましたように、これからはソフトを充実して、地域の皆さんとともにこのポイントを活性化していく、これが私は非常に大切ではないかと思っております。そういうことで、地域のみなさん、そしてボランティアの皆さんと話し合いながら、この陶街道五十三道をより活発化そしてまた活性化をしていきたいというふうに思います。また、議員の皆様方からもいろいろなご意見、ご提案をいただきながら育ててまいりますので今後ともよろしくお願いいたします。

以上3点、私の質問に対するご回答とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 山口元之君。

○1番（山口元之） 今のご答弁と先程の18年度の施政方針及び重点施策の中で、言われていること、充分理解できますので、これに向かってこれからも努力していただくように、そしてまた私たち議員も多少は意識改革をして、同じように一緒に前を向いて明るい砥部町を作っていただけのように努力していただければと思います。以上です。

○議長（樋口泰幸） 山口元之君の質問を終わります。13番、中島博志君。

○13番（中島博志） 13番、中島博志でございます。3点についてご質問をさせていただきます。まず、1点目でございますが、大規模災害への住民情報供用システムと災害時要支援者に対する対応と取り組みについてでございます。東南海・南海地震は約100年～150年間隔で発生していることから、今世紀前半での発生が懸念されていますが、今あらゆるデータ集約の中で、被害想定結果概括ができています。砥部町においても、あらゆる災害を踏まえた地域防災計画の作成実施・運用等評価見直しを継続的に実施する、危機管理マネジメントシステムは構築されていると思われま。住民の安全確保に関わる危機管理体制、それらの情報の住民共有は、どのように対応されているのか。また、特に高齢者や身体障害者など、災害時要支援者への各地域での被害想定状況把握と、緊急災害時での要支援者への総合的な対策対応について、町長のご所見をお伺いします。

次に、2点目でございますが、山村再生・創出等ビジネスプラン・アイデアコンペへの取り組み、考えについてをご質問いたします。林野庁は森林資源を活用したソフト面と、生産・加工・販売・施設整備等ハード面を支援する、新たな事業創出を推進する創出支援総合対策及び山村地域における特産物の活用体制の整備、森林療法を基盤とした健康保養地域の創出に向けた対策等、林業就業者の定着、森林資源の新たな活用創出へ向けた事業を、平成17年新規事業として実施しておりますが、砥部町においてアイ

デアコンペ・ビジネスプランによる新事業創出推進への取り組み、支援の考え方をお尋ね申し上げます。

第3点目でございますが、広田地区町道管理について質問いたします。現在、広田地区町道においては、112路線が町道として認定されていますが、そのうち16路線において、全線・もしくは一部がいまだ未登記のままではないかと思われまます。そういう中で、旧広田村において総津一多居谷線道路阻害問題は、平成14年より総津区長会より問題解決のための請願要求、また議会一般質問等早期解決を求めてまいりましたが、現在においても抜本的な解決をみていません。本来ならば、旧広田村において、合併までに禍根を残すことなく問題解決すべき事案であることは充分承知していましたが、町道また地権者との登記の問題等もからみ、問題の解決に至っていないのが現状です。それらを考える時、町道登記の問題を再度新生砥部町において、真剣に検討いただき住民の安全運行確保を早期願うところです。町長のご所見をお伺いします。以上、ご質問をいたします。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 中島議員さんのご質問にお答えをいたします。はじめに、大規模災害への情報共有システムと、災害時要支援者に対する対応と取り組みについてお答えをしたいと思います。東南海地震と南海地震は、東海から四国沖を震源に100年から150年周期で大きな被害をもたらすマグニチュード8クラスの巨大地震で、今世紀前半に高い確率で発生するであろうといわれております。これらの地震や風水害に対応するために、新町の地域防災計画の見直しを行っているところであります。見直しにあたりましては、平成14年に愛媛県が実施しました、愛媛県地震被害想定調査を基に作業を行っております。また、梅雨前線豪雨や台風で災害発生が懸念されます重信川の浸水想定区域や、急傾斜地、地すべり地域などにつきましては、現在、作成作業を進めています防災マップでお知らせしたいというふうに思っております。住民の皆様が生活している地域がどのような地域なのか、防災マップなどでお知らせするとともに、気象警報が発令されるなど、災害の発生が予想される時は、防災行政無線やホームページ、メールなどさまざまな手段を用いて、防災情報をお伝えしたいと思っております。災害時要支援者への対策及び対応につきましては、近年の大災害発生時には、高齢者や障害者など、避難に時間を要する方々が被害を受けており、適切な対応が必要です。今後は、災害時要支援者の洗い出しを進める中で、実際に支援を必要とする方々がどのくらいいるのかをしっかりと把握する必要があると考えております。いずれにいたしましても、災害時要支援者の方々への避難の支援につきましては、なんと言いましても、地域の支えが大きな役割を担っていると思っております。そういうことで、地域の皆様とどのような支援ができるのか地域ごとに検討していきたいと思っております。

次に、山村再生・創出等ビジネスプラン・アイデアコンペへの取り組みの考えについてでございますが、近年、スローライフや健康・癒しなどに対する国民的関心の高まりや、山村地域の森林資源やフィールドそのものが持つポテンシャルが、脚光を浴びはじめています。そこで、林野庁では平成17年度より、森林資源を活用した将来性・持続

性のある優良なビジネスプランに対する支援を通じて、健全な森林育成と元気な山村づくりを促進することを目的に、森業・山業創出支援総合対策事業を新規事業として立ち上げています。この事業は、山村にビジネスチャンスを見出し、意欲を持って持続的に取り組もうとする、組合、会社、NPO、個人あるいは地方公共団体などの事業主体が、ビジネスプランを策定し、本事業の事務局を受けている社団法人日本森林技術協会へ応募し、そのプランが優良ビジネスプランとして選考されれば、400万円を限度に事業費の50%の助成が受けられるものとなっております。そして、この山村の活性化につながる優良なビジネスプラン、これは起業者から民間、事業費の10%以上に相当する出資金といえますか、資金提供が求められているわけでございます。そこで、質問の新事業創出推進と支援の考えについてであります。私たちの山に活力を呼びこみたい。森をフィールドとしてビジネスで成功したい。そのような夢にあふれる方、やる気のある方がいらっしゃいましたら、まず町の方へプランを出していただきたいというふうに思います。その提出のプランを我々で検討させていただきまして、森林の事業として、有効な活用がなされているプランであるかどうか、その辺等を審査させていただき、事業費の15%の資金を提供させていただきたいというふうに思っております。

そして、最後の質問でございます。広田地区町道管理についてでございますが、町の財政状況を踏まえまして、登記がなされていない路線につきましては、一度にはなりません。順次、やはり登記を進めていかなければならないというふうに思っております。また、中島議員さんが指摘されました、総津と多居谷を結ぶ道路につきましても同様に対応していきたいというふうに思っております。

以上で、中島議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 中島博志君。

○13番（中島博志） 最後になりますが、特に大規模災害緊急時における要支援者に対する取り組みでございますが、高齢者また視覚、聴覚障害など、身体的障害者に対する安全の確保また安否の確認、それぞれ個人のプライバシーに充分配慮した中での対応は難しい問題であろうかと思われます。住民の生命に係わる重要な問題であります。砥部町各地域での実情に基づく仮想災害をシュミレーションの中で、消防団を含む地域住民の自衛意識と連帯による自主防災の組織化と情報の共有、救援救助活動の体制確保の早期実現をお願い申し上げます。

また、山村再生・創出等ビジネスプランについてですが、地域森林資源の活用として、林野庁による創出支援総合プラン事業は、今後も継続して行われていくものと思われま。砥部町においても、各種関係団体との連携の中、長期ビジネスチャンスとして位置づけていただき、新しい産業、事業の推進、これらの指導、支援をよろしくお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 中島博志君の質問を終わります。4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 4番、土居美智子でございます。2つの問題について質問をさせていただきたいと思っております。まず最初に、財政問題ですが、財政と下水道問題、下水道の財政についてお尋ねをいたします。その前に、実は町長にひとつお考えをです

ね。確認させて頂きたいことがございますので、前段で述べさせていただきたいと思えます。平成17年12月の議会におきまして、町長は加藤英一氏について、講演に来ていただいた方は下水道に関して反対ですよというご意見だから、と述べられました。実は、私も講演の御礼方々、いろいろ報告をさせていただいております。加藤氏より、私はまるで根っからの下水道反対論者のように言われていますが、私は単に適材適所を言っているだけです、私の誤解を解いてほしいと希望されています。

加藤氏をご存知のとおり、水処理に関してご自身の著書をはじめ、共同での出版もなされておきまして、講演活動はもとより、下水道事業改革に取り組み、第一線で活躍されておられる方です。加藤氏の今後の活動に影響があっても大変だと思います。町長の真意がどこにあったのかお尋ねし、加藤氏への誤解が解ければ幸いと思えます。では本題に入りたいと思えます。宇和島市の一市民の方から、下水道工事に係る莫大な借金で心を痛めているという内容のお電話をいただき、迷わず加藤氏の下水道のバランスシートを紹介させていただきました。早速、読まれた様子で、「私たちの疑問点がよく理解できました。膨大な起債残高の現状と、住民の負担をどのようにしたらいいのでしょうか」と、新たな悩みと、「実は宇和島においても事前説明会はありませんでした。砥部はいいですね。まだ説明の段階だから」と結んでおられます。下水道総工事費236億円。砥部町が息を殺した生活を約3年強いられるに等しい計算となりますが、水だけの生活もできません。先日の石原信雄氏のお話を聞きますと、地方交付税を含む一般財源が減少する状況の時、財源破綻を避けようとするならば、自らの責任と判断で歳出を徹底的に見直し、それと同時に歳入確保の手段を考えなければならない時がきていることがはっきりとわかりました。借金しても道州制があるじゃないかとよく聞く話ですが、とんでもない話で、貧しい者同士が集まってどうなる、貧しい者はますます貧しくなるばかりと感じ取れました。アメリカの州制度と同じ、自分たちの必要経費は自分たちの納税で賄う、いわゆる自立・自己責任を重視する方向に推進されようとしているからです。ところで、砥部町の公共下水道事業は、住民不在のままタイムアウト方式、これは私が個人的に命名したものですが、何月何日までに決めてください、時間がありませんという方式によって、あつという間の処理方式決定イコール下水道工事決定の道を走り抜けました。質問いたします。砥部町の財政の見通しをどのように考え、次世代へ引き継ぐと考えてらっしゃるのかお尋ねします。

2つ目として、公共下水道財政計画表は、一定の条件を満たした場合の計画であるから、その前提条件を確認したいと思えます。維持管理費の内訳・内容、もちろん人件費の有無、管渠、浄化センター、ポンプ場を含めます。これらを詳細にお願いしたいと思えます。受益者負担、使用料収入の内訳と算定根拠。起債並びに償還計画を期別毎に知らせてほしい。またそれに係わる利子及びその対策。平成40年から52年までの間、起債残高が100億円を超えますが、このことが砥部町、もちろん旧広田地区を含む全住民に与える影響はどのように考えていらっしゃるのか。町費とあるのは何を指しているのか。以上、町長のご答弁をお願いしたいと思えます。

次の質問ですが、安心安全についてお尋ねしたいと思えます。最近、年を明けまして

ホリエモン、耐震偽装など、政界を揺るがす大きな事件が相次ぎ、また先日は、幼稚園児が他の園児の母親に殺害されるという惨い事件が起きました。一体どうなっているのか、人間もここまで荒んだのだろうかと思ってしまう今日この頃です。さて、砥部町は安全安心であろうか。少しばかり町の中をリサーチしてみました。そこで疑問に思ったことを質問したいと思います。まず1つ目、砥部町内における一時寄宿舍施設について伺います。砥部町内において、一時的に寄宿舍施設等が建設される場合、当然、町として住民への事前説明をし、了解していただく手順は取られると思いますがいかがでしょうか。これらは、地元住民の不安解消と、最終の主責任者が誰であることを知らせる重要な説明会であると思いますがいかがでしょうか。お尋ねします。2番目として、アレルギー児童と学校給食についてですが、給食センターではどのような対応をいらっしゃいますか。また人数は何人でしょうか。3つ目、食育基本計画案が3月には正式決定されるようですが、町内の小学校の朝食欠食児童の把握はできていますか。また何人でしょうか。4つ目、子どもが主たる事件が多発していますが、子どもたちの安全について、どのような対策案を持たれていますか。5つ目、防災・災害マップはどうなっていますか。6つ目、地震に対する砥部町の対策、対応プログラムはどのようなものでしょうか。私たちの日常生活の中で、どれも大切なものであり、常日頃から心がけなければならないものと思っております。自己責任主義になりつつあるとはいえ、行政と住民が協同しながらでなくては、安全安心はないと思っております。以上、町長のご所見をお願いします。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 土居美智子議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。まず、加藤英一先生の講演の件でございます。加藤先生は、砥部町へ砥部町の下水道に関して講演に来られたと思います。そういう意味で、加藤先生に講演もお願いしたのではないかと思います。日本全体の下水道のお話ではなくて、砥部町がどうすればいいかということをお尋ねになられたのではないかと思います。そういう中で、加藤先生は、砥部の人口規模その他において、下水道に反対だというお話をされたのではないかとこのように私は感じております。そして私が答弁をさせていただいた中にも、加藤先生のように反対の方もいらっしゃるし、賛成の方もいらっしゃいますと、そういういろいろなご意見を含めて私は判断をしていかなければならないと申し上げたわけですので、なんら私にとってやましいことではございませんし、率直にその意見を述べさせていただきました。ということでご理解をいただきたいというふうに思います。次に、町財政及び下水道財政についてでございますが、今後の財源見通しが厳しいということは、私も度々申し上げておりました。合併当初のままの組織、また、財政運営であれば、18年度以降10年間で28億円の財源不足が発生すると見込んでいるわけでございます。この難局を切り抜けるには、先の議会で報告しました集中改革プランに沿って、忠実に行財政改革を実行していくことが必要です。そのため、18年度には、行政評価システムの導入に着手します。2ヵ年間で現在の事業をすべて評価し直し、力を注ぐ事業、廃止すべき事業を峻別し、効率の良い組織としていきます。単年度では、赤字

を基金で補うこともできますが、6、7年後には安定して黒字に転じることができるというふうに見通しを立てております。次に、下水道財政計画でございますが、下水道の基本計画は、概ね20年後の町の状況を想定し、これに応じた規模や施設計画を決めております。策定に当たりましては、できる限り合理的な計画を立案し、同時に下水道事業の財政計画を町財政全体の中で検討する必要があります。具体的には、建設費がいくらになるのか、起債の元利償還金は毎年いくらになるのか、供用開始したら維持管理費がいくらになるのか、これらについて計画段階から検討するものでございます。建設費や管渠及び処理場の維持管理費の算出につきましては、事業着手自治体の実績をもとに、国等が基礎数値や費用関数を示しており、これにより費用算出することとされております。本町におきましても、これらの数値をもとに財政計画を立てているものでございますが、ご質問の前提条件等については、担当課長の方から答弁させていただきますのでよろしくお願いいたします。本町の財政計画は、今日まで何度もお答えさせていただいておりますように、整備期間の30年と起債償還の30年の60年間で、総収入と総支出の均衡がほぼ図れるように計画しています。今後、事業推進にあたりましては、適正な受益者負担金や下水道使用料を設定して、安定した下水道経営が図られるように努めていかなければならないと考えています。いずれに致しましても、下水道事業は今日までに議論に議論を重ねて既に着手いたしておりますので、事業推進に格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、安心・安全についてのご質問でございますが、1項目の砥部町内における一時寄宿舍設置についてでございますが、最近の例では、伝統産業会館西側の町有地をお貸しした例がございます。国道33号三坂道路の三坂第2トンネル工事に伴う作業員の方の宿舎と、請負業者である鹿島建設の事務所でございます。鹿島建設の方から町に協力の依頼がありました。公共工事に伴うことですので、町としても協力する方向で進め、現在の土地をお貸しした経緯がございます。お貸しするに当たりましては、地元である上ノ山区長さんに相談し、上ノ山区の皆様にも説明会を開いて了解を得た上で、お話を進めております。このことは、土居美智子議員もご存知かと思えます。また、業者の方からも、周辺住民の方々にごあいさつに回っておられますので、その点もご理解いただきたいと思えます。次の2項目から4項目までにつきましては、教育長の方より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、防災についてでございますが、防災マップにつきましては、現在、地域防災計画の策定とあわせまして、作成作業を行っておるところであります。配布につきましては、地域防災計画が県との協議途中でございますので、協議が終了し、防災会議で承認いただいた後、早急に住民の皆様には配布したいというふうに思っております。地震に対する対策・対応プログラムにつきましては、地域防災計画地震対策編に予防計画と応急対策として、地震への対応をお示しする予定でございます。以上で、土居美智子議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 土居美智子議員さんの、安心・安全についてのご質問で、児童、

生徒に関する2項目から4項目の3件についてお答えします。はじめに、アレルギー児童と学校給食についてでございますが、現在把握しておりますアレルギー児童生徒は23名でございます、そのほとんどが牛乳とマヨネーズに対するアレルギーということでございます、学校給食センターといたしましては、牛乳の場合は提供を行いません。マヨネーズ等につきましては、これに代わるものを提供するなどの対応を行っております。次に、小学校の朝食抜き児童の件でございますが、この件につきましては、砥部町内の全部の全小中学校で調査をしていますが、砥部小学校については2年生と5年生で調査をしております。全体数ですが、その状況は、小学校は56名で朝食抜き、調査対象数の5.2%ということになっております。また中学校では18名で全体の2.6%、これが朝食抜き又はほとんど食べないというふうなことになっております。参考までに申し上げますと、全国平均を申し上げますと、小学校は、朝食をほとんど食べない、抜きが16%です。中学校になりますと、男子が19%、女子が20%という高い数字になっております。この点からみますと、砥部町の実態としては低いかなというふうには思っておりますけれども、安心しておるわけではありません。やはり何といたしまして、朝食は1日の源ということで大切なことですので、学校においても朝食は食べてくるようにといった指導はしております。4項目めの子どもの安全対策案についてでございますが、先程も井上議員さんのご質問でもお答えも申し上げましたが、各学校では危機管理マニュアルによる安全確保、防犯カメラやセンサーの設置、そして、さす又の配備などによります学校での安全対策などを実施しております。また、登下校時には、集団での登下校、あるいは防犯ブザーの所持と、そしてまもるくんの家の協力依頼をいたしておりますし、安全マップの作成などによりまして、安全対策を実施しております。現在、先程も申し上げましたが、更なる安全確保のため、地域の皆様方のご協力もいただきまして、見守り体制の組織づくりを進めておるところでございます、体制が整ったところから、順次活動を進めていただいております、こういった状況でございます。美智子議員さんにも、毎朝国道に立っていただいて、ご協力をいただいております、今後ともお世話になります。よろしく願いいたします。以上で、土居美智子議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 土居美智子議員さんのご質問にお答えします。

まず、維持管理費の内訳でございますが、これは全国の事例を参考に国等が示しております費用関数で算出をされておるものでございます。全体水量流入時すなわち全体計画の整備が完了したしまして、流入水量1日平均が1万610トンになった時点での算出数値でございます、管渠の維持管理費が約3千万円、処理場の維持管理費が約1億6,500万円、そして放流施設が約1千万円、合わせまして維持管理費の合計といたしましては、2億5百万円となっております。ただし、全体水量流入になるまでにつきましては、各年の流入水量の比率で算出をいたしておるものでございます。次に、受益者負担金と使用料収入についてでございますが、まず、受益者負担金につきましては、基本計画策定時の全国の実施自治体の平均が建設費の約3.5%となってお

りましたことから、これを受益者負担金の総額と考えまして、受益者負担金の対象面積、これは計画区域内の宅地が約276haでございますが、これの90%を受益者負担金の対象面積ととらえまして、248haというふうにしております。そして、受益者負担金総額を248haで割りまして、1haあたりの受益者負担金を算出しておりますのでございます。したがって、事業費が236億円でございます、全国平均の3.5%をかけまして、それを248haで割りますと、1㎡あたり333円ということで受益者負担金を見込んでいるものでございます。次に、下水道使用料についてでございますが、これは下水道財政研究委員会の第5次提言に基づきまして、長期的に収支で均衡を図ることと示されておりました、この考えを基本に起債償還費を含む一般会計繰入金の総額が起債償還終了年度までの総収入と総支出の均衡がほぼ図れる使用料としているものでございます。計画では、供用開始当初を1㎡あたり120円といたしておりました、10年ごとに約7.6%程度の値上げを行いまして、起債償還終了年度では1㎡あたり173円の単価になるものというふうに見込んでおるものでございます。なお、受益者負担金は、砥部町公共下水道事業受益者負担に関する条例で、下水道使用料は砥部町公共下水道条例でそれぞれ定めるものとなっております、約5年後の供用開始予定時頃に議会の議決をいただいて、決定されることとなりますので、ただいま申し上げました数値と言いますのは、基本計画の中での数値でございますので、よろしくお願い申し上げます。次に、起債及び償還計画を期ごとにとということでございますが、既にご説明をさせていただいておりますように、本町の下水道整備計画といたしましては、4期に分けて30年間で整備する計画でございます。それで、まず第1期分の起債総額でございますが、約38億円、起債償還額が約60億円、したがってその差額が利子でございます、22億円となるものでございます。第2期の起債額が約26億円、起債償還額が約41億円、したがって利子は約15億円でございます。第3期分の起債額でございますが、約28億円、起債償還額が約44億円、利子が約16億円となります。第4期分は起債額が約30億円、起債償還額が48億円、利子が約18億円となるものでございます。それで、30年間の起債総額と申しますのが、既にお渡しをいたしております財政計画にございますように、約122億円、そして起債の償還額が合計で193億円ということで、その全体利子といたしましては、約71億円になるというふうに見込んでおるものでございます。次に、起債残高、利子等についてでございますが、先程、町長の答弁にもございましたように、60年間で総収入と総支出の均衡をほぼ図ることといたしておりますので、適正な受益者負担金と下水道使用料を設定して、健全な下水道経営を図っていただけるように努力してまいったらと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。次に、財政計画表にございます町費の件でございますが、今、財政計画表はお持ちでしょうか。お持ちでないでしょうか。簡単に申し上げますと、まず町費には2つございまして、建設費に係る町の実質負担額、これは建設費から国の補助金、起債、受益者負担金を除いた残額が、まず建設に係る町の実質負担金でございます。次に維持管理費と起債償還に係る町の実質負担がございまして、これは、維持管理費と起債償還の2分の1の交付税措置の2分の1の残額でございます、その維持管

理費と起債償還の2分の1を合わせたものから、使用料を差し引いた金額、これが維持管理及び起債償還に係わる町の実質負担でございます。そして、この建設費に係わる町の実質負担と、維持管理と起債償還に係る町の実質負担を合わせましたものが、財政計画表の一番右にございます実質負担額というものになるものでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。なお、下水道財政計画につきましては、それぞれの算出条件、指定数値等を基に算出したしておるものでございまして、実際の事業費とは異なってまいりますので、ご理解賜りますようによろしくお願ひ申し上げます。以上で土居美智子議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 土居美智子君。

○4番（土居美智子） たくさんの質問をしましたので、私の方も書く事が一生懸命で抜けたところもたくさんあります。まず、私たちの手元に説明資料としましていただきました下水道財政計画なんですけど、本当に見事に60年間で収支バランスが取れているように計算がされております。しかし、この中で考えましたら、今これは接続率が100%を見込んでの表でございます。もしこれが90、80、あるいは50%だったら、その差額分は誰が補うのか、機械にしましても耐用年数というのがありますし、故障というのものもあると思います。その時に新しく取り替えた時の費用はその支払いはどうなるのか。きちんとした辻褄合わせはできておりますけれども、実行となるとまだまだ検討していかなければならないことがたくさんあるのじゃないかなど。完全にどれもこれも出来上がってしまうというものではないと思っております。また、ここの表の中で、交付税措置いわゆる元利償還金の約50%が交付税として戻ってくるシステムですと、理解されていますけれども、いろいろと調べてみますと、非常にびっくりするようなかからくりがあります。というか、私たちが全くの素人であったというふうに理解したほうがよろしいのかと思いますが、国の交付税の収入はご存知のとおり、所得税であったり、法人税、酒、タバコ、消費税の一定割合と、この5税が国税として交付税の収入としてなるわけですがけれども、もう既に国のほうは原資が不足に陥っているという現状では、どうやって自治体に対して交付金を払っているのか、戻してきているのかといういわゆる調達をどのようにしているのかといえそうですね。大蔵省の資金運用部から国が借りて、地方の交付税措置分を分配している。もちろんここで国はそこに対して利息をはらっておるわけですね。で、公共事業を始めるのには自治体は必ず金融機関から借金をしなければならぬ。ここでもやはり利息が生まれます。いわゆる利息というのは二重で払っていると、こういうふうな状態が生じているということと、地方が交付税措置を利用すればするほど、国は資金運用部に借金が増えていきますから、交付金総額から、借金の返済分を控除します。その残りが地方自治体への分配金となるわけですから、どうしてもここは目減りをしていく。このような仕組みを考えます時に、本当に半分返ってきますというのをぬか喜びしていいのかどうかと、こういうことを非常に私もびっくりしまして、皆さんがこれが事実かどうか、まあ、こういうのはホームページでいろいろ見る事ができるわけですがけれども、この方が書かれてらっしゃる個人名を入力してみますと、やはりその方もいろいろな本を出されていらっしゃる方でした。ですから、

全くこのような解釈の仕方というのは間違いではないんじゃないかなというふうに思っております。本当に私たちはこういう話をああ戻ってくる、よかったなって言って鵜呑みにしてしまうと、本当に破綻をするのじゃないかなと、ただ、私たちが交付税措置されるからと喜んでおりますけど、国の方は国会会計を通じてただ借金を先送りしているだけで、今、国が清算していないから我々はなんと言うんですか、やり得って言ったらいんですかね、そういうふうな状態になってるのかと思うんですけれども、最終的に、もし、ここで国の方がお手上げしてしまったら、最後にはツケが回ってくるのは自治体であるところのように思っております。砥部町におきましても、過去に非常に大きな苦い思いをした経験があります。同じ過ちは現世代が苦しみます。質問ですが、砥部町民の方たちの現在の生活の上で、下水道設置が最優先順位でなければ困る理由はあるのでしょうか、町長のご答弁をお願いしたいと思います。それから、安心・安全の話なんですけれども、あ、すみません。大事なことを忘れてました。加藤さんの件なんですけれども、残念ながら、行政担当の方たちっていうのは、私たちが行いました勉強会には来てもらえませんでした。おそらく町長も頭から加藤氏に対して下水道反対論者というイメージがあったからこのような言葉が出たのではないかと思います。聞きに来ていただければ本当によかったのですけれども、たぶん資料は見られたことと思います。その中で彼は、一切砥部町に下水道が不向きでやめなさいというようなことは言っておりません。何から入ったかといいますと、もちろん玉井議員さん、三谷議員さん来ていただきましたので、ご存知かと思いますが、後で評価しましたら、もっと砥部町のことを話してもらったらよかったなというのが私たちの実感なんです。それほど下水道に関しての今までの歴史、成り行きをずっと、これを理解しなければ皆さんの判断が誤るということで、これをずっと話されました。随分時間を取られました。ですから、私たちは来ていただきましたけれども、実際のところ少々の不満を私たち自身も持っております。決して彼が下水道だけはやめなさいよ、合併浄化槽にきなさいよと言って回っている訳ではないんです。これは本を読んでもらってもわかります。もう一度、町長のお話を聞きたいと思います。

それから2番目の安心・安全のことなんですけれども、一時寄宿舍の件につきましては、町民の皆さんが始めは何が建つのかなあとみんな心配しとったんよということでございます。

そして、段々と工事が進むにつれまして、人が宿泊する施設であるということがわかってきたということでございました。一度にやはり大勢の方が宿泊されるということは、ホテルではありませんので、実情がわかるまでは、心配であり、不安であっても当然かと思っております。今回の場合、設置地域への説明だけでなく、道行く人たちにもわかるような立て看板等でお知らせがあったのかどうか、また、主たる責任者の住民への周知をどのような形で報告、了承を得られたのか、再度お尋ねしたいと思います。住民の皆さんが安心して生活ができる砥部町ということは町長も当然望んでらっしゃることだと思います。また、そういう町であるという評価があれば、本当に私たちも嬉しいと思っております。次にアレルギーを持つ子どものことなんですけれども、現状がわかればい

いかなと思ひまして、ちょっと私も学校の方を回ってみました。考えていたより数が少なかったということで、安心はしたんですけれども、やはりそれ以外にアレルギー鼻炎であるとか、喘息であったりとか、そういうような症状を持ってらっしゃる児童は多いということでした。数字は先程、教育長の方から話がありましたので、私が回った時よりも多かったのでもっと事実びっくりしております。中には、弁当をずっと持参してらっしゃる生徒さんもいるそうで、その親御さんに重荷じゃないかなっていうことで尋ねてみましたけれども、子どもが安心するからということで、親も一生懸命弁当を作っているということ、先程言いましたように、牛乳がダメなお子さんには、牛乳は削除してますよと、あるいは弁当を持って来るけれども、牛乳だけ逆に学校の給食の牛乳を利用していらっしゃるという生徒さんもいらっしゃるみたいです。アレルギーの除去食対応というのがありますが、やはりこれから先、いろんな調べを見てみますと、アレルギーを持たない子どもの方が少なくなるんじゃないかなと予想されております。これから先、こういうアレルギーを持った子どもさんたちに対する給食の取り組みについて、もし町長の方で、あるいは教育長の方でお考えがあるようでしたらまたお答えしていただけたらと思います。そして次に、朝の欠食児童の話なんですけれども、国の方が食育推進基本計画の中で、朝食を抜く小学生が4%、それを0%にするという数値目標をあげてまとめたものでございます。3月の国会でこれが通るとなりますと、始まっていくわけなんですけれども、朝食というのは非常に大切なもので、朝食を1週間のうちに4日以上食べている子は、食べていない子に比べると勉強時間が長く、宿題をきちんとやる、親に言われなくても自分から勉強をするなど、学習意欲が非常に高いことが明らかになっています。大人も含めた啓発活動などの取り組みが活発化されると思えますけれども、現状ではどのような取り組みをなさっているのか、再度お尋ねいたします。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の再質問の件でございますが、下水道が最優先であるかどうかということでございますが、この下水道については、平成15年の2月に議会の中にも特別委員会をもっていただいて、そしてこれをみんなでやろうということでご決議いただいて、そして私もこの問題について、一生懸命取り組んで交渉をしてきたということでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。加藤先生の件でございますが、これは先程も言いましたように、いろいろな条件の中で、砥部町の規模であれば、公共下水道よりも浄化槽の方がいいというふうに私は理解をしております。ということで、これはまあ反対の意見であっても、賛成の意見であっても、いろいろあるけれど、やはり私は一部分だけ捉えてでなくて、いろいろなご意見を含めて私は判断していくということですので、ご理解をいただきたいというふうに思ひます。

○議長（樋口泰幸） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 土居美智子議員さんの再質問の中で、アレルギー対策の今後の対応、それから朝食抜きへの現状の取り組み状況というご質問がございました。まず、アレルギー対策の今後の対応についてでございますけれども、これにつきましては、先程も土居議員さんご自身で調査された中にもありましたように、アレルギーの要因がた

くさんございます。個人個人によってアレルギーの内容が違います。ですから、一律にこうするという対応は難しいと思います。給食センターと相談しまして、そういったことを踏まえながら、できるだけ個々の対応はしてまいりたいというふうに思っております。けれども、その基本が何なのか、要因が何なのか、そういったことも合わせて調査検討をすることが必要であろうというふうに思っております。偏食をしない、あるいは食物が一方向に偏らないというふうなことで体力をつけていく、こういったことが大切であろうと思っておりますので、個々に応じた対応をするだけでなく、その要因というのとも合わせて調査する必要があるかと思っております。もう1件、朝食抜きの関係の取り組み状況ということでございますが、先程も申し上げましたように、これは、なんと申しましても学校での対応はできません。各家庭においての食事を規則正しく取っていただくというふうなことで、学校だより等を通じて今現在も図っておりますけれども、なお進めていくということで、無理やりどうやっても学校で食べさすということとは出来かねますので、啓発にとどめたいというふうに思っております。

○議長（樋口泰幸） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 土居議員さんの一時宿舎の件について、ご報告申し上げます。私どもの方では、地元区長さんの方に御紹介をいたしまして、その区域外の方には、ご相談をしておりません。ただ、業者さんの方にはですね。川を隔てた隣接の北川毛区域の方にはご挨拶に参るようにとご指摘しております。それと、看板等のご指摘でございますけれども、特にそういう看板等の設置指示はしておりませんし、また、私どもの方から特にそういうことを指示することはできないのではないかと考えております。もしですね。地元区長さん方のほうからご要望があるようでしたら、そういうことをお伝えすることはやぶさかでないんですけれども、そのように考えております。以上でございます。

○議長（樋口泰幸） 土居美智子君。

○4番（土居美智子） 再度、質問に立たせてもらいます。加藤氏のことにつきましては、今日の町長のご答弁をですね。また私の方で報告をさせていただいて、加藤氏にご理解を賜りたいと思っておりますけれども、彼からどういう返事が来るかということは私も想像ができません。地方自治法を紐解いてみますと、第1条の2、地方公共団体の役割と国の役割というのがあります。その内容は、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするがあります。その同じ2の2においては、国は地方をサポートしなさいよというような内容で書かれているかと思っております。福祉の増進というのは、今は税の増進となっているような気がします。厚生年金や国民年金の保険料の値上げ、私たちにとっては税の増税と同じです。県下で一番の老人の町になると予測されています我が町なんですけれども、社会保険費用は増え続けることでしょう。まだこの上に、所得税や住民税の定率減税半減、そして廃止など、生活の中では既に増税が始まっております。下水道の赤字は一般会計から補填する。これは、今後増大していく福祉を食い物として赤字が増大し、現世代は疲弊し、つぶされることになるのではないのでしょうか。今般の防衛庁、施

設庁と同様の闇が、国交省地方共同法人のいわゆる日本下水道事業団、建設業界の間にはあるのではないかと推測されております。役員OBの人件費のツケが、町民に回るのだけはやめてほしいという文章が、私の手元に届いております。財源の現状に見合った政策の取捨選択を行うことが大切であるのではないかと思います。竹中総務相の私的懇談会において、自治体の破綻法制導入の提言がニュースとして流れております。地方債の償還を国が今現在は保障しておりますが、これを見直すことからこの策が出たのではないかと私は思っておりますが、もし砥部町自体が破綻に陥りました時には、責任は増税という形で住民までかかってくるという内容です。行政と議会による説明責任は大変重いものになります。10年後の設計とありますが、今現在も事前説明責任は重要であります。果たして、十分に果たされているのでしょうか。大変失礼な言い方なんですけれども、1月号の広報とべの中で、下水道工事の記事がございます。その文面の中で、ご理解とご協力とありますが、ご理解というのは、事前に十分に説明があつて、初めて使える言葉ではないかと思います。

次に、財政に大きく関わってくる職員削減問題ですけれども、総務省から今後5年間にわたる削減計画を作り、公表するように求められているのではないかと思います。私がもし勘違いだったら許していただきたいと思っております。期限が3月末ということでありますので、計画内容、財政への影響はどの程度になっているのか、私たちがわかる範囲でもし教えていただければありがたいと思っております。

アレルギーのこと、まあ学校給食のことなんですけれども、戦後、GHQと日本政府が協議した際に、GHQのサムス大佐というのが、米と味噌汁の給食を提案したんだそうです。ところが、日本側はそれを断り、牛乳、当時私たちも覚えがありますけれども、脱脂粉乳と小麦粉、輸入小麦による給食が始まったわけです。昭和39年頃、脱脂粉乳から牛乳の給食に変わりました。その後、1975年頃からアナフィラキシーという、これはアレルギーの体質を持った子どもに起こる一種の症状なんですけれども、いわゆる原因のひとつと考えられております牛乳の中の乳脂肪中に含まれている黄体ホルモンというものを取りましたら、それを摂取した後にはですね。運動をしますと、非常に呼吸困難であったりとか、非常に身に危険のある症状を起こしてしまうという、こういう体質を持った子どもが生まれ始めたということです。これから先も、おそらくアレルギーのない子どもを探すほうが難しくなるのではないかと、このように考えます。給食を教育としての学校給食として捉えて、安全安心な給食を追及する姿勢でアレルギーの対応食にも力を注いでいただき、今後も増え続けるであろうアレルギーの子どもたちが、みんなと同じような給食が食べられる楽しみができると思っておりますので、是非、前向きな姿勢で取り組んでいただきたいと考えております。既に取り組んでいます松本市では、ここは、本当にですね、いろんな食事は自分たちが、もちろん専門の調理士さんも入って来られたようです。最近では、保護者から聞こえてくる声はですね。本当に体が元気になりました。まあ、同じような言葉ですけど、体が丈夫になりました。というふうな感謝の言葉が聞こえてきます。是非、実態の把握をしていただきまして、合わせて地産地消で、農薬の少ないやはり野菜を子どもたちの食事として、給食に登場させて

いただきたいなとこういう取り組みを町あげて、あるいは地域あげてやっていただきたいなと思います。先程、要因の調べということがありましたけど、やはりこの除去食と代替食というふうなことはですね。やはり医師の診断書がないとですね。難しいことなんで、そこらあたりが、やはり町内の病院であるとか、そういうところともお互いに連携を取りながらですね。これから先、決して減ることのないアレルギー性質を持った子どもたちのためにですね。楽しい学校が送れるようなそういう取り組みを前向きにやっていただきたいと思いますが、少しばかり何かありましたら、ご回答の方をお願いします。以上です。

○議長（樋口泰幸） 明賀課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の土居議員さんのご質問の中でございました職員の適正化計画の件なんですけど、行政改革推進の中で、現在計画はちゃんと定めております。とりあえず、先程申されました5年間の計画なんですけど、定年退職、また自己都合等、退職される方、それと当然、急激な勢いで職員数が減ってまいりますので、調整をしまして、平成22年までに約20名の減。率にして8.8%のマイナスで計画を進めております。ちなみに合併をいたしました平成17年1月以降、10年間で、あの時に40名程度職員削減を計画しているということですが、定年退職だけで仮に採用を見合わせますと、10年経ちますと、現在職員定数が245名ございます。そのうち、職員数がそのまま放っておきますとですね。170名台へ落ちてしまいます。当然、事務に支障をきたしますので、計画的な採用も合わせて、今後対応を考えてまいりたいと思います。

○議長（樋口泰幸） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） アレルギー対策ということでございますけど、先程も申し上げましたように、この問題につきましては、学校だけでなく、やはり各家庭での対応というふうなこと、そして、そういう体質になったもと、こういったことも充分考えなければならぬと思いますので、各家庭と学校とが連携しながら、そういったことの要因も調査してまいりたいと思います。また、食に関しても、砥部町にまだいきなり配置はされませんが、この4月から学校栄養教諭が配置されることになっております。これは、大きい都市から順にというふうなことで、いきなり砥部町まではまいりませんが、学校栄養教諭が配置されます。そういったことになりましたと、そういった栄養の観点から、あるいは食生活全般にわたる指導というふうなことを学校でも行うことになりました。その中で、アレルギー対策というふうなことも取り上げて、個々に応じて対応していくということになってこようかと思っております。その効果がやがて、家庭へも及んでいくというふうなことで、アレルギーを掌握するだけでなく、その要因を除いて、全員が楽しくおいしい食事が取れるというふうな体を作っていくと、こういうことが求められると思います。そういう方向になるであろうというふうに思っております。以上でございます。

○議長（樋口泰幸） 土居美智子君の質問を終わります。ここで、昼食のため、休息をします。再開は1時10分からということをお願いします。

午後 0時 1分 休憩
午前 1時 8分 再開

○議長（樋口泰幸） 再開します。2番、政岡洋三郎君。

○2番（政岡洋三郎） 2番、政岡洋三郎です。議員になりまして、初めての質問で不備な点があるかと思いますが、どうかよろしく願いをいたします。それでは、質問を始めさせていただきます。国民健康保険料の長期滞納世帯に対する国民健康保険被保険者資格証明書の交付状況等についてお尋ねをいたします。自治体の国保財政の安定化と負担の公平を図るための一環として、国民健康保険料を長期に滞納している被保険者に対して、平成12年度から、医療費の全額自己負担を求められる国民健康保険被保険者資格証明書の交付を、各自治体に義務付ける法律改正が行われています。これによりまして、資格証明書が交付をされまして、被保険者としての資格はあるが、国保の受益権が停止されまして、保険証が使用できないいわゆる無保険者世帯が、平成16年度では全国で30万世帯以上あるとの調査結果が発表されております。ちなみに愛媛県は、3,222世帯で、全国で25番となっております。そこで、本町において、平成16年度で保険料を1年以上滞納している世帯が何世帯あるのか。法律改正が行われました平成12年度から、滞納世帯がどのように推移されているのか。資格証明書の交付は、法律で定められております免除世帯以外は全世帯に交付されているのか。それとも町独自で交付基準を設けて対応されているのか、町長のご所見をお伺いいたします。

次に町職員数の適正化計画についてお尋ねをいたします。町は、新町建設計画を着実に実施するために、行財政全般にわたる改革を進めていますが、改革推進の重点項目の中で、効率的な行政運営の推進として、行政運営の合理化と組織体制の充実を掲げています。組織体制の充実のひとつとして、一般職員数の実質的な削減を段階的に励行されていますが、本町の職員の年代別構成比率は、20歳代が9.5%、30歳代が29.5%、40歳代が32.9%、50歳代が28.1%で、40歳以上の職員が全体の6割強を占めているような状況であります。このように、合併で発生した職員の年齢構成の歪みと、三位一体改革による厳しい財政状況に鑑み、合わせて職場の財源削減を図るために、退職手当金を上積みする特例措置を導入されまして、早期退職者を募るなど、前倒しされて職員適正化計画を進められる考えはないか、町長のご所見をお伺いいたしまして質問といたします。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 政岡議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。はじめに、国民健康保険被保険者資格証明書の交付状況等についてお答えいたします。ご案内のとおり、この資格証明書は、通常の保険証とは異なり、医療機関窓口で提示して、医療費を一時全額自己負担していただき、後で申請に基づいて、保険診療で認められる医療費から一部負担金を差し引いた額が払い戻されるものでございますが、現在のところ、お尋ねの資格証明書を交付している世帯は、ございません。滞納世帯の推移については、合併によるシステム変更の関係上、平成12年度から15年度までは旧砥部町ベース、

16年度は新町ベースの数値ということでご了承いただきたいのですが、各年度分の出納閉鎖時点の滞納世帯数は、12年度分が256世帯、13年度分が306世帯、14年度分が360世帯、15年度分が386世帯、16年度分が456世帯となっております。また、17年6月1日現在の調査によりますと、過年度分を含む滞納世帯の国保全世帯に占める割合は、砥部町は11.9%となっております。県全体の13.4%、中予地域平均の15.2%を下回っております。資格証明書の交付基準については、法令の規定では、災害などの特別な事情がないのに、国保税をその納期限から1年間以上滞納している世帯主については、被保険者証を返還してもらい、代わりに資格証明書を交付することになっております。なお、老人保健法による医療や厚生労働省令で定める公費負担医療の対象者は除かれることになっております。運用につきましては、督促や納付相談、短期被保険者証の活用などの様々な手段を通じて、納付折衝の機会を設けても納付を履行しない、または、折衝に応じない滞納者に対して、被保険者証の返還を求めるとしております。国民健康保険は、被保険者全体の相互扶助で成り立つ制度であり、今後とも、被保険者の負担の公平化と国保財政の安定化に留意しながら、この制度の適正な運用に努めてまいりたいと思います。

次に、町職員数の適正化計画についてでございますが、これまで定員適正化に努めてきましたが、今後も厳しい財政状況が予想される中、より一層の効率的な行政運営が求められるとともに、義務的経費に占める割合が最も高い人件費の抑制を進めていくことが避けられない状況にあります。このため、現在策定中の定員適正化計画では、平成21年度までに20人以上の削減を目標とし、退職者の補充抑制、事務事業の効率化、組織機構の簡素合理化などにより、住民サービスを低下させることなく計画的な職員数の削減を進めていきたいと考えております。現在のところ早期退職者を募ることは考えておりませんが、これは今、自然減でいきましても、かなりの減になりますので、先程の答弁でも申し上げましたように、年に2、3人の補充をしていって、ちょうど10年間で40名減るような数字になっております。以上で、政岡議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 政岡洋三郎君。

○2番（政岡洋三郎） 国保保険料の納付でございますが、18年度から地方税を一定額以上滞納している者につきましては、地方税整理組合に委ねて、収納率の向上に努めることにしておるようなことでございますので、ましてや国保事業会計は、17年度でも一般会計から、保険給付費の約1割近くを繰り入れて運営を行っているようなことを思慮いたしますと、保険料の長期滞納者に資格証明書を交付して、逆に納付意欲の減退とか、態度の降下を招くことも考えられますが、先程も言いましたように、保険料負担の公平を図るという見地から、資格証明書の交付を適正に行って、収納整理に一層努めていただきたいと思うわけでございます。

職員の適正化でございますが、これから訪れます団塊世代の職員の退職を待って、適正化を進めるのではなくて、職場の活性化と財源削減の両面からも、できるだけ早く適正化を進めるべきだと思いますので、特例制度の導入を申し上げまして、質問を終わります。

といたします。

○議長（樋口泰幸） 政岡洋三郎君の質問を終わります。17番、玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 17番玉井でございます。公共下水道の見直し及び説明会についてお尋ねをいたします。政府・与党は、大増税計画の第一歩として、2007年度に所得税・住民税の定率減税を全廃して3.3兆円の増税を実行に移すことを決定しました。また消費税増税について、2007年度をめどに、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく取り組んでいくことを、与党税調として確認しました。まず強調したいのは、所得税増税にせよ、消費税増税にせよ、国民を欺いて大増税を押し付けることは、絶対に許されないということです。自民党は、サラリーマン増税はやらないと公約しました。消費税についても、小泉首相は任期中の増税は考えていないの一面倒で、増税計画を国民にひた隠す態度をとりつづけました。選挙で議席の多数を占めると、一転して増税路線を押し付けるというのは、国民を詐欺にかけることに等しい暴挙であります。社会保障では、医療大改悪の問題です。高齢者の窓口を2割、3割に引き上げる。75歳以上のすべての高齢者から保険料徴収と年金からの天引き。入院患者の居住費・食費の新たな自己負担の引き上げなど、情け容赦のない負担増が押し付けられようとしています。政府与党は、現役世代との公平を理由にしています。しかし、有病率すなわち病気を持つ率が高いお年寄りの窓口負担は、現役世代より低く抑えて当たり前であり、高齢者の負担増はそのことが本当の公平であります。しかも誰もが年をとるのであって、高齢者世代への負担増にもなるわけで、いずれは現役世代への負担増にもなるわけです。お年寄りに負い目をもたせて、必要な医療を断念させることを、子や孫のためであるかのようにいう攻撃を許してはなりません。介護保険法改悪による食費・居住費の新たな徴収の導入につづき、要介護度が軽い方へのサービスの切り捨て、障害者に過酷な痛みを押し付ける自立支援法が4月から実施されます。住民税増税にともなう国保料や介護保険料、公営住宅家賃など、雪だるま式の負担増が、低所得者や高齢者に襲いかかろうとしています。これらの攻撃から国民の暮らしを守り、必要な社会保障サービスを保障させるために、国政でも地方自治体でも重視し、

○議長（樋口泰幸） 玉井議員。前段は短くして、本題に入ってください。

○17番（玉井啓補） 15分以内ならかまわんのでしょ。15分過ぎてから言ってください。どこ言よったかわからんなった。失礼しました。

そのために公共下水道の見直しは必要です。特に、計画では、一般会計からの支出です。関係のない地域まで住民の負担が孫子までかかります。私の一般質問で、詳細を詳しく広報とべでお知らせいたしますとの答弁でしたが、相変わらず、町民が知らせてほしい数字等が具体的に書かれていません。議員協議会でも同様な説明でした。資料を基に疑問点をお尋ねいたします。具体的にお答えください。なお、土居美智子議員と重なる点があるかと思いますが、ご容赦願います。1番目の計画処理人口でございますが、計画処理人口2万3,100人。新町建設計画では、2015年は2万2,769人。20年後の2025年、平成27年の総人口は、旧広田村、区域外を含め2万4,500人。

昨年9月に開催された砥部町まちづくりセミナーの講師藻谷浩介氏は、2025年の砥部町の総人口を2万2千人と予想されています。調査により2千人の誤差がなぜ出たのか、説明のあった計画処理人口の20年後についてをお尋ね致します。また、平成16年5月特別委員会での説明は、松前町徳丸地区の要望に対する回答は、市街化区域の次に整備区域の見直し作業により、松前町に対して徳丸地区を最初の整備区域に入れていただくように協力要請してまいりましたのでご協力くださいますようお願い申し上げますとの回答でしたが、松前の議員に問い合わせたところ議会では徳丸地区の砥部町へ加入は審議していないとのことでありました。なお、松前町では当初の計画と違い膨大な予算が要るので、下水道計画は市街化だけの計画変更との声が行政及び議会とも上がっています。当初計画は公共下水道であったが、徳丸地区など調整区は当初計画と違って見直しをする、その大きな理由は、管渠、汚水管の敷設に広い土地に家屋が少なく採算が取れないため、合併浄化槽の計画だそうでございます。松前町との協議についてはどうなっているのかお尋ねいたします。受益者負担制度。説明書によれば、下水道整備区域内に住む人々に限られます。恩恵を受ける方々に建設費の一部を負担していただき、整備促進を図ろうとするのが受益者負担制度ですとの説明があります。工事費はなぜ一般会計で整備するのか、企業会計ではいけないのか。お尋ねいたします。次に、受益者負担金でございますが、説明では、単なる借家人は受益者にはなりませんとの説明ですが、公営住宅の負担金、区域内にある土地、国、県、町の所有地なども含むはすべて受益地として、負担金の対象になりますとも書かれています。それには、Aの土地にAが家を建てBに貸している場合。県営住宅、その他の新興住宅で、Aの土地にAが家を建ててAが使用している場合ですが、その他賃貸マンション、事業所の説明はどうするのか。砥部町営住宅の負担金。県営砥部団地の負担金、個人負担はどのように計算されているのかお尋ねいたします。排水工事費10万から20万円の個人負担。合わせて受益者の土地に関する負担金は、受益者は、県と具体的な話ができていますのか合わせてお伺いします。4番目の負担金額でございますが、この場合は土居議員さんの質問と重なりますので割愛します。次に、全体概算事業費236億7,300万円、国庫補助金102億5,300万円、起債、借金は122億3,600万円、町費3億5,500万円。起債、借金は、償還金193億1,600万円。これは利率2%を含む。60年間この利率で収まるはずがないと思います。それから先程申し上げましたように、管渠、汚水管に130億4,600万円、用地費14億5,600万円、維持管理費119億6,400万円、そのうち使用料収入が216億6,300万円。交付税措置額96億5,800万円。受益者負担8億7,800万円。総合計549億5,300万円です。計画に対して支払いは約2倍弱ですが、60年間の景気による利息2%はありえません。単独事業も増え、計画通りに行かないのが実状ではないでしょうか。国庫補助金で誘導された下水道整備が行われた国庫補助は、財源の3割程度で、残りの大半は自治体の借金だとも全国では言われています。一例といたしまして、砥部町としては46年当時、大事業であった県営かんがい排水事業、俗に言う銚子ダム事業の完成資料によると、管理主体は砥部町土地改良区で総事業費10億4千万円の計画でした。負担率、国費5

0%、県費10%、地元10%、その他、送水路、末端施設など、平成2年に計画変更があり、総事業費63億6,300万円。平成4年に完成しましたが、なんと当初計画の16倍の総事業費67億600万円となり、債務負担金以外に、特別助成金、これは昭和49年度より毎年、現在まで約9億円、一般会計で支払っています。以後平成24年まで年約4千万円以上支払うと仮定しまして、平成18年度は5,700万円を3月補正予算に組む予定となっています。県営かんがい排水償還年次表と合わせ、文化会館、ごみ焼却場、各学校の耐震工事など、私の平成16年6月議会の一般質問で、和田助役は平成17年度より3年間は公債比率19.5%、以後平成24年まで16.5%との答弁でした。財政再建団体に陥るのではないかと心配があるわけですが、心配ないのかお知らせください。最後になりましたが、町単独の補助についてです。今後60年間で一般会計、特別会計として注ぎ込まれ、福祉、教育にまわす財源がなくなるのではないかと。来年度各課で町単独の補助金が廃止および減額など提案されているようですが、前年度との対比で詳細にお知らせください。下水道会計を特別会計としています。不足分を一般会計より補填です。このことは公共下水道を設置しない住民の交付税も投入することとなり、銚子ダムと同じで住民間で不公平をもたらすこと、また、これからの高齢化社会での福祉費、少子化時代での次世代育成費等財政問題として大きな課題を抱え、返済の当事者となる若い世代をも含めた議論、納得もなされないまま、この計画を推し進めるものではありません。私は選挙公約で、借金193億円も抱える下水道計画は幸いなことに工事前ですので、財政難の折、借金漬け計画の詳細を示し、町民の判断を仰ぐべきであるとの質問に対し、町長は公共下水道と合併浄化槽を検討した結果、公共下水道のほうが経済的であるとの結論と町長の選挙公約であり、計画どおり進めるのが私の公約の実行ですとの質問の答弁です。ようやく説明会が開かれようとしています。住民には納得いく説明をし、公共下水道事業の全体計画を詳細に示し、その是非を住民に問う必要があるのではないのでしょうか。あわせ、町独自の住民サービスに対しての影響はいかがでしょうか。町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 玉井議員さんのご質問にお答えいたします。はじめに、公共下水道説明会についてお答えいたします。国の三位一体改革に伴い、地方財政は大変厳しい財政運営を強いられており、本町におきましても、より一層の行財政改革を推進していかなければならないと考えております。そういった中で、下水道事業に着手し、事業推進をしていくわけですが、私は事業実施にあたり、徹底した合理化やコスト縮減に努め、本事業が町財政の負担にならないようにしていかなければならないと考えております。先ほど、行政報告でも申し上げましたが、3月14日から認可区域内の各地区において事業説明会を行ってまいります。そして、事業推進のご理解とご協力をお願いしたいと考えております。また、広報紙にも分かりやすく事業内容等を掲載しており、今後も広く啓発をしてまいりたいと考えております。認可区域以外の説明会については、区長会にご意見をお伺いし、対応させていただきたいと思っております。いずれにいたしましても、潤いあるまちづくりを推進するためには、公共下水道事業は必要不可欠な

施設でありますので、まず、第1期事業区域を立派にやりとげなければならないと考えております。次に、町単独補助金の廃止、減額についてでございますが、18年度予算編成における町単独補助の状況ですが、17年度町単独の補助は86件、決算見込み額で1億3千万円でございます。18年度当初予算編成では、既存の補助金、交付金、負担金それぞれの性質を再検討し必要な補助金かどうか見直してまいりました。その結果、当初予算には、60件8,200万円の計上となっております。現在は、国、県、市町村すべてが、大きな変革といいますか、構造改革を求められている時代です。住民の皆様も、従来どおりの補助はなかなか難しいことをご理解いただきたいと思います。なお、公共下水道及び補助金の詳細につきまして、担当課長の方から答弁させます。以上で、玉井議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 玉井議員さんのご質問にお答えをいたします。計画処理人口でございますが、ご承知のように下水道事業といいますのは、施設の耐用年数及び建設期間がかなり長期にわたること、また特に管渠の場合は、下水量の増加にあわせまして、段階的に能力を増大させるということが困難であるために、施設は長期的な見通しの上で計画立案する必要がありまして、概ね20年後を目標として、計画立案することになっておるものでございます。その中で、将来人口を今日までの実績等から、平成32年には2万4,500人になると数学的計算を推計しておりまして、下水道の計画処理人口を2万3,100人と予測いたしておるものでございまして、計画として適切な数値であると考えておるものでございます。次に、受益者負担金でございますが、下水道事業費用の一部に当てられますので、下水道特別会計の収入として扱われることになっております。また、企業会計への変更時期のご質問でございますが、今までにも町長が答弁を申し上げておりますように、現在、総務省におきまして、地方公営企業の会計基準について検討されておりますので、経営状況がより明確に示されました会計システムが確立した時点で検討していきたいというふうに考えておるものでございます。それと県営住宅と町営住宅の受益者の協議でございますが、これは愛媛県、また砥部町の担当との協議になります。基本的には受益者負担金の徴収2年前くらいから、それぞれの県、並びに町担当課の方と事前協議を行いまして、受益者負担金を賦課するその年度の予算の確保をお願いするようになっておるものでございます。また、認可区域内のマンション等につきましては、住民説明会の終わりました後で、オーナーさん等にご説明をさせていただきたいと考えておるものでございます。以上です。

○議長（樋口泰幸） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 玉井議員さんの補助金に対するご質問にお答えします。

この18年度当初予算における町単独の補助金を17年度ベースと比較いたしますと、4,850万円程の減少になっております。内訳についてでございますが、廃止した補助金が31件、3,600万円でございます。このうち、4件、2,260万円程がございまして、これにつきましては申込み等がなかったものでございます。大きな額になっておりますのは、愛媛CATVへの補助金1,440万円等があったためござい

ます。あと、額の減った補助金等が36件ございまして、減少の額は1,870万円でございます。申請自体の減少によるものが330万円程そのうちでございます。増加しましたものは、新規の補助金6件で、870万円でございます。あと、額の増えた補助金等が10件ございまして、320万円程の増額となっております。変更等なかったものは8件ございまして、総額で1,200万円でございます。うち、1千万円はグリーンキーパーへの補助金でございます。以上のような内容でございます。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 徳丸との関係でございますが、徳丸区につきましては、松前町の市街化区域の管渠整備が終わって、松前町が準備ができてからの話となっております。ということで、当町としては受入れをするというお約束だけでございまして、松前町がどういうふうにするかということは別の問題であると考えております。

○17番（玉井啓補） 再度お尋ねいたします。まず、1点目でございますが、平成16年度の成果説明書をみますと、総人口2万2,737人、し尿浄化槽汚泥処理でそのうち合併処理人口が1万436人、単独処理人口が8,699人、汲み取りが2,914人というように説明書には書かれています。その面から見まして、だいたい人口の45.8%がもう合併処理にしておるわけですが、これから見ますと、先程から申し上げましたように、合併浄化槽は公共下水道ができてもつなぐ必要がないというような説明ですので、一考を要すると思います。それと、先程の県営住宅の問題でございますが、事実、県営住宅では、家賃7,800円から1万3千円程度払っておるわけなんです、そのうち合併浄化槽ということで、1戸あたり1,600円を支出しております。それから見ますと、これが県営住宅の人ほどのくらいになるんかということです。排水工事10万から20万支払わないといけないのか、県が全部出してきて、家賃に跳ね返るのかという点が心配しております。万一家賃に跳ね返ったとしても、3年間で支払うので、入れ替えが激しいわけでございますので、先に払ってしまった人と後から入る人の家賃はどうなるのかということも合わせて詰めておきたいと思っております。それから、これは新興団地といいましょうか、1期分には上野団地がございまして、下水道の浄化槽に3,500円を毎月払っているそうでございますが、それであればずっと問題がないのですが、その他、排水工事にこれも同じく10万から20万いるということ。それと大きな問題は賃貸マンションですね。これは数百万円も投入して合併浄化槽にしております。合わせて事業所も同様だと思っておりますが、これの了解は取っておるのかどうかという問題、それとお年寄り家庭が多いのでございまして、年金生活者であり、これは現在のままでいいです、お金がないですというようなことが話しあわれております。そういうことから見て、これは人口の半数以上が合併浄化槽を設置しておりますので、考えてもらうということでございます。それと環境省は、家庭から出るし尿を処理する単独処理浄化槽について、生活雑排水も処理できる合併処理浄化槽への交換を促進するため、単独浄化槽の撤去費を補助する方針を固めています。今年度ですが、予算概算要求に盛り込んでいます。全国では、単独浄化槽は合併浄化槽の8倍多い。砥部町の場合、合併浄化槽に比べ0.833%ですが、環境省が単独浄化槽の撤去されるまで約27年も掛

かることから、一基10万から20万円前後かかる単独浄化槽に撤去費用の一部を補助する方針を固めているそうです。今国会では浄化槽法が改正され、浄化槽設置の目的に汚水処理だけでなく公共用水域保全が加わったことなどを受け、合併浄化槽の普及に弾みをつけたい考えだそうです。なお、浄化槽市町村整備推進事業の整備基数に係わる要件は、基本的には20戸以上でないとはできなかったのが、10戸以上に緩和し、居住人口の少ない地域の生活廃水対策が図られるようになったということだそうです。そのことを含めまして、私の一般質問に対する答弁は、愛媛県全県下水道化基本構想に基づいて、本町も集合処理と個別処理の経済比較を行っており、公共下水道が経済的であるという結果になっていますとの答弁でしたが、果たしてどのくらい経済的かということをお答えくださるよう再質問いたします。最後になりますが、2012年度末を目標とする全県域下水道化基本構想は2004年3月に改定され、県の行政人口や生活排水整備人口目標、下水道整備人口・比率を下方修正したが、浄化槽について上方修正するとともに、市町村設置型浄化槽を積極的に導入すると明記しております。再度伺いたしますが、公共下水道計画を白紙に戻し、再度検討するお気持ちはないか。伺いたします。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 玉井議員さんからの再度白紙に戻して再検討ということですが、私にはそういう気持ちはございません。前からも言うておりますように、やはり第1次計画を進めて、そして2次計画の時にこれは公共下水道部分であるとか、合併処理浄化槽の部分がいいとかそういう検討をして効率化を図ってその事業を進めていきたいというふうに考えております。その他、質問につきましては、担当の課長より答弁をさせます。

○議長（樋口泰幸） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） まず、玉井議員さんのご質問にお答えをいたします。今回、市街化区域内を整備するわけですが、先程、玉井議員さんも言われましたように、市街化区域内の水洗化率というのは約89%でございます。そのうち、生活排水処理いわゆる合併処理で処理できている率が43%となっております。これは、上野団地と県団地が合併のコンプラでございます、これを除きますと、生活排水処理率というのは31%になるものでございます。さらに、重光と麻生地区で合併処理が普及しております、これを除きますと、27%というふうなことでございまして、単独浄化槽が市街化区域内は高いというふうなことで、水質改善の観点からも下水道の整備の推進が必要であるということでございます。それと、県団地等の排水設備工事につきましては、この工事につきましては、基本的に県が工事をされるものというふうに思っております。で、それに対して家賃に跳ね返るかどうかということにつきましては、これは、家賃は多分県の条例で決められておると思いますので、ちょっと今はどうなるかというのは私の方としては、お答えができないわけでございます。ただ、工事としましては県が負担される。そして受益者負担金につきましても、砥部町は県からいただくということでございます。それと上野のコンプラにつきましても、これは基本的には上野の処理

場の手前の下水本管から、砥部町が工事します下水管に切り替えるということになります。従いまして、この工事は下水道の方でいたしますが、上野地区の方につきましては、受益者負担金はいただくようになるということでございます。それと賃貸マンションにつきましては、先程申しましたように、住民説明会、認可区域内の説明会が終わりしました後、オーナーの方々にご説明をして回りたいというふうに考えておるものでございます。それと、排水設備等の費用がかかるということで、お年寄りの方の問題でございしますが、これらにつきましては、供用開始が約5年後になりますので、今から下水道積立金と申しますか、そういうふうな形での積み立て等の奨励を啓発していきたいというふうに思っております。それと排水設備のいわゆる切り替えにあたりましては、先進地では融資制度、利子補給をいたしまして融資するという制度がございしますので、砥部町におきましてもそのような制度を検討いたしたいというふうに思っております。それと、経済比較のことでございますが、これは先ほど議員さんも言われましたように、愛媛県全県域下水道化基本構想の策定要領市町村作業マニュアル、それと国土交通省、農林水産省、環境省の3省統一マニュアルに基づきまして、個別処理と集合処理の経済比較を行っているものでございます。このことにつきましては、過去の全員協議会、特別委員会で何回かご説明をさせていただいておるわけでございますが、再度、説明をさせていただきますと、個別処理、いわゆる浄化槽と言いますのは、家と家の間の距離に係わらず、工事費は一定でございします。ただ、集合処理につきましては、家と家の家屋間距離が近くなる、小さくなれば安くなりまして、逆に大きくなりますと高くなるということでございます。で、この個別処理と集合処理の家屋間距離が変わるところが家屋間限界距離と申しまして、家屋間限界距離によりまして、延長が長い家につきましては、浄化槽で整備する方が経済的であるというふうな比較をするものでございまして、個別処理と集合処理の線が変わるところ、これが個別処理と集合処理の分岐点となるということでございます。で、本町の場合は、先程のマニュアルに基づきますと、この家屋限界距離といいますが、約70mと示されております。で、この距離内の家のエリアをまず決めまして、次にエリアごとに処理場を作って、集合処理する場合と合併浄化槽にする場合の個別処理の経済比較を行うものでございます。集合処理が有利と判断されまして、次にエリアとエリアを接続させた場合と、単独エリアでの経済比較を行いまして、順次エリアの拡大をして、経済比較をしていくものでございます。この結果、本町につきましては、住居の密集している地域につきましては、集合処理である公共下水道で整備いたしまして、それ以外の下水道の計画区域については、個別処理である浄化槽で整備することが経済的であるという結論になっているものでございます。以上でございます。

○議長（樋口泰幸） 玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 何回聞いても意味がわからないんですが、はっきり言いますと県営住宅ですね。先程言いましたように、これは県が当然払うので、心配しているのは県がお金を出して、家賃に跳ね返るのか跳ね返らんかということを知りたいわけなんです。10万円、20万円の切り替え費用が要る、これはコミプラですから総額をなんぼで振り合うかどうか県が考えることですが、先程から言いましたように、今ま

で1,600円の支出で済むのが、どのくらいお金がかかるのか知りたい、というのが県営住宅の住民の聞きたいこととございます。ですから切り替えて、何年以内にお金を払うと。入れ替えが激しいところとございますので、3年間、前の人が仮に払ったといたします。次の人に入れ替わった時の補填は誰がするんかというようなことも含めまして、そういう具体的なことを知りたいということとございますので、ここらあたりが一番大事なことじゃないかと思えます。それから賃貸マンションのオーナーへの説明には、地域の説明が済んだところ、事業所も同じですが、説明に回るということとございます。先程、くどいようございますが、私ところは合併浄化槽になっておるのでつながりません、と言うたら、また処理人口からもう一回し直さないといかんのじゃないかと、マンションのオーナーについても何百万円というように入れて、そしたらこれつながりますので、家賃に振り替えますよというようなことは安易にできないというのを私は感じております。そういうことからみまして、今年度当初予算案で、加戸知事はこのようにおっしゃられております。交付税で借金返済の面倒をみるとの約束で起債をしたのに、交付税の全体額が減っている。国は借金の分は保障しているというが、交付税には私は前から言っていますように、色がついていないので、借金返済が極めて難しくなると指摘しています。残業手当を払うから本俸を減らす、というような一種の詐欺的行為と強い表現で国を批判しています。基金が底をついた状態の今、民間の破産に相当する財政再建準用団体への転落が現実となる恐れがあります。また、来年度以降の地方交付税削減も予想される状況に加戸知事は、県単独事業を中心とする投資的経費の一層の抑制の可能性も示唆しています。財政再建と県民生活の向上。二律背反ともいえる目的をどう両立させるのか。県は難しい財政運営を迫られているというような状態とございますので、安易に県営団地についても、それなら私のところでその費用を全部みますということも考えにくい面だと思えますので、ここらあたりもよく検討していただかなければ、お互いに大変だと思えます。それと、大阪市の労働組合の先程、土居美智子さんが言われたように、加藤英一氏は、砥部町の公共下水道を見ましたが、浄化槽ではなく下水道を選択した理由がまったく書かれていないこと、公共下水道に事業費がいくらかかるのかまったく書かれていない、細かいことは別にして、大きな問題があるようですと言っておりましたが、全くそのとおりです。説明不足とございます。それと、八幡浜市は公共上下水道の値上げを計画しています。市の上水道は現在、旧市町の料金体系をそれぞれ適用している。改定では、使用量に比例して水の単価を累進的な高め、旧市の料金体系に一本化し、平均約12%値上げする方針です。下水道は、旧市地域の整備率は約93%。旧町地域は下水道がなく、来年度からようやく計画区域の3分の1で使用が始まる。市は旧町整備分の起債により30年間で約26億円を返済しなければならない。加えて旧市地域での赤字を補填するため、毎年約2億5千万円を一般会計から繰り出す見込みです。来年度以降は旧町地域の下水道運営費も上乘せとなります。市は値上げで一般会計の繰り出しを約1億円減らします。現行料金は経費に比べ低く設定されており、改定しても全国平均以下と説明しています。ただ、3、4人相当の家庭、月20から30m³で4割近い値上げが見込まれ、影響は大きいものと考えられますが、これは合併の

副産物との反発も出ています。最後に、釈迦に説法ですが、参考に申し上げます。財政再建団体とは、自治体の財政規模に占める実質収入の赤字額が都道府県で5%、市町村は20%を超えると、地方債の発行が制限されるため、国に申し出て指定を受けなければならない。指定を受けると公共料金などを大幅に引き上げなければならない、住民サービスに影響が出るほか、自治体独自の事業が出来なくなる、と言われていますが、以前から、再三再四一般質問をしてきましたが、下水道を選択した理由は具体的な答弁はなく、上下水道は市民生活に欠かせないライフラインです。公共下水道計画は市民や企業の納得を得られる十分な説明が尽くされなければならないと思います。それと申しおりましたが、町単独補助についての、これは口頭だけでは私も理解できませんので、次期決算委員会に一覧表で提出していただければ幸いです。くどのように申し上げますが、その県営住宅、賃貸マンションのことを具体的にご説明していただきたいと思っております。

○議長（樋口泰幸） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 玉井議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。県営住宅排水設備の接続につきましては、ご承知のように県営住宅が合併処理でございます。従いまして、これにつきましても、県営住宅の合併浄化槽の入り口の処理施設に入る手前から町の下水管に引き込むという形になります。この費用負担は下水道事業の方であるのか、県の方の負担になるのかという点は、ちょっとまだはっきりしていないわけでございますが、これらにつきましては、県の方と十分に事前に調整をして対応をさせていただきたいというように思っております。それと、新興住宅の方のつながない場合ということでございますが、これは前にも言うておりますように、排水設備といえますのは、下水道の供用開始と告示がなされますと、下水道法の規定によりまして、遅滞なく接続しなければならないという義務が生じるわけでありまして、で、これにつきましては、法的な設置義務が生じるわけでございますが、罰則規定はございません。従いまして、町の方としましては、できるだけ排水区域内の方々につきまして、このオーナーも含めまして接続についてお願いをいたしたいというふうに思っております。そして、この民間の住宅につきましては、浄化槽の管理が民間委託等をされておまして、町の管理になっていないということで、かなり割高になっておるということで、その辺の経済比較等もご説明をしながら、普及率の向上に努めてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（樋口泰幸） 玉井議員さんの質問を終わります。9番、栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） 9番、栗林政伸です。前の玉井先生が非常に熱心にやるもので、昼食後のおつかれ、また眠たい時間帯ではあると思うんですが、私は簡単に質問したいと思っておりますので、答弁をよろしくお願ひします。私は、文化会館ふれあいホールにおいて、砥部町が行うイベントについて質問いたします。平成13年4月に席数806席という県内の町村では他にないような立派な会館ができました。町民も町外の人に自慢しております。落成以来、町の行事や貸し館等で使用しております。又、町独自で名前の売れた歌手、タレント等呼んで、この3年間で6回、町民や町外の人に楽しんで頂い

ておりますが、入場者が90%から100%に近い入場者でも、回収率が50%前後で多額の金を町が負担しているのが現状であります。国の交付税、県の補助金も大幅にカットされております。今後も今以上に厳しくなることが予想されます。砥部町においても、各種団体への助成金、各地域から要望される補助金を大幅にカットしているのが現状であります。今後、大きなイベントについては町はやめて、町民から要望の事業等に有効に金を利用していただきたいと思っております。町長のご所見をお伺いします。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 栗林議員さんのご質問にお答えさせていただきます。文化会館でのイベントについてのご質問ですが、文化会館では、平成13年の開館以来、毎年、様々な自主イベントを開催して参りました。優れた演奏や芸術性の高いイベントは、観覧された方々はもとより、町民の芸術・文化の向上に大きく貢献したものと思っております。しかし、栗林議員さんのご指摘のとおり、事業費に見合う収入を得ることは大変難しい現状であります。先般行いました小椋佳のコンサートにいたしましても、4,500円ですので、満席で800人入ったとしても360万円くらいの収入しかございません。それで経費といいますと、やはり700万円近いお金がかかるわけでございます。そういうことで、こういう催しをするということは大変な出費が重なるわけでございます。そういうことでございますので、今後は、共催事業の開催や、各種の補助制度を活用した事業を中心に実施して参りたいというふうに考えております。また、同時に町民の自主的な利用の拡充を図って参りたいと考えております。今後ともふれあいホールの有効利用にご意見を賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（樋口泰幸） 栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） 答弁ありがとうございました。先程、私は3年間で6回と申しましたが、この6回の分をもう少し詳しく説明してみますと、15年はイルカと綾小路きみまろ、この2つをやっております。イルカは入場者が751人、事業費が580万3千円余り。回収率は52.9%、町の持ち出しが273万2千円余り。また、綾小路きみまろは781人。ほぼ満席に近い状態入っておりますが、それでも53.6%の20万5千8百円の持ち出しと。また16年にも3回やっております。夏川りみ、よんでん、泉ピン子と3回やっておりますが、中でも夏川りみは769人入っております。事業費が740万円余り、回収率は51.7%と、持ち出し金が357万6千円となっております。また、よんでんは、これは金額が少ないですから、25.6%の回収率で21万2千円程。泉ピン子さんにいたりましては、入場者が323人ということで、回収率は27.2%、持ち出しが171万8千円と。先程、午前中に町長は、小椋佳さんは町民の方に楽しんでいただいたと言いましたが、その裏には、380万8千円の持ち出しがあります。今、私は計6回言いましたが、この3年間で1,410万7千円程、町からの持ち出しをしております。こういうイベントは、町民だけでなく町外の方もたくさん見に来ておりますが、先程言いましたように楽しんでいただくことはいいことですが、非常に厳しい時代ですので、今後、考慮していただいて、町民のためになるように有効

に財政を使用していただきたいと思います。先程の午前中の18年度施政方針で、町長は言われました。事業にあたっては厳しい財政状況であると。優先すべき箇所を精選し、効果的に事業実施に努めると言われておられましたが、特に建設、農林課等におきましては、地域からの情報がたくさん出ていると思います。私も地域の人に頼まれて申し入れをしておりますけど、順番が26番ということで、これは18年度中にお願いできるやらないやらからないかと心配をしております。先程も言いましたように、そういう金をそういう方面に少しでも回していただければ、町内の各地区は多少なりとも良くなるのではなからうかと思っております。先程、町長が今後は共催事業等でと申されましたが、私は是非そういうふうにして、町の持ち出しを少なくしていただいて、先程から言われておりますいわゆる助成金、補助金等に少しでも回していただきますことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。答弁はいりません。

○議長（樋口泰幸） 栗林政伸君の質問を終わります。5番、中村茂君。

○5番（中村茂） 5番、中村茂でございます。私の質問は午前中、井上議員の方から質問がありまして、答弁もございました。2番煎じでございます。また、もうひとつ申し上げますと、私の質問する内容につきましては、子どもの安全パトロールとか、防犯パトロール中というステッカーを公用車につけなさいという質問でございますが、もう既に町といたしましても、先取りしていただきましてですね。今、もうついて走っております。町としても先取りしていただいたということは感謝を申し上げます。また、このことを教訓としまして、防犯に対するひとつの警鐘としたいと思っておりますので、私の質問をさせていただきます。犯罪から子どもを守ろうというテーマでございまして、少子化が進行する中で、最近特に無抵抗の幼稚園児や低学年の子どもが痛ましい事件に巻き込まれています。昨年秋、先程お話ありましたように、広島県で、また年末には茨城県で小学1年生の児童が誘拐されて殺害、遺体を放置するという事件があり、いまだ未解決であります。そうした中、またも滋賀県では幼稚園児が2人も殺害され、しかも安全を託したはずの園児の友人の母親であったことは、関係者はもとより、子どもを持つ親に大きなショックを与える事件でありました。なぜ、このような悲惨な事件が起こるのだろうか。何の罪もない幼児が殺されなければならないのだろうかと思っております。何が起こるか分からない時代であり、世相でございます。一昔前には子どもはどこにいても安全で無意識のうちに大人に見守られているのが社会の常識でありました。それが今や、警察、PTA、地域をあげて子どもを守ることが重要な課題となっております。最近町内においても、先生や父兄が付き添って集団下校する風景を見かけます。忙しい中を遠くまで送る先生方も大変ご苦労であると思っております。滋賀県の場合は特異なケースと言えますが、何が起こるか予測できない時代です。従って、日頃から耐えず問題意識を持って事件、事故を未然に防止しなければならないと思っております。事故防止には単に関係者のみに任せるのではなく、町全体で取り組む事が最も大切であり、これによって住民への啓発運動につながり事故防止に役立ちます。東京都府中市では、犬を連れて散歩する愛犬家に協力をお願いして、わんわんパトロール隊を発足させ、登録者にわんわんパトロール隊の文字が入ったソーダと腕章を配布し、下校

中の児童の見守りや不審者のチェックなどをしてもらい取り組みを始めています。また、松山市や東温市でも、すでに公用車に防犯ステッカーを貼り、犯罪の抑止力と地域住民の防犯意識の啓発、またいざという時、子ども達が危険を感じた時に近くを走るステッカーを貼った車に助けを求める。該当車は子どもを一時保護し、速やかに警察に通報するなどの対応を図るとしてしています。砥部町においても、一部の公用車に陶街道五十三次や湯砥里館の宣伝をしておりますが、全ての公用車に仮称子どもの安全パトロールまたは防犯パトロール中などのステッカーを貼り、実施してはと提案いたしますが、町長のご所見をお伺いします。と、こういう質問でございますが、既にステッカーを貼って走っておりますので、これを契機にこれを広げてですね。他の方面でまた、防犯のための役立つ方法をみんなで考えてですね。ひとりでも事故を出さない砥部町にしていきたいと思っておりますので、町長の今考えておられることについて、ご質問いたしたいと思っております。以上で私の質問を終わります。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 中村議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。犯罪から子ども達を守るための方策についてでございますが、学校の安全確保は極めて重要な課題でありますので、これまでも安全対策に取り組んできたところであります。しかし、一連の事件を受け、特に登下校時の安全確保に重点をおき、通学路の安全について再点検を行うとともに、地域の方々の協力を得て、見守り組織の結成など安全な登下校対策を進めております。すでに活動を始めた地域や計画中の地域など、進捗に差はありますが、順次、見守り組織が整ってくるものと考えております。また、児童に対しては、危険を予測し、回避する能力を身につけさせるための安全教育を進めるなど、安全確保に努めているところであります。ご提案の公用車に防犯ステッカーを貼ることによる犯罪抑止効果と防犯意識の啓発につきましては、現在、公用車に子どもの安全パトロール中のシールを貼り、外部に対し、常に警戒中であると視覚に訴える防犯活動を開始しております。運転する職員は、常に地域の子どもの安全を守るという防犯意識を持って、異常を察知したときは、直ちに子どもを保護し、不審者を見たら警察や学校に通報するなど、適切な対応を取るようしております。今後も、子どもの安全確保につきましては、関係機関と連携を図り、地域の協力を得ながら体制づくりに努めてまいりたいと考えております。子どもは大切な宝でございますので、私も親が守らなければならないと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 中村茂君。

○5番（中村茂） ありがとうございます。昨日ですね。8日朝、富山県では小学校6年生が登校中に男に刃物で傷つけられたと。鞆とかそこらを傷つけられて、特に支障はなかったわけですがけれども、そういう事件が起きております。また、愛知県では中学生の2年生ですか。中学生の2年生の男子生徒が男に呼び止められて、またこれもカッターで切りつけられて、大した怪我はなかったということでございますが。いっどこでどんなのが出てくるかわからないのが現状でございますので、どうか町内をあげて、子ども達を守っていききたいと思っております。そのためにも、先程おっしゃいましたように、子

ども見守り隊というのを早急に町内全体にしきましてですね。これからも絶対に事故を砥部町から出さないと、そういう決意で取り組んでいただきたいと思いますようお願い申し上げます。私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（樋口泰幸） 中村茂君の質問を終わります。以上で一般質問を終わります。以上で、本日の議事日程を全て終了しました。本日はこれで散会します。

午後 2時27分 散会

平成18年第1回定例会（第2日） 会議録

招集年月日	平成18年3月10日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成18年3月10日 午前9時 議長宣告		
応招議員	1 番 山口 元之 2 番 政岡洋三郎 3 番 西岡 章一 4 番 土居美智子 5 番 中村 茂 6 番 西村良彰 7 番 井上洋一 8 番 樋口泰幸 9 番 栗林政伸 10番 土居英昭 11番 宮内光久 12番 大野和博 13番 中島博志 14番 田室博志 15番 平岡文男 16番 山本典男 17番 玉井啓補 18番 三谷喜好		
不応招議員	なし		
出席議員	出席議員は、応招議員の18名		
欠席議員	なし		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏 名	町 長 収入役 総務課長 企画課長 税務課長 民生こども課長 健康づくり課長 生涯学習課長 商工観光課長 建設課長 水道課長	中村 剛志 佐川 秀紀 明賀 徹 藤田 正純 武智 充吉 正岡 修平 相原 宜紀 大野 哲郎 相田由紀夫 萬代 喜正 辻 充則	助 役 教 育 長 広田支所長 監理財政課長 住民サービス課長 生きがい推進課長 学校教育課長 環境保全課長 農林課長 下水道課長 柳田 穂 佐野 弘明 上岡 洋一 松下 行吉 丸本 正和 大西 潤 松村 昇二 日浦 昭二 西崎 悟 東岡 秀樹
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原 田 公 夫		
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。		
議員の指名	18番 三谷 喜好 1番 山口 元之		

平成18年第1回砥部町議会定例会

平成18年3月10日（金）

午前9時00分開会

○議長（樋口泰幸） これから、本日の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 議案第6号 砥部町道路線の廃止について  
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（樋口泰幸） 日程第1議案第6号砥部町道路線の廃止についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。萬代建設課長。

○建設課長（萬代喜正） 議案第6号砥部町道路線の廃止についてご説明申し上げます。次のとおり、町道の路線を廃止することについて、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求める。路線名、町道落合支線、起点及び終点、砥部町総津2240番2地先から総津2241番地先まで。平成18年3月10日提出、砥部町長中村剛志。提案理由といたしまして、上記路線は、一般交通の用に供する必要がなく、総津地区農業集落排水処理施設用地として用途を変更するため提案するものであります。なお、別紙の参考資料を見ていただけたらと思います。下側の道路台帳付図にありますとおり、赤く色塗りをしている部分が町道敷になります。県管理の国道河川と町所有の土地に囲まれた道路で、一般交通の用に供する必要がないため廃止するものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第6号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月17日の本会議でお願いいたします。

~~~~~  
日程第2 議案第7号 指定管理者の指定について
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（樋口泰幸） 日程第2議案第7号指定管理者の指定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） それでは、議案第7号指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。次のとおり、砥部町峡の館の指定管理者を指定するため、地方自治

法第244条の2第6号の規定により議会の議決を求める。1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、砥部町峡の館。2、指定管理者となる団体の名称、有限会社砥部町産業開発公社。3、指定管理者となる団体の所在、愛媛県伊予郡砥部町総津159番地2。4、指定の期間、平成18年4月1日から平成21年3月31日。平成18年3月10日提出、砥部町長 中村剛志。提案理由、砥部町峡の館の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるための指定管理者の指定を提案するものでございます。次のページに資料がございますのでお願いいたします。砥部町峡の館における指定管理者の候補者について、次のとおり選定いたしました。施設の概要でございますが、所在地が総津162番地1、施設の設置目的でございますが、豊かな農村文化を築くため地域資源を活用し、都市と農村の交流を図り、もって住民福祉の向上に寄与するため、峡の館を設置しております。2番目、募集の概要でございますが、募集要項配布期間、平成17年12月26日から平成18年2月3日、その間に平成18年1月13日に現地説明会を5団体の参加によって行っております。申込受付期間でございますが、平成18年1月16日から2月3日までとっております。申込団体でございますが、記入のとおりの3団体の申込みがございました。3番目でございますが、選定の内容と結果については、砥部町公の施設指定管理者候補選定委員会規定によりまして、選定委員の委員さんに柳田助役を委員長に他、合計5名で開催いたしました。続きまして、2番目の審査、選定の経過でございますが、選定委員会開催日は2月8日に行いました。2番目の審査、選定方法等についての協議、決定につきましては、審査方法は、選定委員さんがそれぞれ採点評価を行うことといたしました。選定方法につきましては、提出書類の審査、面接審査により総合的な評価を行うということです。また、その総合的な評価の結果が適当であるか、検証を行うことといたしました。3番目の審査につきましては、提案概要等に関し、選定委員と面接を行い、質疑応答を行ったものでございます。総合的な評価を実施して、総合的な評価の結果で、評価点の最も高い団体を第1位としました。さらに検証を行いまして、その結果について適当であると判断されたため、有限会社砥部町産業開発公社が第1位となりました。その選定の基準でございますが、砥部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の条例第4条第1項から4項までとその他ということで、審査のポイントにおきまして、配点をさせていただきました。最後のページなんですけれども、選定委員会における審査結果の総評でございますが、有限会社砥部町産業開発公社は、総合的な評価が最高点485点、575点分の485点でございました。これは選定委員5人の合計となり、また次の点で優れていると認められることから第1位として順位付けることといたしました。1、人員配置について、適正な人員が確保されており、採用方針等も適正かつ確実と認められる。また、責任体制も最も明確に示されており、業務執行体制も確保されている。2、事業計画は、積極的なイベントの実施や他産地への出張販売等、特産品のPR、販路拡大に努める提案がなされているなど、収益の向上に対する意欲が認められる。これまでの地域での活動実績を活かすとともに現実的で具体的な内容となっており、堅実な管理運営を行うことができると認められる。3、経営規模及び能力では、法人格を持つ団体として、明確な基本

理念・方針を持っており、安定した経営を継続して行うことができると認められる。また、同施設への職員派遣を行っており、運営実態等を熟知しているため指定管理者としてスムーズな移行が図られる。4、地域住民への施設利用の促進や地元生産者への優先的な商品取引の配慮がなされており、公益性に富み、また地域社会への貢献も大いに期待できる。町といたしましては、指定管理者候補の決定について、町では、選定委員会における選定の方法及び評価の内容が適切であると認め、選定委員会の選定結果を尊重した上で、総合的に判断した結果、有限会社砥部町産業開発公社を指定管理者候補に決定することといたしました。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。土居美智子君。

○4番（土居美智子） ひとつお尋ねしたいことがあります。私も昨年の12月の議会でやはり選定委員であるとか、ということで質問したことがあります。今回選ばれました5名の方は、どういうふうな形で選定されたのか。まあ言ったら町民から見れば、談合じゃないかと。受けられました産業開発公社の社長さんも中村剛志氏、行政側も中村剛志氏が町長ということになりますと、やはり住民の皆さんにこれを尋ねられた時に、私たちは答える術がありませんので、そこらあたりを明確にお知らせ願ったらと思います。それで評価の結果の総評の中にありましたように、法人格をもつ団体として明確な理念がありますということなんですけど、この指定管理者制度の中には、別に法人格でなくても、それは応募をできることでありまして、やはり相対的に見て、法人格だからどうだという表現の仕方というのは皆さんがどう思われるのかなと思って疑問に思っておりますが、その2点について、よろしく願いします。

○議長（樋口泰幸） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 土居議員さんのご質問にお答えします。選定の概要と結果のところでも申し上げましたとおり、砥部町公の施設指定管理者候補選定委員会の規定によりまして、決めさせていただいております。よろしいでしょうか。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただいまの第3セクターの社長と町の執行者である町長が一緒であるということですが、この点につきましては、皆さん方がそういうことで都合が悪いということであれば、私は町長の方をやらせていただいて、第3セクターの社長は辞任をさせていただきますので、このご判断はまた皆さんのご意見を聞いて、やらせていただきたいと思っております。いずれにいたしましても、町が出資している第3セクターが2つあります。産業開発公社とグリーンキーパーでございます。この改革については、私も一生懸命、今、取り組んでおりますが、このことに関して、いろんなこれから町との問題は当然出てまいりますので、そのへんで同じようなことであって、町長と3セクの社長が同じであるということが障害になるようであれば、私は3セクの方の社長を辞任させていただいて、これから事にあたりたいというふうに思います。

○議長（樋口泰幸） 他にありませんか。井上洋一君。

○7番（井上洋一） 土居議員さんの関連質問ですが、昨日、一般質問でも述べましたように、例のPPPなんです。私、勉強不足で、まだ本当にわかっておりませんので、間違いがあったらお許しを願いたいと思います。昨日、質問で言いましたように、パブリック・プライベート・パートナーシップ。以前にはイギリスのサッチャー首相の時に、PFIというプライベート・ファイナンス・イニシアティブが、日本では、もてはやされまして、各地でこのような施設ができています。最近になりまして、その後ですが、PPPができて、私も先日インターネットで調べていただいたわけですが、このPPPというのはご存知の方もいらっしゃると思いますが、1998年6月、PFIは非効率性が残されているという報告が提出されまして、その後、イギリスもブレア政権に変わりました。このブレア労働党政権は、保守党政権下のPFIのように、事業リストの全てを民間に移転するのではなく、公的部門と民間事業所の各々の長所を生かしながら、両者が連携してプロジェクトの効率性を向上しようという、官と民のパートナーシップの考え方を示したものであります。何かと言え、日本的にわかりやすく言えば、日本では不評であります第3セクター方式なんです。ですからある意味では、この指定管理者制度の問題ですが、また元に戻って、このようなやり方でもいいんじゃないかというように変わってきております。本当にこれがいいのか悪いのかというのは、行政側も理事者の方も議論をしていただきたいと思います。ですから、今、町長が言われたように、兼務する事が全く悪というわけではないと思います。ですから、周波数ではございませんが、いろいろこういう問題変わってきておりますので、元の本阿弥ではございません。第3セクター方式、これは日本の言葉でございます。あまりいいように言われませんが、やはり見直して、検討すればいい問題も出てくるんであろうと私は感じております。ですから、全くこの問題が悪いというわけではございませんので、別に理事者側の弁護をしているわけではないんですけど、結果としてそのような話なんです。以上です。

○議長（樋口泰幸） 他にございませんか。質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第7号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって議案第7号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月17日の本会議でお願いします。

~~~~~

### 日程第3 議案第8号 砥部町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（樋口泰幸） 日程第3議案第8号砥部町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。藤田企画課長。

○企画課長（藤田正純） 議案第8号砥部町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてご説明申しあげます。砥部町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を次のように制定する。平成18年3月10日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、電子申請等共同運営システムの本稼動に伴い、書面による手続に加え、オンラインによる手続も可能となるよう通則的な条例を整備するものである。条文をご説明する前に、この電子申請システムについて申し上げます。電子申請システムとは、住民が自宅のパソコンを利用して、インターネット接続により行政窓口に対して、各種申請、届出等を行うしくみのことです。このシステムは、愛媛県及び市・町が共同で構築及び運営を行います。共同運営とは、各自治体が個別にサーバー等の機器を設置するのではなく、松山市内の共同処理センター内に機器を設置し、それをネットワーク経由で各自治体が共同利用するという形態であります。実施主体は、愛媛県及び市・町で構成する愛媛県電子自治体推進協議会です。運営に際しましては、安定稼動やセキュリティ等の面を考慮しまして、民間事業者へ外部委託となります。16年度にシステムの詳細設計、17年度にシステム構築を実施しており、18年度に本稼動をする予定でございます。18年度中に砥部町の住民が利用できる電子申請手続きは、住民票の写し等の交付申請、納税証明書交付申請、情報公開に係る開示請求など16項目となる予定でございます。ただし、今回の整備は第1段階でございますので、申請のみオンラインで可能となるものです。従いまして、公布物の受け取りや手数料の支払いのため、役場へ足を運んでいただくこととなります。将来的には、電子公布や電子納付を実現し、オンラインだけで全ての手続が完結するよう検討されております。また、対象となる項目も拡充される予定でございます。そこで、この電子申請を実現するためには、各手続を定めた既存の条例や規則では不備となります。例えば、砥部町情報公開条例の第6条第1項に、公開の請求は、書面を実施機関に提出しなければならないと規定しているため、このままではパソコンを使ってオンライン請求はできません。そこで、通則的な本条例を制定し、個別条例等の規定によらず、オンラインでも申請等の行政手続ができるように必要事項を定めるものであります。ポイントは次の3点です。1点目でございますが、行政手続におけるオンラインの利用です。個別条例等の規定で書面により行うこととしているものについては、パソコンやネットワークを使用して、すなわちオンラインで手続をすることができるようになります。2点目は、みなし規定です。オンラインで行った行政手続については、個別条例等に規定する書面で行われたとみなして当該個別条例等を適用します。3点目は到達時期です。オンラインで行った行政手続については、相手方のパソコン等の中に記録された時に到達したとみなします。以上がポイントであります。それでは、別紙の条文についてご説明申しあげます。本条例の趣旨が凝縮されておりますのは、第3条でございます。電子情報処理組織すなわちオンラインによる申請等の規定でございます。この第3条には先程ご説明いたしました3つのポイントを盛り込んでいます。住民からオンラインで申請があった場合、第3条の規定に基づき、処理をされます。次に第4条及び第5条、第6条についても同様の規定を盛り込んでおりますが、これらについては将来の布石になるものです。すなわち現時点で

は該当する電子化された事務は発生しませんが、将来、実施可能となった際に対応が可能となるよう規定しているものでございます。具体的には、第4条は許可など処分通知を電子化した時、第5条は縦覧を電子化した時、第6条は各種台帳等を電子化した時に対応できるように必要事項を規定しております。以上で条例の説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第8号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって議案第8号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月17日の本会議でお願いします。

~~~~~  
日程第4 議案第9号 砥部町国民保護協議会条例
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（樋口泰幸） 日程第4議案第9号砥部町国民保護協議会条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 議案第9号砥部町国民保護協議会条例の制定についてご説明申し上げます。はじめに議案の朗読をさせていただきます。議案第9号砥部町国民保護協議会条例の制定について。砥部町国民保護協議会条例を次のように制定する。平成18年3月10日提出、砥部町長中村剛志。提案理由といたしましては、武力攻撃事態等が発生した場合の国民の保護のための措置に関し、広く意見を求めるための機関として、国民保護協議会を設置する必要があるためとしております。本文の方を朗読させていただきます。第1条、この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第8項の規定に基づき、砥部町国民保護協議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。第2条、協議会の委員の定数は20人以内とする。2、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。第3条、会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。第4条、協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。2、協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。3、協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。第5条、協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。2、部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。3、部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。4、部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。第6条、委員の報酬及び費用弁償

については、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところによる。第7条、前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。附則、施行期日です。1、この条例は公布の日から施行する。砥部町の特別職の職員で、非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正。2、砥部町の特別職の職員で、非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。別表中、環境審議会委員7千円を環境審議会委員7千円、その後へ国民保護協議会委員7千円に改めるものでございます。内容につきましては、国民保護協議会の設置及び所掌事務につきましては、2006年に施行されました国民保護法第39条において定められております。協議会は市町村長の諮問に応じまして、国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、市町村長に意見を述べることであります。市町村長は、国民の保護に関する計画を作成し、または変更する時は、あらかじめ協議会に諮問しなければならないとされており、国民保護法第40条では、組織について特に委員の選任について定め、それ以外の必要事項につきましては、市町村の条例で定めるとしてあります。有事関連法案のひとつでございます国民保護法は、国・県・市町村それぞれが対策本部を設置すること、また国が国民保護基本方針、都道府県市町村が国民保護計画を策定することとしてあります。災害対策基本法に基づきます地域防災計画と同じような仕組みが作られることとなりますが、災害対策法では、自治体が基本的な責務を持つことに対しまして、国民保護法におきましては、国の外交の責任により、有事が発生するということを理由に国に基本的な責務が与えられております。ここ数年の我が国を取り巻く国際情勢から見まして、有事対策は必要であると考えられます。以上で説明を終わりますが、ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。山本典男君。

○16番（山本典男） 私、勉強が不十分なものだから、有事なんとかというのは、そういう目的はわからんのですが、ちょっと見てみると、いわゆる自治体等におけるなんとかといいますか、仮に厳しいような条件のことがあるんですが。これを町にですね、町というか各町の自治体にこういう審議会をですね。設けないかんということはどういうことなのか。あるいはいわゆるその審議会を何を討議しようとしているのか、そこらのところが全然わからんのですが、そこらのところ、ちょっと説明していただきたいと思うんですが。

○議長（樋口泰幸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の山本議員さんのご質問にお答えします。まず、なぜ作らなければならないかという点なんですが、これは当然あの有事を想定した法律でございます。簡単に言えば、戦争のような状態になったときに、一番国民を守る法律というのはもちろん国が作るものなんですが、市町村であらかじめ、ちゃんとこういう場合にはどういう方法をとるとか、どういう経路で逃げてくださいという具体的なものを定めておく必要がございます。その国民保護計画というものをこれでいいでしょうかという諮問をしていただく機関として、今回、協議会を作っていただくような条例を制定して

いただきました。以上です。

○議長（樋口泰幸） 他にございませんか。山本議員。

○17番（山本典男） 総務課長にご説明をいただいたんですけども、本来、この国のいろいろな問題については、国というか、そういうふうな戦争が起きたら国が守っていく責務があるというふうに思うんですが、我々がそれに対応して、起こったときにはどうせないかんかというふうなこと、まあ、どういうことを想定しているのか全くわからないんですけども、そこらのところは何を審議して、どうしたいんですかということが見えてこないんですが、そこへんのところ、どうなんですかね。

○議長（樋口泰幸） 明賀課長。

○総務課長（明賀徹） 山本議員さんのご質問にお答えします。具体的に言いまして、武力攻撃事態といいますのは、飛行機で責めてくるとか、ゲリラや特殊部隊の攻撃、弾道ミサイル攻撃、それと航空攻撃です。これが武力攻撃事態と想定しております。それで、県におきましても、すでにそういう対策を取っております。それと、後でも出てくるんですが、緊急対処事態というのが想定されます。これは、危険性を内在する物資を有する施設、簡単に言いましたら原子力発電所とか石油コンビナート、ガス基地への攻撃、それと多人数の人が集合する場所への攻撃、これは大きな駅とか列車の爆破、そういうふうなことが想定されます。それと攻撃手段による分類というのが想定されますが、これは多くの人を一度に殺傷する特殊な物質で攻撃が行われる、サリンなんかもこれに含まれると思いますが、というようなことを想定して作るものでございます。

○議長（樋口泰幸） 他に質疑はございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第9号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって議案第9号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月17日の本会議でお願いいたします。

~~~~~

## 日程第5 議案第10号 砥部町国民保護対策本部及び砥部町緊急対処事態対策本部 条例

（説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（樋口泰幸） 日程第5議案第10号砥部町国民保護対策本部及び砥部町緊急対処事態対策本部条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） それでは、議案第10号砥部町国民保護対策本部及び砥部町緊急対処事態対策本部条例の制定についてご説明申し上げます。今回の条例の制定につきましては、他国からの武力攻撃事態や武力攻撃に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する緊急対処事態が発生した場合に、国民の保護のための措置を実施する対策本部を設

置する必要があるため、提案するものでございます。それでは、本文の方を朗読させていただきます。第1条、この条例は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第31条及び第183条において、準用する法第31条の規定に基づき、砥部町国民保護対策本部及び砥部町緊急対策対処事態対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。第2条、国民保護対策本部長は、国民保護対策本部の事務を統括する。2、国民保護対策副本部長は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。3、国民保護対策本部員は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。4、国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。5、前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。第3条、本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議を招集する。2、本部長は、法第28号第6項の規定により、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。第4条、本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。2、部に属すべき本部員は、本部長が指名する。3、部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。4、部長は、部の事務を掌理する。第5条、国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。2、国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。第6条、前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。第7条、第2条から前条までの規定は、砥部町緊急対処事態対策本部について準用する。附則、この条例は、公布の日から施行する。議案第9号の説明の中でも触れさせていただきましたが、国民保護法第31条において、必要事項は条例で定めるとされており、これを受けて、対策本部条例を定めるものです。県が定める国民保護計画において想定される事態とは、先程申し上げましたとおり、武力攻撃事態及び緊急対処事態があり、武力攻撃事態とは、武力攻撃事態が発生した状態または武力攻撃事態が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態を言います。緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した状態、または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った状態で、国家として、緊急に対処することが必要なものと定義されております。先程も申し上げましたが、攻撃対処施設による分類では、危険性を内在する物質を有する施設に対する攻撃、2番目に多数の人が集まる施設、大量輸送機関に対する攻撃が行われる事態が示されております。また、攻撃手段による分類では、多人数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態としております。以上で、議案第10号の説明を終わりますが、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第10号は、総務文教常任委員会に付託することにしたと思

います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって議案第10号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月17日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第6 議案第11号 災害派遣手当に関する条例

（説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（樋口泰幸） 日程第6議案第11号災害派遣手当に関する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 議案第11号災害派遣手当に関する条例の制定についてご説明申し上げます。これにつきましても、本文の方を朗読させていただきます。議案第11号災害派遣手当に関する条例の制定について。災害派遣手当に関する条例を次のように制定する。平成18年3月10日提出、砥部町長中村剛志。提案理由、自然災害による災害の応急・復旧対策や武力攻撃災害等による応急・復旧対策のために派遣された職員が、住所を離れて、派遣を受けた砥部町に滞在する場合に、当該職員に災害派遣手当を支給するため。1枚めくっていただきまして、本文の方の朗読をいたします。第1条、この条例は、災害対策基本法施行令第19条の規定に基づき、災害対策基本法の災害派遣手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。第2条、災害派遣手当は、派遣職員が住所又は居所を離れて砥部町内に滞在することを要する場合に限り、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、令第19条の規定により、総務大臣が定める災害派遣手当の額の基準に規定する額を支給する。2、前項に規定する滞在した期間は、派遣職員が砥部町内に到着した日から起算し、砥部町外へ出発した日までの期間とする。第3条、災害派遣手当の支給方法は、町長が別に定める。附則、この条例は、公布の日から施行する。災害基本対策法第32条の規定によりまして、都道府県又は市町村は、災害応急対策又は災害復旧のために派遣された職員に対しまして、災害派遣手当を支給できるとされております。同法施行令第19条では、派遣された職員が滞在する場合に限り、町村の条例で定める額を支給するものとしております。以上で議案第11号の説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。山本典男君。

○16番（山本典男） ちょっとこれもわからんのですが、例えば町外の職員の人が砥部町に派遣された時には、砥部町から支出ができるというふうに読めるんですけども、例えば、いろいろな災害があった時に、自衛隊等が駐屯して災害を助けてくれたという時には、砥部町から自衛隊に対して、お金を払わなければならないとか。あるいは、また非常に物騒なんですけど、武力攻撃災害等派遣手当を含めてと書いてありますから、戦争になって自衛隊が砥部町に駐屯したという時は、砥部町がそれのお金を払わなければ

ならないというふうにも取れるんですが、そのへんのところはどうなんですかね。

○議長（樋口泰幸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の山本議員さんのご質問にお答えいたします。まず、この条例ですが、対象としておりますのは、そこにも書いてありますように職員ということで、県とか、他の市町村からの手伝い職員に対して、その間の宿泊費を支給するものでございます。自衛隊につきましても、当然災害で応援要請をする場合もあるかと思いますが、その場合は想定していません。以上です。

○議長（樋口泰幸） 山本典男君。

○16番（山本典男） まあこれを作った想定としては、県とか他町村の職員が来た時のことを想定しておるんだということを言いましたけれども。まあ自衛隊は想定していないんだということを言われました。まあそうかもしれません。しかし、法律が施行していたら、もし自衛隊はそうでないんだと書いておるんならわかりますが、そういうふうに解釈した人はどうなるんか、ちょっと教えてください。

○議長（樋口泰幸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の山本議員さんのご質問ですが、自衛隊が来て、砥部町に宿泊の手当を出せというようなことは想定しにくいんですが、あくまでもこれは他の市町特に一番現実的に想定できるのは、他の市町村の職員がこちらの方へ手助けに来ていただいた時の宿泊費というふうに考えております。

○議長（樋口泰幸） 山本典男君。

○16番（山本典男） 自衛隊とかは想定していないと。県とかその辺の職員だというふうなことで、先程のですね。いわゆる有事なんかとか、国民保護法、これらも本当に想定していないような事がいっぱいあるんですよ。正直言って。そういうふうなことで現実味がどこらへんまで現実味があるのかわかりませんけれども、しかし、今の現状の中で、想定されてないようなことも、先程の国民保護条例なんかの協議会でも、全く抽象的な表現で、何が言いたくて、何をしたらいいのかというようなことがわからないようなことなんですけれども、しかし、現在、想定していなくても、将来、向こうがこういう法律があるんじゃないんかと、そしたらやらんといかんのではないかと、言われた時に、これは、こういう県とかそういう職員の条例だから、これは拒否できますということが言えるかどうか、そこらのところが一番問題だと思うんですが、そこを教えてください。

○議長（樋口泰幸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただいまの山本議員さんの質問ですが、これはあくまでも、有事の、有事というか、起こった時を想定して作っております。ですから、今、この場で断れるんかとか、そういうことまでちょっとお答えできかねるんですが、これで答弁して駄目でしょうか。

○議長（樋口泰幸） 山本議員。

○16番（山本典男） これは有事の時を想定して言うんだから、今は想定できないから、これはなんとも言えない、というふうなお答えだったと私は聞いたんですけれども、

これは、そういうことがあるために、いろいろこういう法律を作りよるんでしょ。正直言って。そしたらそういう時に、そういう事例があった時に、どうするんかということがはっきりしてなかったらですね。いかんでしょうが。今、現実にはこの場合はこうですよということがはっきりわからないとですね。これはいかんと思うんです。それまでに調べといてください。そういう歯止めがあるかどうか。そこらをいつまでも言よつても仕方がないですけども、そういうふうなことが想定されるということの中では、うちは、それは県とか、そういうものの職員をするというだけのことであるんだ、ということの歯止めがあるかどうか、それが条例的にそうなっておるんかどうか確認しておいてください。

○議長（樋口泰幸） 他には。今やりますか。後でということもありますが。はい、明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 先程から申し上げておりますように、県とか市町の職員の他で、まあ国の機関、指定行政機関と申しますが、これと指定地方行政機関、それと指定公共機関というのがございます。それで、指定公共機関で派遣要請ができるのが、今のところ、日本郵政公社、国家公務員としての身分を存する特定独立行政法人だけしか、要請は一応できないことになっております。どうしてもひどい災害を受けた場合、自衛隊を要請して、自衛隊員がこちらに来た時のことは想定しておりません。

○議長（樋口泰幸） 他に質疑ありませんか。中村茂君。

○5番（中村茂） 今の件ですけども、条例の上から3行目の昭和36年法律第223号の第32条第1項に規定する職員となっているんですけども、その規定を調べてですね。教えていただいたら解決するのではないかと思うんですけど。

○議長（樋口泰幸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の中村議員さんのご質問なんですが、先程、言いましたように、県と市町村の職員の他に対しましては、うちの方が要請できるのは、指定公共機関で、先程も言いました日本郵政公社と特定独立行政法人というふうに定められております。

○議長（樋口泰幸） 他に質疑は。質疑を終わります。

おはかりします。議案第11号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって議案第11号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月17日の本会議でお願いします。

~~~~~

## 日程第7 議案第12号 砥部町長期継続契約を締結することができる契約を定める 条例

（説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（樋口泰幸） 日程第7議案第12号砥部町長期継続契約を締結することができ

る契約を定める条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 議案第12号砥部町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてご説明いたします。砥部町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を次のように制定する。平成18年3月10日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、中ほどのところから、ちょっと読ませていただきます。3段目でございますが。債務負担行為の設定を行うことなく、翌年度以降にわたり経費の支出を伴うことのできる長期継続契約を締結できると規定されておりまして、平成16年にこの規定が改正され、長期継続契約の対象を条例で定めることができるようになりました。これを受けて、長期継続契約を締結することができる契約を定めるため、提案するものでございます。少し説明を加えさせていただきます。行政が結ぶ契約は、予算に裏づけされていることが前提となっておりますので、その年度1年に限定される契約になることがほとんどでございます。年度をまたがる場合は、債務負担行為か継続予算を設定する必要がございます。それ以外の例外として、電気とかガス、水道等の供給を受ける契約については、自治法によりまして、この制約を受けないことと定められております。今回、16年の自治法改正の中で、この電気、ガス、水道の契約に準じるような形で、条例で定める契約については、その規定をはずすことができると。このため、この条例を提出するものでございます。本文をお願いいたします。第1条、趣旨につきましては、省略させていただきます。第2条に締結することができる契約について、触れております。1号としまして、物品の賃借契約。これは、コピーの機械等のリースを想定しております。第2号として、前号に係る保守に関する契約。第3号として、警備とか、清掃、保守点検等施設の維持管理に関する委託契約。第4号として、前3号に掲げるもののほか、長期継続契約を締結しなければ当該契約に関する事務の取扱いに支障を及ぼす契約。以上のような内容でございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。土居美智子君。

○4番（土居美智子） すみません。私もちょっと勉強不足ですけど、2枚目のところ、第2条の（4）なんですけれども、第3号に挙げるものの他、長期継続契約を締結しなければ、当該契約に関する事務の取扱いに支障を及ぼす契約というのはどういうものがあるのか、ひとつの例があるんでしたら取り上げてもらって。私にはよくわからんですけれども。

○議長（樋口泰幸） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 土居議員さんのご質問にお答えします。第4号は、特例的なものを考えて付け加えておるものでございまして、1号、2号、3号でほとんどのことは満足しておるわけなんですけれども、もし、その他に事例ができた場合に条例を改正してから、そういうことをしておったのでは間に合わないと思いますので、そういう意味で柔軟に対応するために設けておるものでございますので、今現在、こういう

ものがあるというものではございません。

○議長（樋口泰幸） 他に質疑はございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第12号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思  
います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は総務文教常任委員  
会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月17日の本会議でお願い  
します。

~~~~~

日程第8 議案第13号 砥部町環境基本条例 (説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（樋口泰幸） 日程第8議案第13号砥部町環境基本条例を議題とします。本案
について提案理由の説明を求めます。日浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二） それでは、議案第13号砥部町環境基本条例の制定につ
いてご説明させていただきます。砥部町環境基本条例を別紙のように制定する。平成1
8年3月10日提出、砥部町長 中村剛志。提案理由でございますが、環境基本法第
7条に基づき、環境の保全及び創出に関する施策の基本となる事項を定め、環境施策を
総合的かつ計画的に推進するために、この条例を制定するものでございます。環境基本
法第7条では、地方公共団体は基本理念に則り、環境の保全に関し、自然的・社会的条
件に応じた施策を、策定及び実施する責務を有すると定められております。続きまして、
条例の概要について説明させていただきます。条文が第24条までありますので、第1
章から第4章の章立て形式としております。前文でございますが、清流とほたる、砥部
焼とみかんの町。砥部町は、豊かな自然環境に恵まれており、温暖な気候は、私たちの
生活に大きな恩恵を与えている、と最初にキャッチフレーズを入れました。私たちは、
砥部町の健全で恵み豊かな環境を過去から受け継ぎ、生活を営み、産業を興し、特色あ
る文化を創造してきましたが、一方で、環境に大きな影響を与えています。良好な環境
を守り、育て、将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務であり、町、町民、
事業者が、それぞれの役割分担の下、その責務を果たし、互いに協働することで、うる
おいのある自然豊かなまち、砥部を目指して、ここに砥部町環境基本条例を制定すると
してあります。うるおいのある自然豊かなまち砥部は、環境審議会で決定していただき
ました砥部町の目指す環境像でございます。第1章、総則、目的、第1条では、町の良
好な環境の保全及び創出について、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明ら
かにし、良好な環境の保全及び創出に関する施策の基本となる事項を定めることにより、
環境施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の町民の健康で快適、かつ文化的
な生活の確保に寄与することを目的とするとしております。定義、第2条では、環境基
本法など上位法に基づきまして、用語の意義を第1号で環境への負荷、2号で地球環境
の保全、3号で公害について定めております。基本理念、第3条第1項から第3項では、

良好な環境の保全及び創出は、町民が健康で快適かつ文化的な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承できるよう適切に行わなければならない等、町の環境を守るための基本理念を定めております。第4項では、地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならないと、地球環境を守るための基本理念を定めております。町の責務、第4条では、町は、前条に定める基本理念にのっとり、環境施策を総合的かつ計画的に実施及び推進する責務を有する、と町としての責務を定めております。責務を有すると努めなければならないの表現がございしますが、その使い分けでございしますが、環境基本法の例に従いまして、具体的な局面ごとに求められる責務の強さが、相対的に比較し、責務が強い場合に責務を有するとし、責務の程度が比較的軽い場合に努めなければならないと表現しております。町民の責務、第5条では、町民は、基本理念にのっとり、自然環境の適正な保全並びに日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するよう努めなければならないなどと町民としての責務を定めております。事業者の責務、第6条では、事業者は、基本理念にのっとり、公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有するなどと、事業者としての責務を定めております。4条、5条、6条での、町、町民、事業者の区分でございしますが、町とは、行政機関としての砥部町を指しますが、砥部町は事業者としての側面もあり、職員は自宅へ戻れば町民でございします。家業によりましては、事業者ともなるわけでございします。議員の皆様も、町民の代表ではございしますが、一面では町としての立場もあり、家業によりましては、事業者ともなるわけでございします。それぞれが、それぞれの立場、役割分担で、本町の環境を守り、育て、未来に引き継いでいく責務があるとしたものでございします。第2章、環境保全施策、施策の基本方針、第7条では、町は環境施策の実施及び推進に当たっての基本方針を定めております。環境基本計画、第8条では、町長は、環境施策を総合的かつ計画的に実施、推進するため、基本方針に基づき、砥部町環境基本計画を策定しなければならないと定めておりまして、第2項では計画の内容を、第3項では計画作成の手続きを、第4項では計画の公表について、第5項では計画の変更手続きを、第6項では、環境状況の公表について定めております。環境基本計画の策定につきましては、3月6日の第5回環境審議会で、案につきまして答申をいただいたところでございします。策定後は、概要版を全世帯に配布して公表したいと考えております。町の施策の策定等に当たっての配慮、第9条では、町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならないとしております。協定等の締結、第10条では、町長は、公害の防止、自然環境の保全及び快適な環境の確保のために必要があると認めるときは、町民又は事業者と協定等を締結することができる。町民及び事業者は、これに応じなければならない。当該協定等を遵守しなければならないとしております。指導、助言及び助成、第11条では、町長は、良好な環境の保全及び創出のために必要があると認めるときは、町民又は事業者に対し、指導、助言及び助成を行うことができるとしております。町民の意見の反映、第12条では、町は、環境の保全に関する施策に町民の意見を反映させるため、必要な

措置を講ずるよう努めるものとするとしております。監視、測定及び調査等、第13条、町長は、環境の監視、測定及び調査の体制の整備に努めるとともに、環境に関する情報を体系的に収集及び整備するものとする。必要に応じ、環境の監視、測定及び調査の結果並びに環境に関する情報を町民及び事業者に提示することができるとしております。勧告及び公表、第14条では、町長は、公害等により環境を著しく悪化させた者に対し、必要な勧告を行い、勧告に従わないときは、その内容及び氏名等を公表することができるとしております。表彰、第15条では、町長は、良好な環境の保全及び創出に関し、顕著な功績があった者を表彰することができるとしております。第3章、環境審議会、設置、第16条から報酬及び費用弁償、第23条は、この環境基本条例を制定するに当たりまして、現行の砥部町環境審議会条例を合わせてひとつの条例とするため、一部軸の変更をしまして、条文を入れております。第4章、雑則、委任、第24条では、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めるとしてしております。附則でございしますが、附則では、第1項でこの条例の施行期日を定めております。平成18年4月1日としておりまして、環境基本計画と合わせて施行いたすこととしております。第2項では、第16条から第23条で標記したため、現行の砥部町環境審議会条例の廃止をしております。第3項、第4項では、砥部町環境審議会条例の廃止に伴う経過措置をしておりまして、現審議会の委員さんの身分と任期、会長、副会長の身分について、この条例で定めたものとするとしております。以上で、砥部町環境審議会条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。井上洋一君。

○7番（井上洋一） 基本的なことで申し訳ありませんが、周辺の市町村も同じようなこういう条例の制定をされるんですか。いかがですか。

○議長（樋口泰幸） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二） 井上議員さんのご質問にお答えいたします。環境基本条例を制定している市町村と、平成18年度末に制定する市町村を含めまして、愛媛県内では、7市2町が制定をしております。この7市2町の中には、環境基本条例に相当する条例も含んでおります。名前が環境基本条例になっている市町ばかりではございません。以上で、ご質問の答えとさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 土居美智子議員。

○4番（土居美智子） すみません。あのおそらくこの条例を作られる前にですね。たたき台になった資料があるかと思うんですけど。これは町独自で作られたものを、審議会の皆さんがたたき台として審議されて、今日のこの条例の制定を求められたのでしょうか。

○議長（樋口泰幸） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二） 土居美智子議員さんのご質問にお答えいたします。環境基本条例の作成にあたりましては、上位法でございます環境基本法、愛媛県の環境基本条例、それと先進事例といいますか、砥部町と同規模の町村等の環境基本条例等を参考

にさせていただきますして、砥部町に合った内容に見直しまして、それを環境審議会に諮りまして、そこでいろいろご意見をいただいた内容を訂正して、させていただきます。以上で、土居美智子議員さんのご質問のお答えとさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 他に質疑はありませんか。栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） あの非常に長い文章で、わかりにくい部分もあるんですけど、とにかく砥部町をきれいにしようと、きれいにして後世に残そうという目的でしておるんだと思うんですけど。先日、とべ広報かな。万年から奥の美化に努めたという写真が出ておったと思うんですけど、非常にいいこと、そしてまたこれもひとつ、美化は後世に残すひとつの手段だと思うんですけど。この旧砥部町の町内でもですね。非常に目に付く言うたら砥部は砥部焼と清流とほたるの町のキャッチフレーズですけど、いわゆる公園でも、まあ皆さん、よそからたくさん来てくれますわいね。このメイン道路でも、かなり放置自転車を放つとる、私の周辺でも2、3台あるんですけど。町内でも相当放っている自転車があると思うんですよ。そういう自転車は環境保全課でどのくらいあるか把握しておるんか。また環境保全課の方で、それを集めるあれもあるんか。ただこういうものを作るだけはいかん。やっぱりそういうものが目に付いたらそれはやっぱり除けて、そういうものもやっていかないといけないと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（樋口泰幸） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二） 栗林議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

砥部町内に今現在、放置自転車が何台あるかというようなことですが、それにつきましては、環境保全課のほうでは把握しておりません。ただ、この放置自転車の撤去ということについてでございますが、たぶん砥部町内に撤去の手續に関する条例がございまして、町道上とか町が管理している土地については、ちゃんとした告示をして、札を貼りまして、持ち主がいないようでしたら撤去をしますということが出来るわけなんですけど、民地に放置されているものにつきましては、民地の所有者の方から、どういうふうにしたらいいのかという相談があれば、応じますけれども、民地に放置しているものを勝手に町が撤去ということではできませんので、そういうことについては、先程も言いましたが総数については把握をしておりません。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 三谷議員。

○18番（三谷喜好） 自転車の話が出ましたけん。じゃあ町有地に所有している自転車は処分ができますよと言いました。重光に自動車が落ちておりますよ。長い間。あれは環境保全課どうしますか。町有地にあるものは処理しますと今、答弁されましたが。じゃああそこのはしますかということ。車置いておりますよ。

○議長（樋口泰幸） 萬代建設課長。

○建設課長（萬代喜正） 三谷議員さんのご質問にお答えします。町有地、これは公営住宅の敷地の中に置いておる分だと、よろしいでしょうか。はい。これにつきましては、私どもも陸運事務所等に照会しまして、ナンバーがついておるものについては、所有者を把握しております。そのため、何回は文書等、連絡させていただいて、処理をしてく

ださいと、お願いしておる状況でありまして、もう一台につきましては、ナンバープレートがございません。所有者が明確でございませんので、最終的には私どもの方で処分せんといかん、町有地、まあ公営住宅の敷地内ということでございますので、処分しなければならぬと考えておりますけれども、もう1台の方は努力して、所有者がわかっておりますので、除けていただくように努力してまいりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（樋口泰幸） 三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） そういうふうに自転車は簡単に除かれるが、自動車は手続き上、手間が要るんだと。困るでしょ。それ。そこで火災が起こらないとも限らないと。特にガソリン積んだりしておりますから。そういうことも環境保全課の中で簡単に手続きができるようにできないものかどうか。そこらもやっぱり、こういうせつかくきれいな条例を作るならば、環境保全課長、そこらができるかできんか。

○議長（樋口泰幸） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二） 三谷議員さんのご質問にお答えさせていただきます。法律以上のものを条例で規定する場合の手続きの方法等については、勉強不足で勉強しておりませんので、また勉強させていただきたいと思っております。大至急検討して、条例にもし入れられるようでしたら入れたいと思っておりますし、条例の施行に関し、必要な事項は町長が定めるとしてしておりますので、条例施行規則というもので定めたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 他にございませんか。栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） 私のさっきの質問の続きですが、今、三谷さんが言ったことと関連もしておると思うんですけど。民地に放置しているものは触れないと、先程言われましたけれども、はっきり乗れる自転車であればですよ。それは民地にあれば、これは触れないと思っております。じゃあなしに、タイヤもパンクしておるといような物は、やっぱりいくら民地にあってでもですね。これは乗れないと思ったら判断して、除けなかったら、砥部町はこの国道筋でも、なんぼでも放置したら、そのまま触れないんであったら、こんなもの作る必要ないですよ。この、これ。なんぼでも野放しで置きますよ。だからこれは、乗れる、これは乗れん。というのを判断して、さっき三谷さんも言われましたけど、判断をしたら、民地であろうが、やっぱり除けて、砥部町の美化のためにですね。せんといかんと思っております。その辺どのようにお考えか、もう1回。

○議長（樋口泰幸） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二） 栗林議員さんのご質問にお答えします。先程、私の答弁でちょっと説明不足のところもあったと思うんですが、民地の場合なんですけれども、民地の方からそういう相談がありました場合には、完全にパンクをして、使えないような物については、民地の人から申請をしていただきまして、うちの方が預かって帰って、一応、保健センターの前の自転車置き場の方に保管を半年間しまして、それで取りに来ない場合については、処分をさせていただくような方法も取らせていただいております。ただ、これにつきましては、先程も言いましたけれども、民地の方からそういうご相談

がなければ、勝手に民地に入って、うちが積極的に取るというようなことはできませんので、その点をご容赦いただきたいと思います。

○議長（樋口泰幸） 栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） ちょっと、私が言うたんは、まだわかってないと思うんやけど、もう完全に乘れんやつはですね。民地の許可がなくても持って帰ったらどうですか。それでもやはり民地の中へ入って取れんと。民地の所有者がやね。所有者というか、土地の所有者が除けてくださいよと言わなんたら、触われないと。それやると、いつまでも放っておくようになると。たちまち、うちの前にそういうところがあるんですよ。こども城の入り口の角なんですよ。荒地なんですよ。地主来んのですよ。私、別の件で、家が松山におるんで探しに行ったんやけど、本人がおっても出てきてくれないんですよ。これは別の件で行ったんですけど。そこにたちまち自転車乗れないやつを放っておりますよ。そういう人がおるのに、いつまでも触われません。それを私は除けてくださいと言います。砥部町の一番中心の大事なところですよ。それもできんのやったら、私はこういうものはする必要はないと、はっきり言って。ただ文章だけ作って残したんじやいかん。やっぱり砥部町によそから来てもらうんじやから、一番メイン通りですから。あそこへん、見に行ってみてくださいよ。2, 3台は自転車が落ちております。そういう部分を除けるように、こういうもんでも、やっぱりうたって、私はしてもらいたい。砥部町のために、砥部町を美しく後世に残すためやったら、民地は入って触られないなど言わずに、乗れる自転車やったら触われませんよ。完全にもう乗れんというのがわかったら、それを持って帰って、強制的に持って帰ってですね。処分するように私は努めて欲しいと思います。以上です。

○議長（樋口泰幸） 答弁いきますか。産建のほうでいいですか。

○9番（栗林政伸） ちょっとだけでも。

○議長（樋口泰幸） はい。日浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二） 栗林さんのご質問にお答えします。先程、私、所有者と言いましたけれども、所有者ではなくて、所有者が見つからないような場合は、区長さんでも、近所の家の方でも、そういう申請がありましたら、充分対応できると思いますので、今日あの栗林議員さんにお聞きしましたので、終わりましたら、大至急、行って確認して対処したいと思います。

○議長（樋口泰幸） 土居美智子君。

○4番（土居美智子） ついでに自転車が出たんで、私の家が今年、組長という役割ですね。ごみの周りを自分ところで残ったごみの処理とかするんです。やはり、いろんな方が通り道でありまして、ちょっと他の区の方たちも置かれてたり、自動車が止まったりするので、他のところの方も置かれるのかなと、よくわからないんですけども。時々やはり残っているごみがありまして、自分ところの役割ですから、家へ持って帰ったりするんですけど。自転車がですね、1台。子ども用の自転車をしばらく私も1週間くらいは、そのまま置いておくんですけどね。やはりそれ以上は、見苦しいんで、家に持って帰っています。その場合にですね。やはり私が札をつけまして、これは放置自転

車なんで、放置と言うか、これは本当は捨てたいという気持ちで、そこへ持って行って、粗大ごみの日に持って行かれて残ったごみなんですけれどもね。そういう時に、私ところが区長でしたら、区長の名前入りでですね。持って帰ってくださって札を書いて、もし今回の粗大ごみの日にそれを出せば、回収してもらえるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（樋口泰幸） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二） 土居美智子議員さんのご質問にお答えします。そういう例は、今までもありまして、一応、廃棄物の減量推進委員さんの方から、ステーションにこういうことであるんだがということで、環境保全課の方に電話いただきましたら、うちの方が撤去をしております。もし、そういう例がありましたら、環境保全課の方へご連絡いただきたいと思います。

○議長（樋口泰幸） 玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） いろいろ意見が出ましたので、自分は基本的には環境基本条例というものは、目的について、その他についても、大半が作るべきだと思います。そういう中で、町をきれいに、この目的のとおりにより良い環境の保全及び創出について、うんぬん以下、そう書かれておりますこの問題については大変結構です。先程、自転車が捨てられておったということもございますが、以前も運動公園前に、いろいろゴミ捨て場というか、まあ、そこはきれいになってきておるということは、質問によってきれいになってきたんではないかと思えます。18条には、委員15人以内で組織するというので、見識を持つ者とか、砥部町議会議員、それから、町長が委嘱するというように、いろいろ書かれておりますので、まあそれはいろいろこの人はどうだというような事があるかと思うんですが、やはり、識見を有する者、それから砥部町議会議員であろうがなかろうが、こういう本当に目的に合わせて、きれいにするというのであれば、1回公募をかけてみれば、どういう関心をみんな持つだろうかということもありますので、こういう基本条例とかそういうのについて、15人の方について、公募をかけて、どれだけ集まるかということであれば、一番いいんではないかと思えますので、提案しておきます。

○議長（樋口泰幸） 提案だけでよろしいですか。答弁ありませんね。

○17番（玉井啓補） 答弁してください。提案したらどうしますかということも言ってもらわんといかん。

○議長（樋口泰幸） 日浦課長。

○環境保全課長（日浦昭二） 玉井議員さんのご質問にお答えしたらと思えます。これは先程の説明の中でも申し上げましたが、環境審議会条例というのは、もう実際できておりまして、識見を有する者として、愛大の先生と、中学校の校長先生に入ってもらっておりますし、砥部町議会議員につきましても、3名の方、議長さんをお願いして入ってもらっております。これは、実際にできておったものについて、ここに新しく条例の中に入れ込んだものでございます。ただ、これは附則のところにもありましたが、任期がありますので、10月だったと思えますけれども、10月2日までの任期でございま

すので、新しく委員さんを選任する場合には、そういう方法も検討してはどうかと思います。以上です。

○議長（樋口泰幸） 山本典男君。

○16番（山本典男） 審議が長くなっておるんで、その上にさらに言ったんではいかんのですが、とにかく環境条例を作るということは、この町をきれいにしましょうという趣旨で、作るんだと思うんですが。そういうことになればですね。環境保全課中心にもっと積極的にですね。これを良くしましょうと、まず、町内をパトロールして、そしてそういう放置自転車とか、そういうものがあるか、自動車があるか、あるいは他の物があるか、それをまず掴むということが大事ではないか。そしてまあ、さっきの町有地と民地の問題があるでしょ。で、民地の場合は、確かに法令的な問題もあるでしょうから、まず、その所有者、その土地を持っておる人が誰なんかをまず調べると、そしてさらに連絡して、これをあなたで撤去してくれますかということを知る。そして、あなたに任せます、町に任すけん、とにかくやってくださいよと言え、入れるわけですから、そこらのところまで、積極的な姿勢を示してもらってですね。そして、そういう問題を処理しないとですね。どうやらこうやら言って、受け身の体制ではですね。環境条例を設置した意味がないと思うんで、その点をがんばっていただいたらと、そういうもっと積極的な態度に転じてほしいと思うんで、よろしくお願いします。

○議長（樋口泰幸） 答弁はありますか。

○16番（山本典男） ありません。

○議長（樋口泰幸） 質疑を終わります。

おはかりします。議案第13号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月17日の本会議でお願いします。ここでしばらく休憩します。再開は50分にします。

午前10時33分 休憩

午前10時47分 再開

~~~~~

日程第9 議案第14号 砥部町行政手続条例の一部を改正する条例

（説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（樋口泰幸） 日程第9議案第14号砥部町行政手続条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 議案第14号砥部町行政手続条例の一部を改正する条例。砥部町行政手続条例の一部を次のように改正する。第1条第1項中、第38条を第46条に改める。第8条第1項ただし書中、添付書類の次にその他の申請の内容を加える。第3

3条第3項第2号中、含むの次に、又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう）を加える。附則、この条例は、平成18年4月1日から施行する。平成18年3月10日提出。砥部町長、中村剛志。提案理由ですが、行政手続法の一部改正及び砥部町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定により改正するものでございます。お手元に配っております新旧対照表の資料をご覧ください。まず、第1条の改正ですが、これは行政手続法の改正に伴いまして、第38条が第46条に変更されたことを受け、条文の整備を行っております。第8条の改正は、申請により求められました許認可を不適合とする場合の理由の提示について、申請書の記載又は添付書類から明らかとなる場合には、これを示すことで足りると、従来されておりましたが、その条文中にその他の申請の内容という語句を加える改正を行っております。資料の裏面をご覧ください。第33条の改正ですが、行政指導の趣旨、内容について求められた場合、書面で公布するとしておりますが、書面に変わるものとして、電子計算機による情報処理の用に供されるものを加える改正を行っております。具体的にはメール等の申請で、メールで返事をした場合は、改めて文書では出さないとご理解ください。以上で説明を終わります。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第14号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって議案第14号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月17日の本会議でお願いいたします。

~~~~~

日程第10 議案第15号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（樋口泰幸） 日程第10議案第15号砥部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 議案第15号砥部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明いたします。今回の改正は、国家公務員の給与構造改革に伴いまして、これに準じて職員の給与を改定するものでございます。条文中の語句の整備、変更に加えまして、現在8級まで設けています給料表を6級に圧縮。また、職務分類表の見直しを行いました。条文の改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、資料をご覧ください。説明につきましては、右側の改正案の欄で行います。ま

ず1 ページ目の第2条では、列挙されている手当のうち、調整手当という語句を地域手当に変更しております。現在、砥部町で従来の調整手当が支給されているのは、診療所の医師のみとなっております。第4条の改正の概要ですが、職員の昇給時期を1年に1回に統一して、昇給を基準日前1年間の勤務成績に応じて行うものとして、その期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号級を4号級とするとしております。ただし、55歳を越える職員の昇給の号級は2号級となっております。まず、第4条の第6項の改正でございますが、昇給時期を年1回とするもので、規則の定める日とは、1月1日を見込んでおります。次に第7項ですが、勤務成績に基づく昇給制度を制定するもので、規則で定める基準とは5段階の昇給区分を指しております。第8項は、55歳昇給抑制措置として、標準2号給とするもので、56歳以上の年齢であって規則で定める者とは、規則で定めるといのは一応57歳を予定しております。これに該当いたしますのは、医療職給料表及び単労職の給料表の適用を受ける職員を指しております。2ページと3ページを開いてください。第9項は、枠外昇給制度の廃止を規定しております。第10項は改正前、第11項の規定と同じ趣旨のことを定めております。左にございます第7項から前項までに規定する昇給は予算の範囲内で行わなければならないというのが10項にしております。第11項では、規則委任で、昇給に関するその他の事項につきましては、規則で定めるとしてしております。第8条の2の改正は、医療職給料表適用職員ですが、そこで支給されております調整手当ということを地域手当に改めまして、その支給率を変更するものでございます。現在100分の10を支給しておりますが、100分の15以内で支給することができるというふうに改正されております。第17条の改正につきましては、調整手当を地域手当に変更するものでございます。第19条第4項第5項の改正は、期末手当の基礎となっております調整手当を地域手当の言葉に改め、また給料表の級の構成の変更に伴いまして、役職加算の対象給を変更するものでございます。4ページ、5ページをご覧ください。19条の4は、勤勉手当基礎額に乗ずる基準を明確にするため、規則で定めること及び調整手当という語句を地域手当に改めております。21条2項から4項につきましても、調整手当を地域手当に改めるものでございます。なお、新旧対照表は、ここには載せておりませんが、今回の改正で55歳昇給抑制措置が導入されたことから、高齢者職員の昇給停止等にかかる経過措置を定めた規定は削除いたしております。また、別表第1の行政職給料表、別表第2の医療職給料表、別表第3職務分類表につきましては、議案中に改正後の新表を載せております。資料6ページ、7ページを開いてください。改正附則の中で、砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行っております。ここでは、育児休業者が復帰した場合における復職時調整の方法を改正しております。従来の給料月額調整とか、昇給期間による調整から、号級による調整に切り替えております。砥部町職員の旅費に関する条例につきましても、8級までとあるのを6級までに改正いたしました。この条例につきましては、平成18年4月1日から施行することとしております。以上で改正内容の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

井上洋一君。

○7番(井上洋一) この条例については、国又は県、又は周辺の市町村はもうこのようなことをやっているんですか。以上です。

○議長(樋口泰幸) 明賀総務課長。

○総務課長(明賀徹) ただ今の井上議員さんのご質問にお答えいたします。当然、国の制度に沿って、今までも砥部町職員の給与の改定を進めてまいりました。近隣の市町におきましても、当然同じような圧縮、それと切り替え作業を行っております。以上です。

○議長(樋口泰幸) 質疑を終わります。はい。宮内光久君。

○11番(宮内光久) 今、課長の説明の中で、第8条の2の中で、旧は100分の10を乗じてと言われましたが、新になりまして、100分の15以内でと説明があったかと思いますが、15以内という言葉にちょっとですね。15以内というのがいくら以上、いくら以内になるかちょっとわかりませんが、ちょっと説明をお願いします。

○議長(樋口泰幸) 明賀総務課長。

○総務課長(明賀徹) ただ今の宮内議員さんのご質問にお答えいたします。本来、ここで言います地域手当といえますのは、愛媛県内では原則的には支給対象地域でないから支出することができません。ただ、医師につきましては、これが認められております。ただ、今言いましたように、率ということなのですが、規則で定める率は100分の11を考えております。以上です。

○議長(樋口泰幸) 土居美智子君。

○4番(土居美智子) このちょっとごめんなさいね。よくよくわからないんですけど、等級が今、1級から8級までですか。今度、6級までと。いうふうに6段階までと聞きますと、その職員の給与等の分布って言ったらいいんですか。これが違ってくると思うんですけど、その違いに対して、そのお金の動きがどれくらいになるかわかりますか。

○議長(樋口泰幸) 明賀総務課長。

○総務課長(明賀徹) ただ今の土居美智子議員さんの質問にお答えします。議案第15号中に別表第1というのがございます。附則別表第1です。この中を見ていただければわかりますが、従来の1級、2級の職にある者につきましては、新級は1級に移行します。3級の者は2級、4級、5級の者は3級に動きます。6級は4級、7級が5級、8級が6級と動きます。職で言いますと、5、6級が課長、4級が課長補佐、3級が係長というふうにお読み下さい。1級、2級につきましては係員というような職名を考えております。これによる給料の切り替えによる影響なんですけど、1級、2級の者につきましては、今回の給料の切り替えにより、金額には差があるんですけど、切り替えによって上がります。3級以上、4、5、6の級については、原則には現給より下がってきます。その差額につきましては、毎年4号級ずつ上げていって、その差がなくなるまで、昇給が止まります。ですから具体的に言いましたら、例えば55歳、まあ51、2歳から引っかかる人がいるんですけど、管理職に入っている人はおそらく退職まで昇給ということはありません。以上です。

○議長（樋口泰幸） 他にございませんか。井上洋一君。

○7番（井上洋一） 宮内議員の関連なんですけど、ちょっと私、第8条の2で、100分の15と書いてあるのに、課長は100分の11で考えているというのは、不具合を生じませんか。

○議長（樋口泰幸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 井上議員さんのご質問にお答えします。条例中では、100分の現在の支給されている100分の10を100分の15に切り替える改正を行っております。ただし、100分の15まであげていいということで、100分の15必ずしも支給しなければならないということではありません。そして、その率は規則の方で定めるということになっておりますので、100分の10を100分の11に切り替えて支給いたします。以上です。

○議長（樋口泰幸） 井上洋一君。

○7番（井上洋一） 今の課長の説明はわかりますが、この条文がちょっとおかしいんじゃないんですか。それだったら条文の表現を変えるか、何かしないと不具合が生じるんじゃないですか。その8条の2の下に何か書くか。この条文だけで言いますと、100分の15を乗じて得た月額地域手当とこうなっておりますので。私の言っていることは間違いですかね。

○議長（樋口泰幸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 資料の2ページなんですけど、調整手当第8条の2。従来の改正前が医療職給料表の適用を受ける職員には、当分の間、給料及び扶養手当の合計額に100分の10を乗じて得た月額の調整手当を支給するとなっております。これを今回、100分の10を100分の15に改めたことにより、井上議員さんは100分の15を支給しないとおかしいんじゃないかというふうに言われているんだと思いますが、この地域手当につきましては、先程言いましたように、愛媛県につきましては、地域手当を支給できる地域には該当しません。四国ではちなみに言いましたら、高松だけです。それで、その県において、医療職においては地域手当を支給できると定められており、満度の100分の15は支給することが適当でない。それで規則で定めるということになっております。ですから、100分の10を10のままでもいいんですが、100分の11として運用するように県の方から指導を受けております。

○議長（樋口泰幸） 井上洋一君。

○7番（井上洋一） 課長の言われるんが合っているんだと思うんですよ。それは。だけど私はわかりにくいんですよ。私は間違っているとかなんとか言っているわけではないんですけどね。そうだったら、この条例も100分の11にしたらどうなんですか。それを複雑な話をされているので。それでまた、改正になれば改正になったで、100分の12にすればいいし、100分の13にすればいいし。私は、この条例とこれの運用とは別の問題やろうと思うんですけど。そのへん。

○議長（樋口泰幸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の井上議員さんのご質問なんですけど、準則で100分の

10を15に改めております。当然、うちの方の条例も準則を重視いたしまして、変えておりますが、愛媛県でも、医療職に対して県の指導が11で示されましてもですね。12、13で出す市町はあると思います。ただ、砥部町の場合は11に定めるということでございます。すみません。議案第15号の10ページ目をお願いいたします。10ページと言いますか10枚目。附則のところなんです、附則11にですね。平成22年3月31日までの間における職員給与条例第8条の2の規定の適用については、同条中、100分の15とあるのは、100分の15を超えない範囲内で、町長が規則で定める割合としております。ですから、砥部町におきましては、規則で一応、規則で100分の11を予定しております。

○議長（樋口泰幸） 井上議員。附則11項でよろしいですか。その条項があるということでもよろしいですか。井上洋一君。

○7番（井上洋一） 私は、これがいいとか悪いとかではなくて、まあそれはいいんでしょうけど、しつこいようでも申し訳ないんですけど、この11項の給料の切り替えに伴う経過措置でしょ。話しているのは。違うんですかね。私が見ているところは。11で、100分の15とあるのは、100分の15を越えない範囲内で、町長が規則で定める割合とすると書いておいて。この改正案の分。これは何ですか。改正案というのは。この現行と改正案との新旧対照表。課長に説明していただいた。この資料は関係ないんですか。

○議長（樋口泰幸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただいまの井上議員さんのご質問なんです、100分の10を15に変える改正は本文中で行っております。これの経過措置といたしまして、規則で砥部町長がその率を定めるというふうにご理解ください。以上です。

○議長（樋口泰幸） 他にありませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第15号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって議案第15号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月17日の本会議でお願いします。

~~~~~

## 日程第11 議案第16号 砥部町保育所条例の一部を改正する条例

### （説明、質疑、厚生常任委員会付託）

○議長（樋口泰幸） 日程第11議案第16号砥部町保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。正岡民生こども課長。

○民生こども課長（正岡修平） 議案第16号砥部町保育所条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。砥部町保育所条例、平成17年砥部町条例第93号の一部を次のように改正する。第5条中第3号を削り、第4号を第3号とする。第11条中、

延長保育等促進基盤整備事業実施要綱（平成10年4月8日厚生省児発第283号）に基づきを削る。附則、この条例は、平成18年4月1日から施行する。平成18年3月10日提出、砥部町長中村剛志。提案理由ですが、条文中の不適切な用語を削除し、適正な内容に改めるため、また、延長保育等促進基盤整備事業実施要綱が廃止されたため、改正するものであります。添付しております資料。新旧対照表に基づいてご説明いたします。まず、第5条の入所の承諾用件でございますけれども、現在、（3）で精神病又は悪癖を有する場合という表現が、不承諾事項として記載されておりますけれども、この精神病又は悪癖、これにつきましては、近年のノーマライゼーションの観点から、この第3号の理由のみをもって不承諾とするということは、望ましくないというような県の指導監査等もありまして、検討しました結果、この表現を削除させていただくことにいたしました。なお、これらの件につきましては、（4）のその他、町長が不相当と認める場合というところで、個々に判断をしたいというふうに考えております。それと、第11条ですけれども、この延長保育等促進基盤整備事業実施要綱、これにつきましては、平成17年4月から次世代育成支援対策推進法が施行されたことに伴いまして、この要綱が廃止されたことにより、削除するものでございます。ご審議の程よろしく願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第16号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって議案第16号は、厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月17日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第12 議案第17号 砥部町広田保育所条例の一部を改正する条例 (説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長（樋口泰幸） 日程第12議案第17号砥部町広田保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。正岡民生こども課長。

○民生こども課長（正岡修平） 議案第17号砥部町広田保育所条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。砥部町広田保育所条例の一部を次のように改正する。第3条中第3号を削り、第4号を第3号とする。附則、この条例は、平成18年4月1日から施行する。平成18年3月10日提出、砥部町長中村剛志。提案理由ですが、条文中の不適切な用語を削除し、適正な内容に改めるため改正するものでございます。これにつきましても、お手元の資料に基づいて、ご説明をさせていただきます。第3条中の（3）精神病又は悪癖を有する者という表現を削除するものでございます。これにつ

きましては、先程の議案第16号と同様の趣旨に基づき、削除するものでございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。宮内光久君。

○11番（宮内光久） この条例改正については、異議がないんでございますが、この広田保育所という点です。前々回でしたか。厚生に負託された折に、保育料の問題がございまして、地元住民に説明をしていく中で決めていくと言われておりましたが、その後、進展のほうはどうなっているのか、場が違いましたらお許しいただきたいと思いますが、説明ができるようであれば説明をお願いしたいと思います。

○議長（樋口泰幸） 正岡民生こども課長。

○民生こども課長（正岡修平） ただいま、宮内議員さんのほうからのご質問でございますけれども、広田保育所の保育料の改定の件につきましては、今年の12月の議会の厚生委員会の中で、その他の事項として、保育料の改定を行いたいというお話をさせていただきました。まあそれで、これにつきましては、19年度改正に向かって事務を進めさせていただくということでございまして、その後、1月に広田保育所の保護者の方に集まっていたいて、ご説明をさせていただきました。それで現段階では、19年度からの改正に向かって、6月の議会に上程させていただきたいという気持ちでございます。その後の経過等につきまして、今回の13日の厚生常任委員会の場で、その他のところで再度ご協議させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 単純な質問で申し訳ないんですが、この16号と17号の砥部町保育所条例、広田村保育所条例というように2つあるんですが、それは先程の質問のとおり、保育料が違うから別にもっておるのか。それから、説明のとおり、19年から一本化する予定かどうかということ、私も勉強不足で申し訳ないんですけど。

○議長（樋口泰幸） 正岡民生こども課長。

○民生こども課長（正岡修平） 玉井議員さんのご質問にお答えいたします。砥部地区の保育所につきましては、厚生省で定めるところの認可保育所という位置づけでございます。それと、広田保育所につきましては、へき地保育所ということで、同じ保育所という名称でございますけれども、内容が変わっております。また、保育料等についても隔たりがございまして、条例制定の際に別々の条例で制定させていただいております。また、保育料につきましても、今後、そういった違いもありますので、全く一本化になるということは難しいのではないかと考えております。以上です。

○議長（樋口泰幸） 質疑を終わります。

おはかりします。議案第17号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって議案第17号は、厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月17日の本会議でお願いしま

す。

日程第13 議案第18号 砥部町放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例
(説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長(樋口泰幸) 日程第13議案第18号砥部町放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。正岡民生こども課長。

○民生こども課長(正岡修平) 議案第18号砥部町放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。砥部町放課後児童健全育成事業条例の一部を次のように改正する。第10条を第14条とし、第9条を第10条とし、同条の次に次の3条を加える。第11条 この事業を実施する場合、通常の保育時間を超えて保育を行う事業、以下、延長保育という、を行うことができる。第12条 延長保育の保育料は、1カ月につき2千円とする。ただし、別表に定めるA階層に該当する者の延長保育の保育料は、無料とする。2、保育料の納期限は、その月の末日の前日までとし、その日が閉所日に当たるときは、その前日において、その日の最も近い閉所日でない日とする。3、既納の保育料は、還付しない。ただし、町長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。第13条 町長が必要と認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。第6条、事業の実施時間は、町長が別に定めるものとする。附則、この条例は、平成18年4月1日から施行する。平成18年3月10日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、放課後児童健全育成事業において、延長保育の実施により、活動の充実を図るため。また、保育料を減免できる旨を明記するため、改正するものでございます。お手元の資料、新旧対照表に基づきまして、ご説明をさせていただきます。第5条の次に、第6条としまして、事業の実施時間は、町長が別に定めるものとするということで、実施時間につきましては、施行規則のほうで定めておるわけでございますけれども、その旨をこの条例の条文中で明記するものでございます。現在の定めておる時間につきましては、閉所は午後5時までと言うことになっております。それと、第6条を第7条とし、第7条を第8条とし、第8条を第9条、また第9条を第10条といたします。そして、第11条としまして、この事業を実施する場合、先程内容につきましては申し上げましたけれども、この延長時間につきましては、この条例が可決されましたら、施行規則のほうで午後6時までというふうに定めたいと考えております。第12条の延長保育料でございますけれども、ここに書かれております別表に定めるA階層というのは、生活保護世帯のことです。それと、第13条の保育料の減免でございますけれども、これは条例の中で、減免できる旨を明記したものでございます。そして第10条を第14条に改めるものでございます。以上で、ご説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。山本典男君。

○16番（山本典男） ちょっと教えてほしいんですが、12条の保育料が1ヵ月2千円と、延長保育の。そういうふうになっておるんですが、これ5時まで現在はなっていると。それが6時くらいまでしたいとおっしゃったんですが、この2千円というのが、周辺の地域に比べて高いのか安いのか、その辺の判断がつかんのんですが、ちょっと教えてほしいんですが。

○議長（樋口泰幸） 正岡民生こども課長。

○民生こども課長（正岡修平） 山本議員さんのご質問にお答えいたします。延長保育料につきましては、近隣と比較してどうかということでございますけれども、この放課後児童クラブなんですけれども、これの保育料につきましては、近隣で一律というようなことにはなっておりません。事業時間につきましても、利用料につきましても、様々な形態でございます。まあ、それで砥部町につきましては、基本的には午後5時まで。そして希望される方については、午後6時まで延長を実施するというので、延長部分の1時間について、2千円、1ヵ月でいただくということに定めさせていただきました。この金額につきましては、今回の条例を制定するにあたり、アンケート調査等を実施したわけなんですけれども、その中で、時間でありますとか、金額でありますとかもアンケートをして調査したわけなんですけれども、その中で、1時間あたり100円程度というのが、アンケート調査の中でも、最も多かったということで、それに基づきまして、検討いたしました結果、1ヵ月に20日ということで、1時間100円で、2千円という金額を設定させていただいたということでございます。よろしくお願ひします。

○議長（樋口泰幸） 山本典男君。

○16番（山本典男） 近隣とは比較してないということで、いわゆる預かっておる児童の人々のいわゆるアンケートで、100円程度なら出せるんじゃないかと、そういうことですね。はい。

○議長（樋口泰幸） 質問を終わります。

おはかりします。議案第18号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり]

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって議案第18号は、厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月17日の本会議で願ひします。

~~~~~

#### 日程第14 議案第19号 砥部町介護保険条例の一部を改正する条例

（説明、質疑、厚生常任委員会付託）

○議長（樋口泰幸） 日程第14議案第19号砥部町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 議案第19号砥部町介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。今回の提案理由につきましては、介護保険法の改正による地域支援事業、地域包括支援センターの創設及び介護保険料の改定に伴い、改定するものでございます。それでは、お手元の資料の新旧対照表により、説明させていただきますので、これをご覧になってください。1ページをご覧下さい。第1条の規定につきましては、18年度より施行されるものです。改正前、改正後の欄のアンダーラインの部分をご覧になっていただきたいと思っております。始めに、目次の改正につきまして、第2章、保健福祉事業を、第2章、地域支援事業等に改め、第3章、地域包括センター、第4章、保険料、第5章、罰則に改めるものです。第3条につきましては、新たな事業である地域支援事業の字句が加わりました。第3条の2につきましては、新設された事業で、条文中の法第115条の38、第1項、第2項は地域支援事業として行う事業で、第1号から第6号までは要介護状態になることの予防や悪化を防止する介護予防事業と、この事業を効果的に行うため、対象者に合った計画作成や相談事業を行う包括的支援事業等についてうたっております。2ページの第4条につきましては、65歳以上の方の保険料について3年ごとに見直しを行い、平成18年度から20年度における第3期介護保険料を改定するもので、条文中の施行令第38条第1項は、保険料率の算定に関する基準で、第3期分につきましては、法改正に伴い、1号から6号までの新6段階の所得に応じた保険料となっております。3ページの第6条の第3項につきましては、所得に応じた保険料の現行第4段階が新第5段階となったため、字句の改正でございます。第14条につきましては、要支援、要介護の認定に変わる状態区分の変更等の手続に関しまして、町から被保険者証の提出を求められ、これに応じない者に対する罰則規定をうたったもので、新たに法第33条の3、第1項後段、これは要支援状態区分の変更の認定でございます。これが加わりました。続きまして、4ページの第2条の規定につきましては、平成19年度より施行されるものです。第3条の3から第3条の6までにつきましては、新たに加えられました包括的に支援を行う機関で、地域包括支援センターの設置等、必要事項をうたっております。5ページからは附則についてでございます。附則第8項、新予防給付の施行期日につきましては、要介護状態区分の関係で、新予防給付として、要支援は1と2、要介護は1から5までとなり、平成19年4月1日から実施されるため、この規定は平成19年3月31日までは実施できない日と定めたものでございます。附則第1項につきましては、第1条の規定と第2項の規定の施行期日、附則第2項につきましては、保険料率についての経過措置をうたっております。5ページの後段から6ページまでの附則第3項及び7ページから8ページまでの第4項につきましては、平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例をうたっており、これは地方税法の改正に伴い、65歳以上の方の合計所得金額125万円まで非課税措置となっていた特例が、18年度より廃止となるため、この緩和措置が18年度、19年度の2年間において取られることとなり、第3項第1号から第7号までは、18年度に実施され、第4項第1号から第7号までは19年度に実施されることになりました。

以上で議案第19号の説明を終わります。よろしくご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） ちょっと頭が悪いので詳しいことはわかりませんが、要するに、保険料が上がるということで、以前の場合は、第3号が基準っていうんですかね。だったんですが、今度、新しく保険料になった場合は、これ何号が中心になるんですかね。

○議長（樋口泰幸） 大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 玉井議員さんのご質問にお答えします。今回、基準になりますのは、新第4段階の第4号でございます。保険料率の第4号ですか。第4条の第4号、5万8,600円。これが基準となります。以上でございます。

○議長（樋口泰幸） 玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 1回に聞いておけばよかったのに、そしたら前が3号の場合が、4万6千円だったのが、5万8,600円。で、1万2,600円上がるということでよろしいんですかね。それでは、お尋ねします。これあの、昨年12月議会に、介護保険の負担軽減に関する請願書を出しておるわけですが、そこでひとつ問題になるのが、新しく今まで介護1,2,3,4とあったんですが、今度、要支援いうんですかね。1,2が。できたというのがひとつと、あわせまして、詳しい資料は持ってきてないんですが、そういうことから言いますと、要支援1,2ゆうんが、現在要介護1の7割から8割が要支援2と判定されることというようなことを聞き及んでおりますが、この場合、要介護者で、サービス利用ができるのかできないのかということがひとつあると思えます。それと合わせまして、一般質問前段でも申し上げましたように、居住費、食費が施設利用者においても徴収されるということで、大体平均、概算では39万くらい値上げをされるということを知り及んでおります。そういうことからみまして、やはり、この介護の問題なんかを、今まで2分の1を払いよったのが3分の1の支援ということになっておりますので、2分の1に戻させるようにやらなければ、おいおい介護保険も大変だと思っておりますが、そのあたりは全然、国の言うとおりに、やられるんであらうと思うけれども、そういう対策は立てていないんですか。以上です。

○議長（樋口泰幸） 大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 玉井議員さんのご質問にお答えいたします。今回の法改正で、新6段階になりまして、保険料が決まったんですが、先程申しましたいわゆる、要介護の区分ですね。要介護1が要支援2と要介護1に変わるわけで、要支援1,2の対策がないかということでしょうか。はい。これにつきましては、予防者として、新予防給付事業というのがございます。これで受けられます。そして、もう1点は。

○17番（玉井啓補） 要するに食事代とか、みんな食事代、居住費が、特老いうんですかね。入居しておる人がかかってくるので、そういうことについては、やっぱり自治体としては考えてみるべきではないかということです。言うたら、年間30数万、介護保険料、おまけに年金もらおうとしている人が頭から引かれてしまうというような

ことで、年金からも含めて、高すぎるんじゃないかと。それは行政がじゃなくして、議会がそういうことで、国とか県とかに、そういう2分の1を3分の1に負担金出しよったのをささないかんのじゃないかということで、それで合わせて2分の1にしてやるから、定率減税、これはサラリーマンにかかってくる減税をやってきておるということも含めて、これは行政ではなく、議会の問題だと合わせて思います。この請願書を出しておりますので、厚生委員会でもそういうところをよく検討してほしいということです。

○生きがい推進課長（大西潤） はい。これに関しましては、もう国で措置法が取られております。今回の補正予算並びに18年度の当初予算でも計上しておりますが、特定入居者介護予防サービス費というのがございまして、これにつきましては、食費、居住費の低所得者に対する負担軽減の措置が取られることになっておりますので、ご心配なくしてください。

○議長（樋口泰幸） 土居美智子君。

○4番（土居美智子） すみません。19年度から実施ということなんですけど、地域包括支援センターという新しい仕事が入るわけですけれども、この中見ましても、全く何もないというふうな感じかなと思うんですが、役場の中にセンターは置きますよということと、第3条の5で、包括支援センターは次に挙げる事業を行うと書いてあるんですけど、包括的支援事業と書いてあるだけですし、それが果たしてどういうものが入るとか、24時間体制をやるだとか、そういうふうな具体的なことがもしわかっておるようでしたら、知らせていただきたいということ。それと第3条の2になるんですかね。介護予防支援事業者である包括支援センターが行うものとするという項があると思うんですけど、そこはあくまでも役場内に、設置されたものであって、支援事業者というのも町であるという解釈でこれはかまわないんですよ。

○議長（樋口泰幸） 大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 土居議員さんのご質問にお答えします。まずはじめに、第3条の5の事業の内容でございまして、第1号の包括的支援事業、これは介護予防事業に関することとございまして。そして、第2号、包括支援センターの行うべきものとしての事業でございまして、これは地域支援の総合相談とか、虐待防止とか、権利擁護事業等に関する事業でございまして。第3号の介護予防支援事業でございまして、これはいわゆる継続的なマネジメントということで、介護予防の計画作成の指導で、あなたの介護度によって、この介護度の割合によって、この程度のケアをなさいますとか、そういうふうな計画の作成でございまして。それと、いわゆる第2項でございまして、第2項につきましては、介護予防支援事業者は砥部町でございまして。それともう1点、ありましたかね。もうよろしいですか。以上で終わります。

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第19号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思いません。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって議案第19号は、厚生常任委員会に

付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月17日の本会議でお願いします。

~~~~~

**日程第15 議案第20号 砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を
改正する条例**

(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（樋口泰幸） 日程第15議案第20号砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。日浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二） それでは、議案第20号砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。大きな改正点が2つございます。1点目は、第19条関係の規定中、金額の改定をしております。2点目は、第16条関係の別表第1、次のページの別表第2を改正しております。それと附則で、第19条関係の改正は18年4月1日から。第16条関係の改正は平成18年10月1日から施行するものとしております。提案理由でございますが、砥部町行財政改革大綱に示された自主財源の確保、受益と負担の公平確保の観点から廃棄物処理手数料及び一般廃棄物処理業許可手数料の改定等を行うものでございます。改正の内容につきましては、資料の新旧対照表によりまして、説明させていただきます。許可手数料第19条第1号から第4号でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律と、同施行令によりまして、一般廃棄物の収集運搬業、一般廃棄物処分業等を行おうとする者は、市町村長の許可を受けなければならない、許可の期間は2年間となっております。現在、砥部町は17業者に対して許可をしておりますが、18年3月31日に期間満了となり、新たに申請をしていただくこととなります。第15条の第5号関係ですが、浄化槽法によりまして、浄化槽清掃業を行う者に対する規定が同様でございます。現在、1業者に対して許可しておりますが、18年3月31日で期間満了となり、新たに申請をしていただくこととなります。これらの許可手数料を18年4月1日から、現行の5千円から1万円に改正するとともに、第6号で、許可証の再公布を受けようとする者の再交付手数料を現行の千円から2千円に変更するものでございます。この改正の施行期日は、先程、説明させていただきましたとおり、18年4月1日からということでございます。次に、第16条関係の別表第1、種別（1）犬、ねこ等の死体につきましては、収集運搬及び処分となりますが、この区分は、職員がそのお宅まで死体を取りに行き、処分した場合でございます。現行の1,030円を2,100円に改正するものでございます。役場まで持って来ていただき、処分のみの方は、現行の510円を1,050円に改正するものでございます。現在は、ペット霊園などの普及によりまして、年間20体から30体程度の処理をしている状況でございます。1体あたりの処理費用は、約6千円かかっておりますので、改正後は20%程度の負担を

いただくこととなろうかと思えます。裏をご覧ください。(2) 上記以外の一般廃棄物につきましては、美化センターとか、千里埋立処分場へ直接持ち込んでいただいた場合の手数料でございますが、現行の20kg超100kg以下310円を940円に、100kgを超える場合、100kg増すごとに310円を加えるを940円に改正するものでございます。改正率が3倍と高くなっておりますが、現在の310円は近隣では一番安く、他市町より事業系一般廃棄物を持ち込まれる可能性がございます。松山市と同程度まで改正をするものでございます。美化センターへの直接持ち込み料の88%が事業系のごみで、一般の住民の皆様が12%で、千里埋立処分場に関しましても、一般の住民の皆様が持ち込む量は25%程度でございます。ただ、少ないとは言いまして、一般の住民の方々への影響が大変大きいことから、町政運営会議で十二分に協議の上、町長より環境審議会へ諮問をしていただきました。環境審議会から異論なしとの答申をいただき、この改正率となったものでございます。一般の住民の皆様が、一度に大量のごみを持ち込む場合、引越しや大掃除等が考えられますが、そういう場合に対象となりますが、定められた提出日にステーションへ20kg程度ずつ出せば、今までどおり無料でございます。また、参考でございますが、美化センターへの一般の住民の方の持ち込み件数は、平成16年度1年間で、1,635件でございました。平均の持込み量は約85kgで、1回に支払う手数料は310円でございました。複数回数持ち込んだ家庭がないと仮定いたしましても、全世帯の20%程度しか利用していない状況では、負担の公平確保の観点、応分負担の原則の面からも、改正の必要があるのではないかと思います。別表1の下の備考につきましては、まず、1として、手数料の額には、消費税相当額を含むと、消費税法の改正に伴い、内税方式を明示しました。2につきましては、変更はございませんので、改正前のままでございます。次に別表2につきましては、条例第10条第5項の規定によりまして、規則第2条で定めた、合わせて処理する産業廃棄物は、町内の砥部焼製造業者が排出する陶磁器くずと限定し、千里埋立処分場へ搬入する場合の手数料を、現行の100kgにつき710円を100kgにつき1,070円に改定するものでございます。町内には100件程度の砥部焼製造業者があり、影響も大きいことから、町政運営会議で協議の上、町長より環境審議会へ710円を1,420円と改正する旨の諮問を行いました。環境審議会の複数の委員さんから、砥部焼は愛媛県の無形文化財、工芸技術に指定され、町として今後も振興していく必要があり、改定率を下げられないかとの答申をいただいたことから、再度協議の結果、一般廃棄物の半分の改定率として提案をしたものでございます。表の下の備考につきましては、別表第1と同じく、1として、手数料の額には、消費税相当額を含むと、消費税法の改正に伴い、内税方式を明示しております。2につきましては、変更はございませんので、改正前のままでございます。この16条関係の料金改定は、附則で18年10月1日から改正するものでございまして、半年間の周知期間をとった後で、施行するものでございます。以上で、議案第20号砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） 1点だけお尋ねしたいんですが、旧広田地区は、ごみは内山へ捨てまさいね。そしてまた、今さっき砥部焼が100件ほどあると言いましたけど、広田にも最近、砥部焼もできておりますが、それも入っておりますか。広田にある窯元も砥部の産業として扱うのか、そこらへん教えてください。

○議長（樋口泰幸） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二） 栗林議員さんのご質問にお答えいたします。旧広田地区につきましても、砥部町で砥部焼としてやっておりますので、入っております。以上です。

○議長（樋口泰幸） 他に。玉井議員。

○17番（玉井啓補） 1点だけ、お尋ねをいたします。これ、犬、ねこの死体の処理が、2,100円ということですが、これ、道路でよく死んだんを、自動車にはねられたんを見かけるわけですが、その場合は、通報したら、通報した人がお金を払うのかどうかというのが1点あると思うんですが、通報した場合は、取りに来てもらって、ちゃんと職員がしてくれるということですか。

○議長（樋口泰幸） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二） 玉井議員さんのご質問にお答えします。犬、ねこ等の道路上での死体の場合ですが、国道33号線の場合は、国交省の管轄になりますので、国交省に通報すれば、国交省が集めまして環境保全課へ届けてくれて、環境保全課が処分をするということです。それと、国道379号線でありますとか、町道等につきましても、環境保全課の職員、または佐々木産業のほうで回収して処分をしております。その場合につきましても、料金はいただいておりません。ここで規定しておりますのは、あくまでも家庭で飼っている犬やねこが死んだとかいう場合で、直接持ってきていただいた場合と、死んだので処分の仕様がなくて、取りに来て処分してくださいといったお願いがあった場合のことを書いておまして、道路等で死んでいる場合につきましても規定しておりません。以上です。

○議長（樋口泰幸） 玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） そういうことで、今までは、自分のところの飼い犬というのは、専門のところなんですけど、3万も4万もいるので。そしたら役場へ連絡したら、2,100円でやってくれるんだったら、結構なことだと思うので、ありがとうございます。

○議長（樋口泰幸） 質疑を終わります。

おはかりします。議案第20号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月17日の本会議でお願いします。昼食の時間ですが、条例だけ済ませたいと思いますので、よろしいでしょうか。

それでは、ここで昼食のため、休憩とします。再開は、午後 1 時 1 0 分からとします。

午後 0 時 0 0 分 休憩

午後 1 時 0 8 分 再開

~~~~~

日程第 1 6 議案第 2 1 号 砥部町交流ふるさと研修の宿条例の一部を改正する条例  
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長(樋口泰幸) 再開します。日程第 1 6 議案第 2 1 号砥部町交流ふるさと研修の宿条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。相田商工観光課長。

○商工観光課長(相田由紀夫) それでは、議案第 2 1 号についてご説明申し上げます。砥部町交流ふるさと研修の宿条例の一部を改正する条例。砥部町交流ふるさと研修の宿条例、平成 1 7 年砥部町条例第 1 3 3 号の一部を次のように改正する。第 1 6 条を削り、第 1 7 条を第 1 6 条とする。附則第 2 項を削る。附則、この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。平成 1 8 年 3 月 1 0 日提出。砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、交流ふるさと研修の宿の運営方法を見直し、管理委託から直営に変更するため、関連する例規の改正を提案するものでございます。次のページをお願いします。新旧対照表でございます。左が現行で、右が改正案ということでございます。管理の委託、第 1 6 条につきましては、削除することで、1 7 条が繰り上がります。1 6 条となります。なお、附則につきましても、第 1 6 条は削除することで、管理に関する特例がいらなくなりましたので、削除いたします。この改正で、平成 1 8 年 4 月 1 日から、町の直営施設となり、運営していくわけでございますが、今後の運営については、今しばらく時間をいただき、もう一度広田地区の皆様の要望を聞き、ニーズに合った利用法を検討していきたいというふうに考えております。以上で、説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いたします。

○議長(樋口泰幸) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長(樋口泰幸) 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第 2 1 号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(樋口泰幸) 異議なしと認めます。よって、議案第 2 1 号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3 月 1 7 日の本会議でお願いします。

日程第17 議案第22号 砥部町土木建設事業等負担金条例の一部を改正する条例  
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長(樋口泰幸) 日程第17議案第22号砥部町土木建設事業等負担金条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。萬代建設課長。

○建設課長(萬代喜正) 議案第22号砥部町土木建設事業等負担金条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。砥部町土木建設事業等負担金条例の一部を次のように改正する。第2条の表に次のように加える。がけ崩れ防災対策事業10%。附則、この条例は、公布の日から施行する。平成18年3月10日提出。砥部町長中村 剛志。提案理由といたしまして、がけ崩れ防災対策事業の負担金については、合併前の砥部町は10%、広田村が2%と負担率が異なっており、合併後新町において調整することになっている。がけ崩れ防災対策事業は、がけ崩れによる災害の防止を図り、住民の生命財産の安全の確保に寄与することが目的であり、受益者から応分の負担を求めるものであります。なお、この事業は、愛媛県がけ崩れ防災対策事業補助金交付要綱により、県費補助金75%により、事業実施している事業の地元負担金でございます。以上、説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長(樋口泰幸) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長(樋口泰幸) 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第22号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(樋口泰幸) 異議なしと認めます。よって、議案第22号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月17日の本会議でお願いいたします。

日程第18 議案第23号 砥部町水道事業給水条例の一部を改正する条例  
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長(樋口泰幸) 日程第18議案第23号砥部町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。辻水道課長。

○水道課長(辻充則) 議案第23号砥部町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。砥部町水道事業給水条例の一部を次のように改正する。第25条及び第31条第1項中、「に100分の105を乗じて得た額」を削る。別表第2及び別表第3を次のように改める。附則、この条例は、公布の日から施行する。平成18年3月10日提出。砥部町長中村 剛志。提案理由でございますが、資料の2ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。合併協定によりまして、広田地区の

従量料金を73円50銭から砥部町の例により調整するということと合わせまして、消費税法の改正によりまして、別表第2の水道料金、また別表第3の加入金につきましては、総額表示が義務付けられておりますので、今回、合わせて改正するものでございます。以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） まあこれ、直接の議案に対してではないんですが、関連質問を許していただけますか。水道料金についてです。

○議長（樋口泰幸） 料金についてですか。はい。

○17番（玉井啓補） これ、あの当然、料金を見てると、かなり値上げになっておるようございまして、聞くところによりますと、12件ですか。水道未払いがあるということで、そのうち2件はメーターを停止しておるということも噂で聞いておるんですが、これは間違いないかというのを確認したいと思います。

○議長（樋口泰幸） 辻水道課長。

○水道課長（辻充則） 玉井議員さんのご質問にお答えさせていただきます。私ども水道課におきましては、悪質滞納者と思われる水道未納、滞納料金世帯におきまして、給水停止措置を実施いたしております。実は、先般、3月7日に今年度最終の給水停止措置を執行させていただきました。その中では、3月7日時点では、11件、給水停止措置を実施しました。そのうち、以前からの措置で、メーターを2件、もう既に撤去しておる世帯がございます。今日現在では、メーター撤去の2件を除きまして7件、今現在、給水停止措置を継続いたしております。以上で、お答えとさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 他にございませんか。玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） それはあの、原因としては、悪質だと言われておるんですが、当然、そうだと思うんですが、これは本会議では、どうせ委員会で、そのことが質問も出ようかと思っておりますので詳しくは申し上げませんが。なんですかね。これだけ値上げされますと、よりまた増えるのではないかと思うんですが。その悪質というのは。水というのはなんですね。無いと困ると思うんですが、生活に。それが止めるということはよっぽどの悪質じゃないかと思っておりますが、これは、お金がなくて払えんのか、わざと払わんのかということは、はっきりわからんのですが。それと合わせまして、水道の停止は今まで7件ということですが、総額でどのくらいの金額が滞納されておるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（樋口泰幸） 辻水道課長。

○水道課長（辻充則） 玉井議員さんのご質問にお答えさせていただきます。まずあの水道の従量料金の値上げによる滞納者が増えるかどうかというご質問でございまして、今回、広田地区の従量料金の改定でございまして、広田地区におきましては、今回給水停止措置を行ったような世帯はございません。広田地区の給水の基本料金で終わるような世帯、2月調定で見えますと、41.3%の方が、基本料金内で終わるということ

から見ますと、従量料金が値上がったとしても、40%そこそこの世帯の方は、料金の値上げには影響はないのかなというふうには考えております。料金を上げる際には、砥部地区と広田地区の公平負担の平準化を図るということで、1年間ずらしてまいっております。そして2番目の滞納金額でございますが、滞納金額というのは、私ども水道課におきましては、2ヵ月に1度の調定となっております。2ヵ月ごとに順々に増えたり減ったりしますので、今回また後ほど、補正の時にご説明申し上げたいと思いますが、今年度17年中の不納欠損につきましては、32万円程度、34人分、内容につきましては、また後ほどご説明させていただいたと思います。以上でお答えとさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 質疑を終わります。

おはかりします。議案第23号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月17日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第19 議案第24号 平成17年度砥部町一般会計補正予算（第7号）

日程第20 議案第25号 平成17年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第21 議案第26号 平成17年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第22 議案第27号 平成17年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第1号）

日程第23 議案第28号 平成17年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算（第1号）

日程第24 議案第29号 平成17年度砥部町土地取得特別会計補正予算（第1号）

日程第25 議案第30号 平成17年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第3号）

日程第26 議案第31号 平成17年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第4号）

日程第27 議案第32号 平成17年度砥部町水道事業会計補正予算（第3号）
（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（樋口泰幸） 日程第19議案第24号から日程第27議案第32号までの平成17年度補正予算に関する9件を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を

求めます。柳田助役。

○助役(柳田稷) 議案第24号平成17年度砥部町一般会計補正予算第7号について、説明をさせていただきます。平成17年度砥部町一般会計補正予算第7号は、次に定めるところによる。第1条、規定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億331万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億4,054万8千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。継続費補正、第2条、継続費の変更は、第2表継続費補正による。繰越明許費、第3条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第3表繰越明許費による。地方債補正、第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正による。平成18年3月10日提出、砥部町長中村剛志。はじめに、歳出の方からご説明をさせていただきます。4ページ、5ページをご覧ください。2款の総務費から、右のページの13款諸支出金まで、年度末を控えまして、それぞれ事業が完了あるいは完成の時期を迎えております。従いまして、かなりの部分、生産的な意味での補正となっております。ほとんどが減額予算となりました。まず、2款の総務費で、4,915万5千円の減額となっております。3款、民生費で、684万3千円の減額、4款、衛生費におきまして、1,352万8千円の減額、6款、農林水産業費で、5,956万3千円の減額、7款、商工費におきましては、715万5千円の減額、8款、土木費で、796万1千円の減額、9款、消防費におきましては、388万9千円の増額、10款、教育費で99万円の減額、11款、災害復旧費におきまして、5,574万円の減額、次のページの12款、公債費におきまして、667万6千円の減額、13款、諸支出金では、基金費といったしまして、1億41万1千円の増額、合わせて1億331万1千円の減額補正となっております。トータルといたしまして、補正後の予算額が、68億4,054万8千円となっております。それでは、32ページからご覧をいただいたらと思います。ここからは歳出の主なもの、特に増額となったものを中心に抜粋をしながら説明をさせていただきます。まず、3款の民生費の一番下の2目、障害者福祉費の20節、扶助費でございますが、1千77万4千円をお願いしております。次のページをお願いいたします。同じく民生費で、6目でございますが、国民健康保険総務費で、28節繰出金で、1,034万円をお願いしております。その下の9目、介護保険総務費でも、繰出金339万9千円をお願いしております。次のページをご覧ください。36ページでございますが、3款、民生費の2目の保育所費、13節の委託料で、今回、広域保育料で65万4千円をお願いしております。続きまして4款、衛生費、1項、1目、保健衛生総務費でございますが、19節で、166万2千円お願いしておりますが、小児救急・病院郡輪番制の増額によるお願いでございます。続きまして、同じく3目、環境衛生費で、19節、負担金補助及び交付金で、浄化槽設置整備事業費で98万4千円の増額をお願いしております。次のページをご覧ください。6款の農林水産業費でございますが、1款1項5目の農地費のところ、19節、負担金541万2千円お願いしております。そのうち、その他負担金ということで、県営砥部地区かんがい排水事業償還金特別助成

で、570万円をお願いしております。次に、46ページまで飛ばしていただいたらと思います。8款の土木費のところでございますが、一番下の4項、都市計画費の2目、公共下水道費で、28節、繰出金で289万9千円をお願いしております。次の48ページをご覧ください。9款の消防費でございますが、1項、3目の消防施設費の19節の負担金補助及び交付金のところで、685万2千円をお願いしておりますが、消火栓の新設、及び改修、それから簡易水道公共施設維持管理費で増額をお願いしております。続きまして、52ページをご覧ください。10款の教育費の中の4目の公民館費でございますが、15節の工事請負費で、2,530万円、これは中央公民館の改修工事で増額をお願いしております。続きまして、58ページをお願いいたします。12款の公債費の補正でございますが、1項1目の元金で、232万4千円の町債償還元金・利子の増額をお願いしております。次の13款の諸支出金でございますが、1項、基金費の1目、財政調整基金費で、今回1億14万円の積立をお願いしております。以上、次のページの60ページが一番下でございますが、歳出の合計額1億331万円の減額となっております。次に12、13ページの方へお戻りいただいたらと思います。この表では、右側のほうにございますが、補正の財源内訳でございます。今回の財源内訳といたしまして、国県支出金で、減額が5,949万9千円、それから地方債で、減額8,190万円、その他の財源で、699万1千円の減額となり、一般財源が4,507万9千円の増額となっております。それでは、歳入の方のご説明をさせていただきます。3ページの第1表をご覧ください。補正の財源といたしまして、11款の分担金の及び負担金から、20款の町債までの予算をお願いしておりますが、まず、11款の分担金、負担金が、減額の549万1千円、12款の使用料及び手数料につきましては、193万5千円の増額、13款の国庫支出金につきましては、6,074万5千円の減額、14款、県支出金につきましては、124万6千円の増額、15款の財産収入につきましては、2千円の増額、16款、寄附金につきましては、14万8千円の増額、17款繰入金におきましては、399万1千円の減額、18款、繰越金につきましては、4,507万9千円の増額、19款、諸収入につきましては、40万6千円の増額、20款、町債は8,190万円の減額となって、合計で1億331万1千円の減額となっております。続きまして、6ページをご覧ください。第2表の継続費補正でございますが、教育費におきまして、中央公民館の改修事業費で、補正をお願いしておりますが、補正前と比較いたしまして、18年度の方を減額させていただきまして、17年度の方へ補正をお願いしております。続きまして、次のページの第3表、繰越明許費でございますが、17年度事業から18年度に繰越をいたします4件について、表を作成させていただいております。6款の農林水産業費の農業費で、団体営事業、野地池改修工事の事業でございます。他、町単の土地改良事業17件で、2,906万1千円。同じく農林水産業費で、林業費で、町単の林道事業3件、240万4千円。11款の災害復旧費で2件ございまして、公共土木施設現年災害復旧事業で9,020万円。同じく11款ですが、2項の農林水産業施設災害復旧費で、1,671万9千円の繰越をお願いしております。次のページをご覧ください。8ページでございますが、第4表の地方債補正でございます

が、これにつきましても、それぞれの実績によりまして、限度額を引き下げております。以上で説明を終わらせていただきますが、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 丸本住民サービス課長。

○住民サービス課長（丸本正和） 議案第25号平成17年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。平成17年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。第1条、事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ842万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,232万円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成18年3月10日提出、砥部町長中村剛志。それでは、第1表によりまして、内容の説明をさせていただきます。2ページ、3ページをお開きいただきますようお願いいたします。まず、2ページの事業勘定の歳入でございますが、3款1項、国庫負担金2,494万7千円の減額につきましては、療養給付費の負担金、それから、高額医療費の共同事業負担金、それぞれの減額を見込んだものでございます。2項、国庫補助金1,314万2千円の増額につきましては、普通調整交付金の増額を見込んだものでございます。4款1項、療養給付費等交付金2,085万2千円の増額につきましては、退職者医療に係る支払基金からの交付金でございます。5款1項、県負担金76万8千円の減額につきましては、高額医療費共同事業の減額に伴ったものでございます。2項の県補助金1,353万2千円の減額につきましては、財政調整交付金の変更申請に伴ったものでございます。6款1項、共同事業交付金1,334万円の増額につきましては、町高額医療費に係る交付の見込みでございます。8款1項他会計繰入金1,034万円の増額でございますが、これにつきましては、一般会計からの財政安定化支援事業等の制度上の繰入を調整したものでございます。2項、基金繰入金、1千万円の減額につきましては、基金からの繰入が不要となったために減額するものでございます。次に3ページの歳出でございますが、2款1項、療養諸費1,564万6千円の増でございますが、退職被保険者の医療費の増加に伴うものでございます。2項、高額療養費4百万円の減額でございますが、これは一般、退職それぞれの見込みを調整したものでございます。3款1項、老人保健拠出金、それから4款1項、介護納付金につきましては、どちらも予算額の増減はございませんで、財源内訳の変更でございます。5款1項、共同事業拠出金321万9千円の減額でございますが、これにつきましては、高額医療費拠出金の確定に伴う減額でございます。以上、事業勘定歳入歳出ともに842万7千円の増額で計上させていただいております。以上で、議案第25号平成17年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 議案第26号平成17年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。保険事業勘定の歳入歳出予算補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,531万1千円を

追加し、歳入歳出それぞれ14億1,629万2千円とするものです。補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。歳出より説明いたしますので、3ページをご覧ください。今回の補正につきましては、保険給付費の不足分と、事業の見直しによる減額補正をお願いするものです。補正額の欄をご覧ください。1款、総務費、3項、介護認定審査会費におきまして、277万8千円の減額を計上しております。これは、伊予地区介護認定審査会共同設置負担金の見直しによる減額でございます。2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費におきまして、4,072万5千円を計上しております。これは、介護サービス利用の増による給付費の不足分でございます。同じく3項、その他の諸費におきまして、12万4千円を計上しております。これは、県国保連合会へ支払う、給付費審査支払手数料の不足分でございます。同じく4項、高額介護サービス等費におきまして、55万円を計上しております。これは、昨年10月の法改正により、利用者負担の一部の上限額が引き下げられたため、対象者の増による不足分でございます。同じく5項、特定入所者介護サービス等費におきましては、801万9千円を計上しております。昨年10月の法改正に伴う新規事業といたしまして、12月議会において、予算計上をお願いいたしましたが、介護サービス費用が明らかになりましたので、今回、その不足分を計上するものでございます。6款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金におきまして、132万9千円の減額を計上しております。これは、昨年9月議会において、国庫補助金である調整交付金の返還金132万9千円を計上いたしましたが、返還の必要がなくなったため、減額するものでございます。歳出合計4,531万1千円を計上しております。この財源につきましては、2ページの歳入をご覧ください。歳入につきましては、介護サービス給付費等の国、県、町等の負担分でございます。補正額の欄をご覧ください。3款、国庫支出金、1項、国庫負担金988万4千円、同じく2項、国庫補助金247万円、4款1項、支払基金交付金1,581万4千円、5款、県支出金、1項、県負担金617万8千円、7款繰入金、1項、一般会計繰入金339万9千円、同じく2項、基金繰入金902万5千円、8款1項、繰越金145万9千円の減額で、歳入合計4,531万1千円を計上しております。以上で、議案26号のご説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） それでは、議案第27号平成17年度砥部町とべの館特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。平成17年度砥部町のとべの館特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ472万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,986万7千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成18年3月10日提出、砥部町長中村剛志。2ページ、3ページをお願いいたします。第1表の歳入歳出予算補正でご説明を申し上げます。まず、2の歳出からご説明申し上げます。第1款、館の運営費でございますが、300万円の

増額をお願いしております。計2, 810万1千円でございます。第2款の諸支出金、1基金費でございますが、172万1千円をお願いして、176万6千円でございます。なお、館の運営費につきましては、賄材料費、仕入れでございます売店仕入れを増額するということでございます。それから、諸支出金の基金費につきましては、172万1千円を足しまして、176万6千円の基金を積むということでございます。続いて、1の歳入についてご説明申し上げます。第1款、売店収入でございますが、300万増の2, 800万円、2款の繰越金につきましては、172万1千円を足しまして、172万2千円。合計472万1千円の補正額に対しまして、総額2, 986万7千円でございます。以上で、議案第27号につきましてのご説明を終わらせていただきます。続きまして、議案第28号平成17年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。平成17年度砥部町のとべ温泉特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8, 607万5千円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成18年3月10日提出、砥部町長中村剛志。この28号につきましても、2ページ、3ページをお開きください。歳出でございますが、諸支出金、基金費です。補正前が5千円。補正額が5千円。1万円の合計でございます。歳出合計、8, 607万円、補正額5千円、合計8, 607万5千円でございます。続きまして、歳入につきましてご説明申し上げます。2款の繰越金につきましては、千円が補正前の額でございますが、補正額千円で、計2千円でございます。4款の財産収入、1項、財産運用収入でございますが、補正前の額5千円、補正額が4千円でございます。合計9千円となります。歳入合計8, 607万円、補正額が5千円、8, 607万5千円でございます。以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 議案第29号平成17年度砥部町土地取得特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。平成17年度砥部町の土地取得特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第1表、繰越明許費によるということございまして、今回、予算の増減はございません。繰越明許費の設定でございます。平成18年3月10日提出、砥部町長中村剛志。2ページをご覧ください。公共下水道の処理場用地を土地取得特別会計で、先行取得しておるわけですが、契約等につきましては整っておりますけれども、着手等がかなり後ろにずれ込みました。その関係で、上ものの建物等、解体が終わっていない部分がございます。この3月末までに、解体の目的が立たないという部分がございます。その額が、土地と補償費含めまして、8億5, 014万9千円あるわけございまして、お金のお支払いの方は、全部の工事が、解体等でございますが、終了した段階でお支払いすることになりますので、短期間ではございますが、繰越明許をかけて明確にするものでござ

います。以上、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二） 議案第30号平成17年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第3号について、説明をさせていただきます。平成17年度砥部町の浄化槽特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ8,694万6千円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成18年3月10日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、町有施設管理基金預金利子を積立金として、基金に積み立てるため、補正をお願いするものでございます。まず、2ページ、歳入でございますが、3款、財産収入、1項、財産運用収入で5万9千円の増額補正をお願いしてございます。3ページ、歳出でございますが、2款、諸支出金、1項、基金費で町有施設管理基金へ5万9千円を増額して、6万1千円を積み立てるものでございます。以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 議案第31号平成17年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第4号について、ご説明申し上げます。平成17年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第4号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということで、今回、財源組み替えをお願いするものでございます。第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。平成18年3月10日提出、砥部町長中村剛志。2ページ、3ページをお願いいたします。今回の補正でございますが、財源組み替えをお願いするものでございまして、2ページの2款1項の他会計繰入金で、289万9千円の補正をお願いするものでございます。3款1項の町債で、290万円の減額補正でございます。そして、4款1項の雑入で、千円の補正でございまして、財源組み替えをお願いするものでございます。理由でございますが、事業認可が遅れたことによりまして、人件費の事務費を10ヵ月分、見込んでおたわけでございますが、4ヵ月分しか補助の対象にならなくなりまして、起債額が290万円減額するということになりまして、この財源を一般会計からの繰入金で対応させていただくというものでございます。以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 辻水道課長。

○水道課長（辻充則） 議案第32号平成17年度砥部町水道事業会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。第1条、平成17年度砥部町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。第2条、平成17年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入支出の予定額を、次のとおり補正する。内容につきまして、まず収入でございますが、第1款、上水道事業収益、第1項、営業収益の450万円につきましては、給水工事収益を、第2項、営業外収益の68万円につきましては、加入金を。第2款、簡易

水道事業収益、第3項、営業収益の130万円は、水道使用料をそれぞれ増額するものでございます。次に支出でございますが、第1款、上水道事業費用、第1項、営業費用の307万8千円につきましては、主に水源地の電気代200万円の減額と、配水施設の修繕費500万円の減額、また、給水工事請負費450万円、固定資産除却費の556万2千円をそれぞれ増額するものでございます。第3項、特別損失の31万9千円は、34人分の不納欠損でございます。これは15年度発生いたしました水道使用料の調定額のうち、企業の倒産または個人の破産、また転出等によりまして、使用料収入が見込めない金額でございます。第2款、簡易水道事業費用、第1項、営業費用の66万1千円につきましては、合併後、広田地区簡易水道台帳の整備を行いましたところ、過大な減価償却がございました。それを今回、減額するものでございます。2ページをお願いいたします。第3条、予算第4条本文括弧中、不足する額1億4,197万3千円を、不足する額1億3,537万5千円に改め、過年度分損益勘定留保資金1億197万3千円を過年度分損益勘定留保資金9,537万5千円に改め、資本的収入支出の予定額を次のとおり補正する。内容につきまして、まず収入でございますが、第1款上水道資本的収入、第1項、負担金の493万2千円につきましては、広瀬地区配水管敷設工事に伴う消火栓の新設工事、また消火栓改良工事に伴う一般会計からの負担金でございます。次に支出でございますが、第1款上水道資本的支出、第1項、建設改良費の減額166万6千円につきましては、冬季における広田地区簡易水道の施設の管理のために、当初は軽四ジープを購入の予定でしたが、現在の公用車で対応が可能であるということで、今回、減額するものでございます。平成18年3月10日提出、砥部町長中村剛志。以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりました。休憩します。2時15分に再開します。

午後 1時58分 休憩

午後 2時13分 再開

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。田室博志君。

○14番（田室博志） 一般会計補正予算35ページ、砥部寿会借入償還費1,984万4千円の減額になっております。以前は、議会の方から、議事に出ておりましたので、ある程度、内容はわかっておったわけですが、今、全くこの内容がわからないと。年々、償還金が随分違ってきておるようではございますけれども、今後は、どのような計画の中で、進められておるのか、そこらあたり教えてもらったらと思います。

○議長（樋口泰幸） 大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 田室議員さんの質問にお答えいたします。老人福祉費の負担金補助の関係だと思いますが、今回、1,984万4千円の減額補正をしておりますが、これは、オレンジ荘の運営について見直しを行いました。そうすると、運営が

安定したということで、17年度より、ケアハウス分を補助するということが決定いたしました。その分が996万8千円、当初計上しておりましたのが、2,981万2千円で、その差額の減額補正となりますが、これにつきましては、17年度から26年度まで、ケアハウス分を当分の間、見ていくということで、26年度で終了することになっております。以上でございます。

○議長（樋口泰幸） 田室博志君。

○14番（田室博志） 今のことなんですけれども、そうなりますと、当初2,981万2千円の予算だったと思いますけど、1,984万4千円ということになりますと、今後は1千万程度の補助ということになりますか。

○議長（樋口泰幸） 大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 田室議員さんの質問にお答えいたします。今後におきましては、26年までに返還が済むということで、17年度につきましては、996万7千円を補助するわけですが、最終の26年になりますと、735万8千円ほどになります。17年度から26年度までの間で、996万円から順次、わずかではありますが、減っていくようになっております。以上です。

○議長（樋口泰幸） 他にありませんか。玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 2、3点お尋ねいたします。この一般会計補正ですが、37ページの保健衛生費で、総務費の中で166万2千円が、その他負担金、小児救急ということで含まれておるわけですが、もう少し詳しくご説明願えたらと思います。それと、その後、建設工事費で旧母子センター取壊し工事が、691万ありますが、これは、過大見積りかそれとも工事費の減額かをお尋ねいたします。次に、39ページ、農地費の中の19負担金補助及び交付金のうち、一般質問にも例に出しましたが、俗に言う銚子ダム の件、補助金570万は、これはずっと後まで続くのかどうか、あと何年ですかね。確認しておきたいと思います。それから、57ページの公共土木施設現年災害復旧費、これは4千万円の不用が出ておるようなんですが、この件につきましても、詳しくご説明いただけたらと思います。

○議長（樋口泰幸） 相原健康づくり課長。

○健康づくり課長（相原宜紀） 玉井議員さんのご質問にお答えしたいと思います。保健衛生総務費の中の負担金補助及び交付金の166万2千円ですが、小児救急・病院郡輪番制のことですけど、もう少し詳しくということでございますので、小児救急医療支援事業と言いますのは、小児科をもつ病院郡または病院が、輪番制方式または共同利用方式により、休日、夜間の小児救急医療に必要な医師、看護師等の医療従事者の配置に必要な経費をこの松山圏域で言いますと、松山市、伊予市、東温市そして松前町、砥部町が協議会を持ちまして負担しておるものでございます。そして、事務局は松山市にございます。そして病院郡輪番制につきましては、これも松山市が事務局をもちまして、8つの病院が休日等に輪番制で医師、看護師等で救急医療に従事している、その砥部町の負担金が増額ということでございます。それと7目の保健センター費ですが、工事請負費691万円減額、これは過大な見積りではないかということですが、工事の設計管

理を行いましたところ、1,300万ということで、予算を計上しましたが、入札をいたしましたところ、この不用額が出たということでございます。以上でございます。

○議長（樋口泰幸） 西崎農林課長。

○農林課長（西崎悟） 玉井議員さんのご質問にお答えいたします。5目、農地費、19節の負担金補助及び交付金の中、県営砥部地区かんがい排水事業償還金特別助成につきましては、昨年秋、砥部町土地改良区及び砥部園芸組合より陳情がございまして、産業建設常任委員会でご審議をしていただき、採択となったものでございます。これらにつきましては、平成17年に借り換えを行っておりまして、17年より平成24年までの間、償還することになっております。また、この特別助成については、農林課長といたしましては、農家の負担軽減を図るために今後も続けてほしいとこのように思っておりますが、今後もそういった農業情勢によって、陳情等があれば対応していただくと、こういうふうなことになるかと思っております。以上でございます。

○議長（樋口泰幸） 萬代建設課長。

○建設課長（萬代喜正） 玉井議員さんのご質問にお答えいたします。公共土木施設現年災害復旧費で、15節の工事請負費4千万の減額でございますけれども、この内容でございますが、平成17年のこの災害は、7月1日から7月10日の梅雨前線豪雨と、9月5日の台風14号によりまして、35件の公共土木施設の災害が起きました。この時点で、県のほうに報告しております、災害の被害報告ということで、1億8,898万7千円という金額を9月補正対応ということでさせていただきました。この時点では、国の災害査定を受けてない状態でございます、その後、予算計上した後、国の災害査定を受けてから、順次、精査していくということでございまして、最終的にその工事の指令前着工ということで、本来なら指令が来てから入札ということでありますけれども、指令前着工の許可をとってから入札ということで、入札したのが、12月12日。平成17年の12月12日と、平成18年の1月30日で、35件入札をいたしました。この時点で予算額が減ってきたということでございまして、またこの最も大きな原因につきましては、このうちの4千万のうちの半分でございますが、相生橋が倒壊した部分がございます。これを私どもは概算で、全部やり直しができる想定して、3千万で被害報告をしておりましたけれども、これが災害査定で、橋台、上の部分ですね。これは使えるものは使いなさいと。原型復旧が原則ですというお話が災害査定でございまして、3千万の部分が、設計金額で1,300万に減額された。この中で2千万はそれが大きな原因を示しております。それ以外につきましては、個々に災害に拾い上げてくれないものも、一応可能性があるということで、一緒にひっくるめた予算計上させていただいておりますので、ご理解をいただけたらと思います。以上で終わります。

○議長（樋口泰幸） 他にございませんか。三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） どちら、収入役になるんですかね。財政課長になるんですか。地方自治法第235条の第3項、歳計外現金の一時借入金は今年執行されましたか。

○議長（樋口泰幸） 佐川収入役。

○収入役（佐川秀紀） 三谷議員さんのご質問にお答えします。現在のところ、一時借

入れはしておりません。

○議長（樋口泰幸） 他に質疑ありませんか。質疑終わります。

おはかりします。議案第24号から議案第32号までの平成17年度補正予算に関する9件については、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり。〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第24号から議案第32号までの平成17年度補正予算に関する9件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月17日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第28 議案第33号 平成18年度砥部町一般会計予算

日程第29 議案第34号 平成18年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算

日程第30 議案第35号 平成18年度砥部町老人保健特別会計予算

日程第31 議案第36号 平成18年度砥部町介護保険事業特別会計予算

日程第32 議案第37号 平成18年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算

日程第33 議案第38号 平成18年度砥部町奨学資金特別会計予算

日程第34 議案第39号 平成18年度砥部町とべの館特別会計予算

日程第35 議案第40号 平成18年度砥部町とべ温泉特別会計予算

日程第36 議案第41号 平成18年度砥部町土地取得特別会計予算

日程第37 議案第42号 平成18年度砥部町浄化槽特別会計予算

日程第38 議案第43号 平成18年度砥部町公共下水道特別会計予算

日程第39 議案第44号 平成18年度砥部町農業集落排水特別会計予算

日程第40 議案第45号 平成18年度砥部町水道事業会計予算

（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（樋口泰幸） 日程第28議案第33号から日程第40議案第45号までの平成

18年度予算に関する13件を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。柳田助役。

○助役（柳田穂）議案第33号平成18年度一般会計予算についてご説明をさせていただきます。平成18年度砥部町の一般会計予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55億428万2千円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為による。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債による。一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成18年3月10日提出。砥部町長中村剛志。本予算につきまして、新町において、本格的に編成作業を行った最初の予算ということになりました。予算編成につきましては、12月議会におきまして、監財課長の方から説明がありましたとおり、経常的経費の大幅な縮減を行うなど、厳しい予算査定を経ての編成作業となっております。例えば、食料費を大幅に見直し、また特別旅費を813万円減額、あるいは負担金・補助金につきましては、一般財源ペースで、4,700万円の減額などを行っております。その上、財源の見込みが不透明であるということで、義務的経費につきましても一部補正予算に回すなどしてございまして、17年度に続きまして、18年度予算につきましても骨格的な予算となっております。しかし、こうした中で、子育て支援、町民の健康増進、あるいは高齢者や障害者福祉などのソフト面での充実につきましては、特に配慮しながら、昨年並みの事業量を確保しております。また、防災対策、農業振興などへも、配慮した予算となっております。ただ、投資関係事業につきましては、前年度比1億2千万円の減額となっておりますが、今後の財源の状況を見ながら、補正で対応していくことになろうかと思っております。そういったことで、ご理解をいただきたいと思っております。それでは、予算の内容を説明させていただきますが、なお、本予算につきましても、各常任委員会に付託されまして、その際、詳細にご審議いただくことになっておりますので、私からは、主なものを抜粋して説明をさせていただきます。説明の都合上、歳出から説明させていただきます。4ページをご覧ください。ここでは、款ごとの予算計上額と、全体予算に占める率につきまして、説明させていただきます。まず、議会費でございますが、9,882万3千円、これは1.80%でございます。2款、総務費ですが、7億5,249万円、全体に占める割合は13.67%です。3款、民生費が14億2,093万8千円、25.82%、4款、衛生費4億7,484万3千円、8.63%、労働費につきましては10万円、6款、農林水産業費2億8,243万6千円、5.13%、7款、商工費1億1,315万9千円、2.06%、8款、土木費

1億9,637万9千円、3.57%、9款、消防費2億8,810万円、5.23%、次のページの10款、教育費でございますが、7億7,692万5千円、14.11%、11款の災害復旧費はゼロでございます。12款の公債費10億8,994万8千円、19.80%、諸支出金が14万1千円、予備費1千万円、0.18%で、合計55億428万2千円となっております。次に、事項別明細の歳出の方で、説明をさせていただきます。はじめに12ページをご覧ください。17年度当初予算と比較したものでございます。合計額で、対17年度比3億2,733万3千円の減額となっております。なお、17年度の決算の見込み額がだいたい68億円程度でございます。18年度は今後の補正も見込んで、だいたい60億円程度というふうに予算規模を見込んでおりますが、約8億円のマイナスということを想定しております。ただ、18年度におきましては、災害など特殊事情がございましたので、予算が拡大しておりますが、特殊事情を除きますと、実質的には17年度と比べまして、4億円程度、縮小した予算になるのではないかと思っております。それでは、52ページからお願いをいたします。以下、特に新しい事業を中心に抜粋しながら説明をさせていただきます。まず、議会費でございますが、ここでは、真ん中頃の10節の交際費で、前年比40万減額をさせていただいて、60万円をお願いしております。次のページをご覧ください。2款総務費でございますが、1項1目の一般管理費、やはり一番下のところでございますが、10節の交際費、ここでも50万円を減額させていただいて150万円のお願いをしております。次の56ページをお願いいたします。ここでは、13節の委託料のところでございますが、行政評価システム導入支援業務委託料ということで、388万5千円をお願いしております。次に、その下の2目の文書広報費でございますが、13節の委託料で、町勢要覧の作成委託料と砥部町紹介ビデオ作成委託料、合わせて508万2千円をお願いしております。次のページの58ページをご覧ください。5目の財産管理費のところの15節、工事請負費でございますが、文化会館横駐車場の整備工事ということで、250万円をお願いしております。次の60ページをお願いいたします。同じく総務費、1項の6目、企画調整費でございますが、ここでは13節の委託料のところ、長期総合計画の策定業務委託料ということで、315万円をお願いしております。次のページをお願いいたします。同じく、2款の総務費の中の10目の交通安全対策特別交付金でございますが、反則金を財源として、交通安全施設の整備工事、470万円、昨年より30万円増額をしてお願いしております。次の64ページをお願いいたします。13目、防災諸費のところ、13節の委託料で、国民保護計画作成委託料をお願いしておりますが、262万5千円を計上させていただいております。その下の工事請負費、15節ですが、避難場所看板設置工事で153万8千円、18節の備品購入費、これは自主防災組織に対する4つの区、拾町、重光、さかえ、八瀬、そこが自主防災組織を編成いたしますが、そこに機材を貸与するというので、1区あたり約30万円前後の備品を予定しております、117万4千円でございます。次のページをお願いいたします。66ページでございますが、総務費の2項、徴税費の1目、税務総務費でございますが、19節の負担金補助及び交付金のところで、愛媛地方税滞納整理機構に対する負担金280万円を計上させて

いただいております。次に、70ページをご覧ください。総務費の選挙費のところですが、7月に予定されております知事選挙費の予算をここで計上させていただいております。次に、3款の民生費ですが、76ページをお願いします。1項の社会福祉費の2目、障害者福祉費でございますが、13の委託料で、支援費システム改修委託料で328万7千円、障害者福祉計画策定委託料で、425万円をお願いしております。続きまして、87ページまで飛ばしていただきたらと思います。3款の民生費、1項、社会福祉費の8目、重度心身障害者医療費助成事業費の扶助費で、前年比1,600万円増の7,560万円をお願いしております。次に、その下の9目の介護保険総務費でございますが、28節の繰出金で、前年比約2千万円増の2億962万3千円の予算をお願いしております。続きまして、90ページをお願いいたします。同じく民生費の中の2項、児童福祉費の1目、児童福祉総務費でございますが、13節の委託料で、つどいの広場事業委託料ということで、128万9千円を計上いたしております。また、15節の工事請負費では、大畑区の児童公園の土砂の流出防止柵の敷設工事を49万7千円をお願いしております。次のページをお願いいたします。2目の保育所費で、一番下の13節、委託料でございますが、下から4行目に日ノ出送迎運転委託料というのがありますが、これは日ノ出保育所を廃止したのに伴います委託料で、60万円をお願いしております。次のページをお願いいたします。同じく保育所費、15節の工事請負費で、日ノ出保育所廃止に伴う遊具解体工事21万1千円をお願いしております。次に4款の衛生費でございますが、102ページへお願いいたします。1項、保健衛生費の3目、環境衛生費の中の19節、負担金補助及び交付金で、浄化槽設置整備事業費、25基分、1,212万円をお願いしております。その他、この衛生費におきましては、保健センター、美化センターの運営費を計上しております。続きまして、農林水産業費でございますが、114ページの方へお願いいたします。6款、農林水産業費の1項、農業費の5目、農地費でございますが、15節の工事請負費で1,335万7千円をお願いしておりますが、町道通谷線の除草工事で70万4千円、野地池改修工事とそれから下の財産購入費で、同じく野地池の用地購入費で419万1千円、野地池の改修事業で、合わせて1,257万円をお願いしております。19節の負担金のところでございますが、町単の土地改良事業費で695万円、それから、その他の負担金といたしまして、県営砥部町かんがい排水事業の償還金で、2,354万円をお願いしております。次のページ、116ページをお願いいたします。7目の果樹生産等総合推進事業費でございますが、負担金補助及び交付金で、440万をお願いしておりますが、特に、わくわく農業支援事業費、ブルベリーの推進費でございますが、300万円を計上させていただいております。次に、120ページをお願いいたします。同じく農林水産業費でございますが、一番下の7目で、町民の森づくり事業ということで、226万3千円を計上させていただいております。次に、7款の商工費でございますが、125ページの方をお願いいたします。124、125ページでございますが、3目の砥部焼振興費の委託料で、砥部焼陶芸塾の実施委託料ということで、200万円をお願いしております。次のページをお願いします。4目の観光費の中でございますが、15節の工事請負費で、635万円

お願いしておりますが、電柱等に陶街道53次の道しるべを設置する工事をお願いしております。それと、補修工事ということで、権現山休憩所の改修をお願いしております。あと、観光費では、陶芸創作館費、伝統産業会館費、農村工芸体験館、峡の館等の予算を計上させていただいております。続きまして、8款土木費でございますが、136ページをお願いいたします。下から3行目の2目、公共下水道費で、28節の繰出金、1億212万円をお願いしております。次のページをお願いいたします。138ページでございますが、4目の木造住宅耐震診断補助事業ということで、40万円の負担金補助を計上させていただいております。続きまして、9款の防災費でございますが、次のページをお願いいたします。3目の消防施設費でございますが、18節の備品購入費で、機械備品、14分団の車両の購入費をお願いしております。次に10款の教育費でございますが、158ページをお願いいたします。教育費の幼稚園費のところ、15節でございますが、麻生幼稚園にジャングルジムを設置するというので、23万1千円の計上をさせていただいております。166ページをお願いいたします。5項の社会教育費の4目、中央公民館費でございますが、15節で中央公民館の改修工事3、465万5千円をお願いしております。続きまして174ページをお願いいたします。10款、教育費の6項、保健体育費の3目、総合公園体育施設費でございますが、15節のところでございますが、738万2千円、これはテニスコートの整備工事で630万余り、それから遊具の補修工事で100万余りを計上させていただいております。続きまして、178ページでございますが、12款の公債費でございます。元金、23節の償還金利子及び割引料で、9億2,056万2千円、利子の償還金利子及び割引料で1億6,938万6千円をお願いしております。あと、予備費で1千万円を例年どおり計上させていただきまして、180ページが合計でございますが、55億428万2千円となっております。続きまして、182ページをご覧ください。人件費につきまして、簡単にご説明させていただきます。給与費の明細書ということでございますが、1の特別職につきましては、右下でございますが、1,446万1千円の前年比減額となっております。2の一般職につきましては、合計では191万円の増額となっておりますが、内訳で申しますと、給料は前年比1,578万円の減額、職員手当は2,695万7千円の増額となっております。給与費のほうで、1,116万9千円の増、共済費で925万円の減となっております。その手当の増額要因といたしましては、下の表にございますように、時間外勤務手当が799万5千円増、退職手当が2,930万9千円の増となっております。それでは2ページの方の歳入をご覧ください。ここでは、各款ごとの予算額と全体に占める割合を申しあげます。町税でございますが、17億4,821万5千円、全体に占める割合は31.76%でございます。2款の地方譲与税でございますが、2億5,400万円、4.6%です。3款、利子割交付金500万円、0.09%。4款、配当割交付金500万円、0.09%。5款、株式等譲渡所得割交付金150万円、0.03%。6款、地方消費税交付金1億5,750万円、2.86%。7款、自動車取得税交付金3,500万円、0.64%。8款、地方特例交付金6,000万円、1.09%。9款、地方交付税20億3,300万円、36.93%。10款、

交通安全対策特別交付金470万円、0.08%。11款、分担金及び負担金1億6,585万2千円、3.01%。12款、使用料及び手数料9,954万9千円、1.81%。13款、国庫支出金1億3,180万1千円、2.39%。14款、県支出金2億7,954万円、5.08%。15款、財産収入561万5千円、0.10%。寄附金は1万2千円。17款、繰入金70万3千円。18款、繰越金1億1,154万9千円、2.03%。諸収入8,904万6千円、1.62%。町債が3億1,670万円で、5.75%でございます。歳入合計が、55億428万2千円。次に10ページ、11ページの明細書をご覧ください。17年度との比較表になっております。ほとんどがマイナス予算となっておりますが、町税は、対前年度比で3,737万8千円の増となっております。また、地方譲与税につきましては、1億4,620万円の増でございます。あと、9款の地方交付税が1億1,700万円の減額となっております。次に、13款の国庫支出金も1億781万3千円の減額となっております。18款の繰越金も1億8,498万円の減額となっております。町債が7,090万円の減額、合計で3億2,733万円の減額となり、全体で約5.6%の減となっております。次に6ページをお願いいたします。第2表の債務負担行為でございますが、行政評価システム導入支援業務で17年度までで378万円、砥部町総合計画策定業務で321万円の限度額でお願いしております。あと、農業近代化資金利子補給、中小企業制度利子補給、それから広田地区の各学校のコンピューターの借上げ料に伴います債務負担を起しております。続きまして隣の7ページをお願いいたします。第3表の地方債でございますが、過疎振興対策事業で2,670万円、臨時財政対策債で2億9,000万円をお願いし、合計で3億1,670万円でございます。以上で極めて足早に申し上げましたが、議案第33号の説明を終わらせていただきます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 丸本住民サービス課長。

○住民サービス課長（丸本正和） それでは、私の方からは、議案第34号及び議案第35号についてご説明申し上げます。まず、議案第34号平成18年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。平成18年度砥部町の国民健康保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、事業勘定19億2,688万2千円、直営診療施設勘定1億2,710万3千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定1億5千万円、直営診療施設勘定2千万円と定める。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。(2) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成18年3月10日提出、砥部町長中村剛志。それでは、第1表によりまして、事業勘定の方から説明させていただきます。予算書2ページ、3ページをお開きいただきますようお願いしま

す。まず、3ページの歳出の方から1款1項、総務管理費でございますけれども、これにつきましては、共同電算処理、それから連合会の負担金等、事務的な経費ということで、797万3千円を計上させていただいておりますが、2款、徴税費につきましては、国保税の賦課徴収に要する経費ということで、179万4千円でございます。3項、運営協議会費につきましては、会議に要する経費ということで、1万1千円の計上としております。それから2款1項、療養諸費11億4,425万3千円でございますけれども、これにつきましては、一般と退職の医療費などの実績を踏まえた見込みということで、計上させていただいております。それから2項、高額療養費につきましては、一般と退職を合わせて1億3,100万円を計上しております。3項、出産育児諸費、810万につきましては、1件30万円の27件で計上しております。それから4項、葬祭諸費495万円でございますが、1件3万円の165件で計上させていただいております。3款1項、老人保健拠出金4億3,559万円でございますけれども、老人保健制度に基づく支払基金への拠出金でございます。4款1項、介護納付金、1億3千万円の計上でございますが、これにつきましては、介護保険制度に基づく第2号被保険者の支払基金へ納付するものでございます。5款1項、共同事業拠出金3,600万2千円でございますが、高額医療費の共同事業への拠出金でございます。6款1項、保健事業費926万1千円でございますが、医療費通知、人間ドックの受診の助成などの経費でございます。7款1項、公債費24万7千円につきましては、一時借入れをした場合の利子ということで、計上しております。8款1項、償還金及び還付加算金140万1千円でございますけれども、これにつきましては、過年度国保税の還付金の見込みで計上しております。2項、繰出金630万円でございますが、事業勘定で受け入れた診療所の国庫補助金を施設勘定のほうへ繰り出すものでございます。9款1項、予備費につきましては1千万円の計上でございます。以上、歳出合計が19億2,688万2千円の計上となっております。続きまして、2ページの事業勘定の歳入について、ご説明申し上げます。1款1項、国民健康保険税5億1,109万6千円でございますが、一般と退職の医療分と介護分の収納見込みを計上したものでございます。2款1項、手数料につきましては、保険税の督促手数料として、1千円を計上しております。3款1項、国庫負担金4億618万5千円でございますが、療養給付費から高額医療費共同事業に係るものでございます。2項の国庫補助金1億3,893万7千円でございますが、財政調整交付金でございます。4款1項、療養給付費等交付金4億9,840万7千円でございますけれども、これにつきましては、退職者医療に係る社会保険支払基金からの交付金の見込みです。5款1項、県負担金900万円でございますが、高額医療費共同事業に係るものでございます。2項の7,430万円でございますが、財政調整交付金でございます。6款1項、共同事業交付金4千万円でございますが、町高額医療費に係る国保連合会からの交付金でございます。7款1項、財産運用収入10万円につきましては、国保財政調整基金の預金利子を計上したものです。8款1項、他会計繰入金につきましては、1億617万2千円でございますが、一般会計からの制度上の繰り入れを見込んだものでございます。2項の基金繰入金は計上してございません。9款1項、繰越金、前

年度からの繰越見込み額、1億4,066万8千円を計上しております。10款1項、延滞金加算金及び過料につきましては2千円。2項、預金利子につきましては1万円。3項、雑入として、200万4千円を計上させていただいております。この雑入につきましては、第三者行為による損害賠償金の見込み額でございます。以上、歳入合計19億2,688万2千円の計上となっております。以上で事業勘定のほうの説明を終わらせていただきます。続きまして、直営診療施設勘定の予算について、ご説明申し上げます。まず、5ページの歳出の方からご説明申し上げます。1款1項、施設管理費でございますが、これにつきましては、人件費、それから施設、設備の維持管理費、それから事務的な経費ということで、6,516万5千円の計上をさせていただいております。2款1項、医業費5,970万7千円でございますが、内科の外来を中心とした以下、診療に係る医薬品、医療材料費などに要する経費を計上させていただいております。2項、歯科医療費につきましては、223万円の計上ですが、歯科診療に係る技工料、医薬品などがございます。3項、給食費1千円でございますが、これは入院に係る給食費の計上ということでございます。以上、歳出合計が、1億2,710万3千円でございます。続きまして、4ページの施設勘定の歳入について、ご説明申し上げます。1款、1項、入院収入5万円でございますが、一般病床が6床あるために計上させていただいたものでございます。2項、外来収入でございますが、8,160万1千円、これにつきましては、主に内科外来に伴う診療報酬収入、さらに受診者の一部負担金の窓口収入を計上したものです。3項、歯科診療報酬収入、さらに受診者の一部負担金の窓口収入を計上したものです。3項、歯科診療収入452万5千円でございますが、これは歯科外来に伴う収入でございます。4項、その他の診療収入61万7千円につきましては、インフルエンザ予防接種等の医療保険適用外の収入を見込んだものです。3款1項、使用料2千円につきましては、往診に伴う自動車使用料です。それから、2項、手数料、24万4千円につきましては、介護保険主治医意見書、診断書等の文書料でございます。8款1項、他会計繰入金2,800万円でございますが、財政調整分として、一般会計から繰り入れるものでございます。2項、事業勘定繰入金630万円でございますが、事業勘定で受け入れた国庫補助金の診療所分を施設勘定へ繰り入れるものでございます。9款1項、繰越金、前年度からの繰越見込みということで、575万8千円を計上させていただいております。10款1項、預金利子が1千円、2項、雑入で5千円、この5千円につきましては、公衆電話の通話料等でございます。以上、歳入合計が1億2,710万3千円の計上となっております。以上が議案第34号でございます。続きまして、老人保健特別会計予算書の方をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

それでは、引き続きまして、議案第35号平成18年度砥部町老人保健特別会計予算についてご説明申し上げます。平成18年度砥部町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億4,297万2千円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金 の最高額は、1億5,000万円と定める。平成18年3月10日提出、砥部町長中

村剛志。それでは、これも第1表によりまして、歳出の方から説明させていただきます。予算書の3ページをお願いいたします。1款1項、総務管理費、レセプト点検や共同電算処理などの事務的経費として、427万円の計上でございます。2項、趣旨普及費につきましては、啓発用パンフレット印刷代として、2万1千円でございます。それから2款1項、医療諸費21億3,867万8千円でございますが、現物給付と現金給付分、それから審査支払手数料を計上させていただいております。3款1項、一時借入金の利子として、1千円の計上でございます。4款1項、償還金2千円でございますが、これは国、県等の補助金等の返還があった場合の計上でございます。5款1項、予備費につきましては、18年度については、計上がゼロとなっております。以上、歳出合計が21億4,297万2千円の計上でございます。続きまして、2ページの歳入についてご説明申し上げます。1款1項、支払基金交付金11億6,030万6千円でございます。これにつきましては、医療費見込額の前期54%、後期50%の医療費交付金、さらに事務費交付金を計上したものでございます。2款1項、国庫負担金6億5,023万7千円でございますが、これも医療費見込みに伴うものでございまして、前期が600分の184、後期12分の4で計上しております。2項、国庫補助金につきましては、レセプト点検などの医療費的成果対策事業に係るものとして、80万1千円でございます。3款1項、県負担金、1億6,256万円でございますが、医療費見込みの前期600分の46、後期12分の1で計上しております。4款1項、他会計繰入金、1億6,606万2千円でございますが、これにつきましては、県と同じ負担割合の医療費分と事務費分を一般会計から繰り入れるものでございます。5款1項、繰入金につきましては、前年度からの見込みということで、1千円を計上しております。6款1項、延滞金、加算金及び過料ということで、2千円。2項、預金利子で1千円、3項、雑入につきましては、第3者行為による損害賠償金などで300万2千円を見込んでおります。以上、歳入合計、21億4,297万2千円の計上でございます。以上で、議案第34号及び議案第35号についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 休憩します。再開は3時30分とします。

午後 3時14分 休憩

午後 3時31分 再開

○議長（樋口泰幸） お疲れであります。再開します。大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 議案第36号平成18年度砥部町介護保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ保険事業勘定14億9,652万7千円、介護サービス事業勘定2,831万7千円と定め、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものです。一時借入金の借入れの最高額については、保険事業勘定1億円、介護サービス事業勘定200万円と定めるものです。歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、

保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用ができるものと定めるものです。それでは、保険事業勘定の歳出より説明させていただきます。12ページをご覧ください。1款、総務費におきまして、介護保険事業の事務関係に要する費用で、2,319万3千円を計上しており、対前年比277万7千円の増額となっています。この要因は、法改正に伴う介護保険システム改修の委託料等によるものです。2款、保険給付費におきましては、介護サービス等の給付費で、14億4,455万7千円を計上しており、対前年比、1億5,022万9千円の増額となっています。この要因については、法改正により、利用者がきめ細かく対応できるよう新設された、地域密着型介護サービス給付費、それと低所得の方の負担軽減を図る特定入所者介護サービス費等によるものでございます。3款、財政安定化基金拠出金におきましては、愛媛介護保険財政安定化基金への拠出金で、148万1千円を計上しており、対前年比24万9千円の増額でございます。4款、地域支援事業費におきましては、法改正に伴う新設事業で、自立者の方や地域全ての高齢者を対象に、介護が必要とならないサービスを提供するもので、2,157万8千円を計上しております。5款、基金積立金につきましては、334万2千円を計上しております。6款、公債費につきましては、1万円を計上しておりますが、これは一時借入金を行った場合、これの利子見込み額でございます。7款、諸支出金におきましては、236万6千円を計上しており、財政安定化基金への償還金でございます。従いまして、歳出合計は14億9,652万7千円、対前年比1億7,818万1千円の増で、13.5%の増となっております。この財源につきましては、10ページの歳入をご覧ください。1款1項、介護保険料におきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料、2億5,775万1千円。2款、使用料及び手数料におきましては、保険料督促手数料の見込み額、千円。3款、国庫支出金におきましては、介護給付費負担金等で、国庫負担金等、3億8,023万7千円。4款、支払基金交付金におきましては、40歳から60歳までの第2号被保険者の支払基金交付金で、4億6,868万3千円。5款、県支出金におきましては、介護給付費負担等で、県負担金等、1億8,333万8千円。6款、財産収入におきましては、介護保険運営基金の預金利子見込み額、千円。7款、繰入金におきましては、介護給付費繰入金等で、一般会計からの繰入金等、2億650万9千円。8款、繰越金におきましては、17年度からの繰越金の見込み額、千円。9款、諸収入におきましては、雑入等の見込み額、6千円で、歳入合計14億9,652万7千円を計上しております。以上で、保険事業勘定の説明を終わります。続きまして、介護サービス事業勘定について、説明いたします。44ページをご覧ください。歳出より説明させていただきます。1款、総務費におきましては、決算書の印刷費で2万2千円を計上しております。2款、サービス事業費におきましては、居宅介護サービス事業の委託料で、2,829万5千円を計上しております。歳出合計、2,831万7千円を計上しております。この財源につきましては、42ページの歳入をご覧ください。1款、介護サービス収入におきまして、介護給付費等の収入で、国保連合会等より、2,520万円。2款、繰入金におきまして、デイサービス事業費の一般会計からの繰入金、311万5千円。3

款、繰越金におきましては、17年度からの繰越金の見込み額、千円。4款、諸収入におきましては、雑入等の見込み額、千円で、歳入合計、2,831万7千円を計上しております。以上で、介護サービス事業勘定の説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 松村学校教育課長。

○学校教育課長（松村昇二） 議案第37号平成18年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算についてご説明申し上げます。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ301万円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。平成18年3月10日、砥部町長中村剛志。第1表で説明させていただきます。2ページ、3ページをお開き下さい。歳入でございますが、これは歳出をまかなうための歳入でございます。1款1項、財産運用収入、これは基金預金利子の見込額、1万円、2款1項、基金繰入金、基金からの繰り入れでございますが、297万8千円、繰越金を2万2千円見込んでおりまして、歳入合計301万円でございます。続きまして、歳出でございますが、1款1項、奨学資金費でございますが、新規の入学一時金としまして5名、給付金の給付といたしまして14名、計14名分の資金費でございます。以上で、議案第37号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第38号平成18年度砥部町奨学資金特別会計予算についてご説明申し上げます。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ360万1千円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。平成18年3月10日提出、砥部町長中村剛志。2ページ、3ページをお開きください。第1表で説明させていただきます。歳入でございますが、歳出をまかなうための財源でございます。1款1項、財産運用収入、これは基金預金利子、千円を見込んでおります。2款1項、基金繰入金、これは百万円の繰り入れを予定しております。3款1項、繰越金、千円を見込んでおります。4款1項、貸付金、元利収入、これは貸付金の償還される金額でございます。259万9千円を見込んでおります。歳入合計360万1千円。続きまして歳出でございます。1款1項、奨学資金費でございますが、新規の貸付といたしまして、高校生2名、大学生2名、継続といたしまして、高校生2名、大学生5名、計11名分の資金費でございます。金額が360万1千円でございます。以上で、議案第38号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） それでは、議案第39号についてご説明申し上げます。平成18年度砥部町とべの館特別会計予算について、歳入歳出予算についてご説明申し上げます。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,815万7千円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。平成18年度3月10日提出、砥部町長中村剛志。それでは、8ページ、9ページをお願いいたします。予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。第1款、館運営費、2,810万1千円、2款、諸支出金、5万6千円、合計2,815万7千円

でございます。301万1千円の増となっております。この増につきましては、歳出の部分の300万増につきましては、11節、需用費の賄費によるものでございまして、売店仕入れの商品代でございます。続きまして、6ページ、7ページをお願いいたします。歳入でございます。売店収入2,800万円、前年度2,500万円増300万円の増。2款、繰越金、千円、千円、ゼロ。3款、諸収入、10万1千円、10万1千円、ゼロ。それから財産収入、5万5千円、4万4千円、1万1千円。歳入合計、2,815万7千円。前年度予算額、2,514万6千円、301万1千円の増となっております。これで主なものは、売店収入の増額を見込むものでございます。

続きまして、議案第40号について、ご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。議案第40号平成18年度砥部町とべ温泉特別会計予算について。平成18年度砥部町のとべ温泉特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,098万9千円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。平成18年3月10日提出、砥部町町長中剛志。やはり、明細書の歳出からご説明申し上げたらと思えます。8ページをお願いいたします。1款、温泉運営費、今年度5,098万1千円、前年度、8,606万5千円、マイナス3,508万4千円。諸支出金、8千円、5千円、3千円。歳入合計、5,098万9千円、8,607万、マイナス3,508万1千円でございます。この温泉運営費の歳出につきましては、前年度との差は、管工事のボーリング、オーバーホール等の湯砥里館の工事費の減でございます。続きまして、6ページをお願いいたします。歳入について、事業収入、4,500万、4,500万、ゼロ。2款、繰越金、597万、1千円、596万9千円。3款、諸収入、1万1千、1万4千、マイナス3千円。財産収入、8千円、5千円、3千円の増。繰入金、ゼロ、4,105万、マイナス4,105万。収入合計、5,098万9千円、8,607万、マイナス3,508万1千円でございます。この部分での収入でございますが、基金の取り崩しを4,105万円行っており、本年度につきましては、平常に戻りましたので、平成18年度につきましては、基金からの繰り入れはしておりません。以上で、簡単ではございますが、ご説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 議案第41号平成18年度砥部町土地取得特別会計予算についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。平成18年度砥部町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによるということでございまして、第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、3億8,852万5千円と定める。それから一時借入れでございますが、限度額を4億円と定めております。平成18年3月10日提出、砥部町町長中村剛志。平成17年度に公共下水道の処理場用地を土地取得特別会計で先行取得いたしました。この用地を18年度から21年度の4年間で、下水道特別会計が、国の補助金や下水道事業債を財源にして、買い戻します。土地取得特別会計のほうでは、起債を借りて17年に用地を購入しておりますので、下水道が買い戻してくれた額、残額を一括償還していく作業になります。今回の土地取得会計では、それが主な

予算の概要となっております。2ページをご覧ください。歳入でございますが、1款、財産収入に3億8,850万3千円を計上してございます。このうち、3億8,840万3千円が下水道特別会計の用地売却収入となります。3ページのほうをご覧ください。3款1項の公債費、3億8,840万3千円、これで一括償還をいたします。以上のような内容となっておりますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二） 続きまして、議案第42号平成18年度砥部町浄化槽特別会計予算についてご説明をさせていただきます。平成18年度砥部町浄化槽特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億15万9千円と定める。2項については、省略させていただきます。平成18年3月10日提出、砥部町長中村剛志。3ページ、歳出のほうから説明をさせていただきます。1款、浄化槽点検管理費、1項、浄化槽点検管理費として、9,826万7千円を見込んでおります。これは、職員8名の人件費と、経常的な経費でございます。2款、諸支出金、1項、基金費として、基金への積立金、5万4千円を見込んでおります。3款予備費、1項、予備費として、183万3千円を見込み、歳出合計、1億15万9千円としております。次に2ページ、歳入でございますが、1款1項、事業収入で、8,504万9千円を見込んでおります。これは、浄化槽の保守点検料と町有処理施設の使用料収入でございます。2款、使用料及び手数料、1項、手数料として、督促手数料を千円見込んでいます。3款、財産収入、1項、財産運用収入として、基金の預金利子を5万3千円見込んでおります。4款、繰入金、1項、基金繰入金として、2千円を見込んでおります。5款、繰越金、1項、繰越金として、前年度よりの繰越金、1,233万1千円を見込んでおります。6款、諸収入は、272万3千円で、内訳は、1項、延滞金、加算金及び過料、千円、2項、預金利子を千円、3項、雑入を272万1千円見込んでおり、歳入合計を1億15万9千円としております。以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 議案第43号平成18年度砥部町公共下水道特別会計予算についてご説明申し上げます。平成18年度砥部町の公共下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億8,719万1千円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債による。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は8億5,000万円と定める。平成18年3月10日提出、砥部町長中村剛志。2ページ、3ページをお願いします。まず、3ページ、歳出の方からご説明を申し上げます。1款1項、公共下水道事業費で、8億8,294万6千円のお願いをいたしております。これは、職員3名の人件費、それと事業実施に伴います事務費等の事務的経費、そして浄化センターの詳細設計委託費、それと18年度から実際に工事に入り

まして、処理場の造成工事費、管渠工事費が2ヵ所、国道33号の横断と、矢取川の横断、それと土地取得特別会計への18年度分の用地取得費としまして、計上させていただいております。2款1項の公債費が、424万5千円、これは起債償還金、一時借入金利子でございます。歳出合計8億8,719万1千円となるものでございます。その財源でございますが、2ページをお願いいたします。1款1項の国庫補助金で、3億6,680万円、2款1項の他会計繰入金で1億212万円、3款1項の町債で4億1,820万円、4款1項の繰越金で千円、5款1項の雑入、7万円で、歳入8億8,719万1千円となるものでございます。次に4ページをお願いいたします。地方債でございますが、公共下水道事業債で、限度額を4億1,820万円とするものでございます。

次に議案第44号平成18年度砥部町農業集落排水特別会計予算についてご説明申し上げます。平成18年度砥部町の農業集落排水特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,704万1千円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。平成18年3月10日提出、砥部町長中村剛志。2ページ、3ページをお願いいたします。まず、3ページの歳出の方から説明をさせていただきます。1款1項、農業集落排水事業費でございます。1億5,418万2千円をお願いをするものでございます。これは、広田地区の汚水処理施設の管理運営費と総津地区で今、現在、建設工事をいたしておりますが、その管渠工事費、処理場の建設費等でございます。2款1項、公債費、1,285万9千円で起債償還金、一時借入金利子でございます。合計、歳出1億6,704万1千円でございます。その財源でございますが、1款1項、使用料で291万6千円、3款1項、国庫補助金で6,060万円、4款1項、県補助金で1,800万円、5款1項、他会計繰入金で5,882万3千円、6款1項、繰越金で千円、7款1項の雑入で千円、8款1項の町債で2,670万円で、歳入合計1億6,704万1千円となるものでございます。4ページをお願いいたします。地方債でございますが、下水道事業の起債目的といたしまして、限度額を2億6,700万円と定めるものでございます。以上で、議案第43号、44号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 辻水道課長。

○水道課長（辻充則） 議案第46号平成18年度砥部町水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。平成18年度砥部町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。業務の予定量は次のとおりとする。給水戸数、8,200戸、年間給水量321万2千トン、1日平均給水量8,800トン。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。内容につきましては、収入でございますが、第1款、上水道事業

収益は3億3,271万8千円、内訳といたしまして、第1項、営業収益は、3億2,922万7千円でございます。この主なものは、水道使用料、給水工事収益、消火栓の維持管理経費等でございます。第2項、営業外収益の349万1千円につきましては、加入金でございます。次に第2款、簡易水道事業収益は、698万1千円で、内訳といたしまして、第1項、営業収益の692万9千円は、主に水道使用料でございます。第2項、営業外収益の5万2千円は、加入金の見込み額でございます。以上、収入合計は、3億3,969万9千円でございます。次に、支出でございますが、第1款、上水道事業費用は、3億511万9千円で、内訳といたしまして、第1項、営業費用は、2億4,209万円、これは主に水源地配水施設の維持管理費、減価償却費、受託工事費等でございます。第2項、営業外費用の6,302万8千円につきましては、企業債の支払利息消費税でございます。第3項、特別損失の1千円は、不納欠損の見込み額でございます。2ページをお願いします。第2款、簡易水道事業費用は、1,602万6千円でございます。内訳といたしまして、第1項、営業費用は、1,374万2千円で、広田万年地区簡易水道の維持管理経費でございます。この中には、相生橋の水管橋の復旧工事費も含めております。第2項、営業外費用の228万4千円につきましては、企業債の支払利息でございます。以上、支出合計は、3億2,114万5千円でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額1億2,209万9千円は、減債積立金1千万円、過年度分損益勘定留保資金1億1,209万円で補填するものとする。内容につきまして、まず収入でございますが、第1款、上水道資本的収入は220万円でございます。内訳といたしまして、第1項、負担金の170万円は、消火栓の新設、改良に伴う一般会計からの負担金でございます。第2項、工事負担金の50万円は、特配工事の負担金の見込み額でございます。第2款、簡易水道資本的収入、第1項、負担金の千円は、見込み額で、以上、収入合計は220万1千円でございます。次に、支出でございますが、第1款、上水道資本的支出は、1億1,126万円でございます。内訳といたしまして、第1項、建設改良費は、2,429万1千円でございます。この主なものにつきましては、日ノ出保育所跡地に計画しております、深井戸の地質調査の委託料、広瀬地区配水管の敷設工事、浄水器の購入費等でございます。第2項、企業債償還金、8,696万9千円でございます。次に第2款、簡易水道資本的支出は、1,304万円でございます。内訳といたしまして、第1項、建設改良費の1,004万4千円につきましては、総津地区の水源地確保のために送水ポンプを設置する計画でございます。その経費が主なものでございます。第2項、企業債償還金は、299万6千円でございます。以上、支出合計は、1億2,430万円でございます。

第5条、一時借入金の限度額は2億円と定める。第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の金額の経費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与費として、4,113万1千円でございます。第7条、たな卸資産購入限度額は2,000万円と定める。平成18年3月10日提出、砥部町長中村剛志。以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。山本典男君。

○16番（山本典男） はじめに、言葉の問題でわからんことがあるんで、質問したいと思います。一般会計予算のですね。65ページのですね。国民保護計画策定委託料というのがありますが、どういうことを、さっきそれをなんとかということ、最初あったと思いますが、どういうものを計画策定しようとしているのか、そのへんのところがひとつわからないということなんで、是非説明してほしいと思います。そしてまた、77ページのですね。障害者福祉費の支援費システム改修委託料というのがあるんですが、これはどういうふうに改修するというような、どういう内容を改修するシステムを作ろうとしているのか、そこらちょっと教えてほしいなあというふうに思っております。

そしてですね。91ページのですね。つどいの広場事業委託料、委託料のところなんですが、そこのこれがどういう事業なのか、ちょっと教えてほしいなあというふうに思っております。他は、産建に属することなんで、これは私、属してますから、それは質問しませんので。そしてもうひとつはですね。これ、見たら1枚ものですか。2枚ものなんですか。この今回の当初予算の経過を、一覧表をいただいたんですが、本当に厳しい予算だと。昨年、一般会計で言えば、58億何がしであったものが、55億というふうな、まあそういうふうに減額して予算を組まなければならないというふうな状況です。で、それに対してですね、特別会計における民生費が主体なんですが、国民健康保険事業の特別会計、あるいは老人保健特別会計、あるいは介護保険事業特別会計、この3つを合わせたらですね。18年度ではですね。多分、57億くらいになると思うんですね。ということは、一般会計の予算が55億ですから、一般会計を超えている、この3つだけでですね。もう既になっておると。これはまあ、逆転現象がすでに起きておるという状況なんで、これは非常に忌々しきと言いましょうか、これは全体として、高齢化をしておるということの中で、医療費が要ったり、いろいろするということの中で、まあ、砥部町だけでないわけですが、この問題についてですね。やはり予算が減額しておる中で、こういう問題についてだけは増えておるといような状態でありますんでですね。この問題についてですね。どういうふうな対処をしようとしているのか、町長さんのですね。お考え等々をお伺いしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（樋口泰幸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただいまの山本議員さんのご質問にお答えいたします。まず、はじめに地方公共団体の国民の保護に関する計画につきましては、国が定める国民の保護に関する基本方針に基づきまして、当該地方公共団体の国民の保護のための措置の実施体制、また住民の避難や救援に関する計画、平素におきましては、備えておくべき物資や訓練等に関する計画などを盛り込んで作ることとなります。また、都道府県の計画におきましては、市町村及び指定地方公共機関が計画を進める際の基準となる事項についても定めるようになっております。次に、地域防災計画の内容を参考に定められる事項もありますが、災害時には想定されない地方公共団体の区域を越えた避難に関する計画など、武力攻撃事態等に特有の内容も多く、地域防災計画とはまた別の計画として作

成することになります。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 山本議員さんの質問にお答えをいたします。支援費システム改修委託料の内容でございますが、今までは、障害種別ごと、いわゆる身体障害、知的障害、精神障害、この3つがございますが、これらごとに異なる法律に基づきまして、自立支援の観点から提供されてきた福祉サービスですね。そして、公費負担医療費等について、今回、自立支援法の制定が、6月議会をお願いするようになっておりますが、これは法律によりまして、共通の制度のもとで、一元的に提供するしくみを創設することとなりましたので、これの一元化につきまして、手続等、地域生活支援事業等サービスの整備のための一元化を図るシステムを改修するという意味でございます。以上でございます。

○議長（樋口泰幸） 正岡民生こども課長。

○民生こども課長（正岡修平） 山本議員さんのご質問にお答えいたします。つどいの広場事業はどういった事業かというご質問でございますけれども、これにつきましては、昨年5月につどいの広場ぼっかぼかが、町の総合運動公園の事務所を利用しまして、主に子育て、未就学児童を対象に、お母さんと子どもを対象としまして、子育ての情報交換の場でありますとか、親子遊びを楽しむ場等々の事業を実施しておるわけなんですけれども、当初は週2回の実施で、現在はボランティア事業として実施しておるわけなんですけれども、来年度から週3回、これを現在も週3回に移行しておるんですけれども、週3回実施することにより、国の次世代育成支援対策の交付金、これの補助のベースに乗せられるということで、18年度から、この事業が町が実施主体となって実施して、この事業を従来どおりこのぼっかぼかのグループに運営を委託するというので、この事業の内容を充実しながら実施したいというものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の山本議員さんのお問い合わせでございますが、今、おっしゃられましたように、国民健康保険事業、そして老人保健特別会計、介護保険事業特別会計、これらを合わせますと今の一般の予算とほぼ同額でございます。そういうことで、これから老人に非常にお金がかかるわけでございます。これからどういうふうにしていくかということでございますが、繰出金で賄っていくということも、ひとつ、どうしてもやらなければならないわけでございますが、やはり健康な老人を作ること、本当に本腰を入れて、これからこのような経費をいかに削減していくか、健康な老人を作っていくかということが非常に大きな問題であると思っております。このことは、議員の皆様方も研修等で、よその先進地を見て充分お考えになっておられることだと思っておりますが、これから、私どもも本当に実施をするということが大切でございますので、健康な長寿社会を作っていくというふうにご考えております。

○議長（樋口泰幸） 山本典男君。

○16番（山本典男） 中村町長が健康づくりということの中で、予防的なことの中で

まあ、いわゆる健康な町民、医療費のいらぬ人を作っていくということをご答弁されたわけですが、本当に真剣に取り組んで、先程、まあ去年ですね。そういう策定計画を決定いただきましたし、今度の介護保険ののですか。事業の中でもですね。そういうふうな部分が入ってきているわけですね。これは真剣にですね。取り組んでいただいて。より砥部町がですね。若い若いと言っていたわけですが、急速にですね。砥部町の場合は高齢化する町村になると思うんで、これは真剣に取り組んでいただいたらと思っております。まあ、いわゆる繰出金もですね。一般会計からの繰出金もずっとありますし、老人会計だけ減っておると思ったら、繰出金だけは増えておるといふようなことでございますんでですね。真剣にですね。この点は取り組んでいただいたらと思っておりますんで、本当に健康づくりの策定をしていただかなければならないんですが、これは、トータル的に取り組んでいただいたらと思っております。そして、もうひとつですね。国民保護計画策定の話なんですけど、いろいろ予定しておるんですが、とにかく、どういうものになるのかちょっとわからんのですけれども、防災とかそんな話はわかるんですが、なんか、今でも戦争が起きそうなことを想定してやらないかんような感じなんです。これは、ちょっと私も、国自身が盛り上げよるんかどうかわからんけどですね。ちょっとその内容についてはですね。冷静に考えないかん問題もあるんじゃないかと思っておりますんで、慎重に取り扱うべきじゃないかと思っておりますが、よろしく申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 他にありませんか。土居美智子君。

○4番（土居美智子） 下水道の方なんですけれども、ちょっと私の記憶違いであれば申し訳ないんで、ちょっとお尋ねするわけなんですけど、2ページの歳入のところを開けましたら、国庫支出金だとかいろいろあるんですが、この中に町債というのがあるんですけど、これは、私たちが起債と書いて書いて、今までの返済計画いわゆる財政計画表をもらった時には、起債って書いてあったんで、それが何の起債かっていうことがわからないんですけれども、その中のいわゆる起債っていう中の、地方債、町債であったのかなあとと思って、そこをちょっと確認したいなあとと思って質問します。

○議長（樋口泰幸） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 土居美智子議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。2ページの3款1項、町債でございますが、これにつきましては、4ページにもございますように、公共下水道事業債というふうなことで、借り受けるようになっているものでございます。一応、下水道事業債のことを町債と言っているものでございます。

○議長（樋口泰幸） 他にございませんか。井上洋一君。

○7番（井上洋一） ちょっと基本的なことでも申し訳ないんですが、地方公共団体の会計区分上の問題なんですけど、普通会計というのは、一般会計と特別会計の合わせたものであろうと思うんですが、その中で、公営事業会計は除くと、こうなっていると思うんですが、この特別会計の中で、除くものはどれなんです。企業会計、私の素人考えでは、国民健康保険とか、老人保健関係は、普通会計以外だろうと思っておりますが、間違っていたら教えてください。

○議長（樋口泰幸） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 井上議員さんのご質問にお答えします。今、あのお手元の方にある一覧表がございますが、それを見ていただきまして、普通会計に入りますのは、一般会計を中心に梅野奨学金、奨学資金特別会計、とべの館、とべ温泉、土地取得、それから二つ下がりまして、最後の浄化槽特別会計、これが普通会計に区分されます。よろしいでしょうか。

○議長（樋口泰幸） 他に。田室博志君。

○14番（田室博志） 2点ばかり、お伺いしたいと思います。1点目は、老人福祉費の中で、昨年まで町社会福祉協議会へ助成しておったと思いますがけれども、私の見間違いかどうかわかりませんが、今回はこれがないので、どういうふうになっておるのかということが1点。それからもう1点は、国民健康保険事業の中ですけれども、53ページの、私も素人で全くわからんですが、職員手当の中の14番、研究手当というのがちょっとわからなんですが、教えていただけたらと思います。

○議長（樋口泰幸） 正岡民生こども課長。

○民生こども課長（正岡修平） 田室議員さんのご質問にお答えいたします。社会福祉協議会に対する補助金が、掲載されていないがというご質問だろうと思います。これにつきましては、18年度は、民生こども課の方で、社会福祉総務費のところ、予算を計上することを当初、予定しておりましたけれども、予算折衝の関係で、これについては、補正で対応するというので、当初予算からは除かれておるということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（樋口泰幸） 明賀総務課長。

○生きがい推進課長（丸本正和） ただいまの田室議員さんのご質問なんですが、研究手当のことですか。これは、砥部町の職員の給与に関する条例の中にも定められております。その金額が、ちょっと私にはっきり覚えてないんですけど、月60万を限度にしてということだったと思うんですが、それを支出しております。これは、旧広田村の時から、金額的には変わらず計上しております。内容なんですが、いろいろ理由はあると思います。ここに計上していない場合には、いろんな方法で出し方があると思うんですが、一番の元になっている考え方につきましては、民間の医療職にある、まあお医者さんですね。民間のお医者さんとの格差が是正できないので、研究手当という項目で、名目で設定しております。以上です。

○議長（樋口泰幸） 玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 2、3点お尋ねいたします。ページ数で言います。一般会計の93ページ、節の13の委託料でございますが、これ、前年度まで、園児輸送業務委託料というのが組まれておったんですが、これが、日ノ出送迎運転と、広田送迎運転とに名称が変わったのかどうかいうのをお尋ね、まずしたいと思います。次に、127ページの節15の工事請負費でございますが、1の電力の柱等看板設置工事、これは、陶街道53次でございますが、これは大体ひとつがいくらくらいかかるのかお伺いしたいと思います。それと、125ページですが、負担金及び交付金の19で、交付金として、町商工会に650万、交付金としておるんですが、昨年度は、補助金として、100万

円ではないかと思いますが、これの詳しいことをお願いしたらと思います。それから同じく、砥部焼振興費の節の13の委託料ですが、砥部焼陶芸塾実施委託料というのが、新しく載せられていると思いますが、この内容はどのような内容かお尋ねをいたします。

○議長（樋口泰幸） 正岡民生こども課長。

○民生こども課長（正岡修平） 玉井議員さんのご質問にお答えいたします。予算書の93ページの下の方の13の委託料のところ、今回、日ノ出送迎運転委託料と、広田送迎運転委託料という名称にしております。ご指摘のございましたように、17年度につきましては、この児童の運送につきましては、広田の保育所のみでございましたので、そういった広田というような名称は付けてなかったと。ちょっと名称まで、私覚えてないんですけども、保育所に関しましては、送迎は広田だけでありましたので、あえて広田という文字が無かったのを、今回、区別するという意味合いで、日ノ出、広田というふうに分けてあります。ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 玉井議員さんのご質問にお答えします。まず、125ページの町の商工会の補助金が交付金に変わった点でございますが、商工業の振興や指導、支援につきましては、本来、町がやるべき事業というように考えられていますが、そういう関係で、補助金から交付金に変わったということございまして、金額につきましては、前年度750万円を100万減の650万円をお願いするような格好になっております。続きまして、125ページの下の方でございますが、砥部焼陶芸塾の実施委託料でございますが、平成14年、15年と県の事業で実施してまいりました。それから16年、17年は砥部町で実施しております。今回、砥部焼協同組合の方をお願いをしていきたいということで、委託料として実施していただくと。なお、陶芸塾の本拠地は創作館に先般、作っていただきました作業場の方で実施していただくということでございます。それから、127ページでしたでしょうか。工事請負費の中の、電柱等看板設置工事でございますが、この分につきましては、当初、私どもも企画広告ということで、6万4千円かかるということで、躊躇しておりましたんですけども、いろいろと調べてみますと、なんとか公共広告というのは、無料の広告ということでやらせていただけるという話になりまして、概ね看板を作る部分では3万円から4万円くらいでできるんじゃないかということで計画しております。以上で、玉井議員さんのお答えにさせていただきます。よろしくお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 他に。中村茂君。

○5番（中村茂） ページ数がたくさんあってあれなんですけど、ちょっと申し上げますね。79ページ、一般会計予算書の79ページですね。それから83ページ、93ページ、107ページ、155ページ、というのが、この中で見ると委託料で一本でくくっておりますね。あと、金額がほとんど出てないんですよ。おわかりでしょうか。ずっとこういうようなものが多く見られる。去年だったでしょうか。これをなんとかしたらどうかという意見が出ましてですね。問題になったことを記憶しておりますが、その分ちょっとご説明お願いしたらと思います。

○議長（樋口泰幸） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 中村議員さんのご質問にお答えいたします。金額が入っていないというご指摘であろうと思います。この予算書の中でですね。13節の委託料と、15節の工事請負費につきましては、入札を行うものが多々ありまして、現在のところ、私どもの方は予定価格を公表しておりませんので、そういう関係で、個々の予算の内訳を除けております。このへんのところはですね。予算は公表しておりますので、各業者さんは閲覧にまいるものでございますので、1件であれば出てくるのではないかということはあると思いますけれども、原則としましては、入札の予定価格は事前公表はやっていない以上はですね。個々のものまでは出さないという考えでおります。ご理解をお願いしたらと思います。

○議長（樋口泰幸） 中村茂君。

○5番（中村茂） こういう場合はですね。事前にこういう意味で出ないという説明を言ってもらっておいたらわかりやすいんじゃないかと思うんで、よろしくをお願いします。

○議長（樋口泰幸） 中島博志君。

○13番（中島博志） 2点ほどお尋ねしたいと思います。商工費関連なんですけど、125ページ、13の委託料なんですけど、広田鉦山跡地公害防止業務委託料と、新たな業務委託料がここに出ておりますが、これに関しましては、玉谷川の生態系または地域住民のなんらかの影響が発生するために、新たな調査をすすめるということですか。その内容についてお尋ねします。それともう1点、127ページの工事請負費、権現山休憩所の改修工事についてですけど、この休憩所の改修という内容についてですけど、これは全体の改修にあたるということですか。その内容についてもお願いします。以上です。

○議長（樋口泰幸） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） それでは、125ページの広田鉦山跡地公害防止業務委託料、これにつきましては、従来からございまして、まあ前年度までは、監理財政、総務というんでしょうか、の方で持っていておったんだろうと思います。跡地の公害防止の業務というのは、雨天時の見回りと清掃ということでございまして、鉦山跡地から川までの清掃、それから、見回り、まあ氾濫していろいろとそういう鉦山の液が出てないかというようなことを見回っていただく業務でございまして、それから、工事請負費127ページにつきましては、権現山休憩所改修工事でございますが、この分につきましては、高齢者、障害者に優しいトイレをとということでございまして、部分的なトイレ改修というふうにさせていただいたらと考えております。なお、畳の方の部分については、ここ2、3年、使った実績もございませんので、一旦、フェンスでも付けさせていただくと、ドアでも付けさせていただくというような格好で改修させていただいたらと思っております。

○議長（樋口泰幸） 他にございませんか。玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） これあの、去年の町商工会の650万、昨年度は750万組まれとると言われたんですけど、これは補正予算で組まれたんですか。当初予算を見よると、やっぱり100万なんですけど、そこのところ、詳しく説明していただきたいと思

ます。それと、平成18年度の公共下水道の分ですが、これちょっと職員数のあれ見よりもと、これ、どっちがどっちかわからんが。職員数が2人、3人ですか。で、やっておると。それと農業集落排水の方が1名しか職員数がおらないんですが、臨時者も全然、この予算書では、いないのです。それから、そういうことで、中の見ますと、この17ページに委託料公共下水道事業費の委託料が9,700万、それから工事請負費が3億6,780万ですか。組まれておる。それこそ専門におんぶに抱っこで、ただやっておるということで、職員はタッチしておるかしてないかということをお尋ねをいたします。

○議長（樋口泰幸） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 玉井議員さんのご質問にお答えします。当初、100万ということがございましたが、前年度も骨格予算のために、当初は100万でございました。で、補正によりまして650万を補正させていただいております。合計750万ということがございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（樋口泰幸） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 玉井議員さんのご質問にお答えします。17ページの委託料で、9,721万円を計上させていただいておりますが、この中で主なものは、先程も申し上げましたように、浄化センターの詳細設計で9,700万円を予定いたしております。これにつきましては、下水道事業団の方に委託をするようになっております。これは、町でやりますと、土木、建築、機械、電気の技術職員がおらないと、その設計をチェックできないということで、その職員を確保いたしますより、事業団に委託したほうが安いというふうなことで、事業団の方に委託をさせていただきたいというふうにご考えておるものでございます。それと、15節の工事請負費でございますが、先程も申し上げましたように、浄化センターの造成工事と、管渠工事を2カ所、これは、国道33号の横断と、矢取川の下横断部分を設計いたすようにしております。で、職員は今現在、下水道課の下水道係は2名、農集は1名おりますが、これらの設計は、基本的に専門のコンサルさんに設計をいただきますが、その出てきた設計の書類のチェック等を行いまして、工事の監督を行うものでございます。以上でございます。

○議長（樋口泰幸） 宮内光久君。

○11番（宮内光久） 一般会計予算書の175ページでございますが、この体育施設費の中の、13委託料の中で、岩谷口プール維持管理委託料の中では、これは委託料としてでございますが、このプールの中の水質検査はこの委託料の中に入っておるんですか。各小学校、中学校のプールの水質検査は、各自取っておりますが、この岩谷口のプールの水質検査費はどこへ入っておるのでしょうか。お伺ひします。

○議長（樋口泰幸） 大野生涯学習課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） ただ今の宮内議員さんのご質問にお答えをいたします。委託料の中には、水質検査料は入ってございません。水質検査料は、前ページ。173ページの役務費の手数料の中に入っております。約8万ほどになってございます。以上で説明を終わります。

○議長（樋口泰幸） 三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） なんにも発言しておらん課長さんがおりましたんでは、平等性を欠きますので、関連した質問等もしてみたいなと思います。まず、広田の所長さん、この間、一般質問の中で、16ヵ所ですかね。町道の中で、いわゆる登記をしていない所がありますよということでありました。我々、委員会に所属しておる者といたしましても、放ってはおけないなという気持ちがあります。努力はしてみたい。ただ、その時に固定資産税をその土地所有者の人が払っておいければ、極めてまた条件が違ってまいります。ですから、細かい事は今、急に言いましたら、あなたがたまげるから言いませんけどね。それが払っておるか払ってないかまた、委員会の折でよろしゅうございますから、お知らせをいただいたらと思います。さて、収入役、あなたの方にもお尋ねしたいと思いますが、いわゆる予算をやりました。一般会計からいろんなものをやりました。その中で、235条の地方自治法の3、いわゆる歳計外現金が不足したときには、どれだけのお金を借りますよという合計トータルはいくらになっておりますか。

○議長（樋口泰幸） 佐川収入役。

○収入役（佐川秀紀） ただ今の三谷議員さんのご質問にお答えいたします。歳計外現金と言いますのは、予算に載っていない現金ということでございますので、ちょっとそのところ。先程も申しましたけれども、一時借入金と申しますのは、歳計内の現金で不足したものを借りるのが一時借入金でございます。歳計外現金と申しますのは、現在でありますと、私どもが預かっております県の税金、また、源泉徴収費、そういった予算に含まれていない部分が歳計外というふうに理解をしておりますし、そのとおりだと思っておりますので、一時借入金の分につきましては、先程も借りていないというふうに申しましたけれども、現在のところ、借りておりません。それは、なぜかと思えますと、一般会計、先程もあります特別会計、そういったもので、やり繰りしております。それと、もし、一時借入金をしない場合につきましては、財政調整基金、そういったものの運用をさせていただいております。そういったものにつきましては、もちろん、財政調整基金につきましては、利子を支払わなければなりません。3月31日で閉めさせていただきまして、どうしても足りない場合は一時借入金を数日間しなければなりませんけれども、現在のところは一時借入金はしておりません。その一時借入金と言いますか、歳計外現金が、不足しておる分ではないかということにつきましては、ちょっと理解ができないんですけれども、現在のところはなんとか賄っておりますので、ご了承いただいたらと思います。

○18番（三谷喜好） ちょっと聞き方が悪かったです。一時借入金というのは、当初予算で、いくら借りますよということを議会で報告しておかなんたら借りられませんよね。だから、そのトータルしたものは一般会計からしてどれくらいみておりますかということをお尋ねしておるんです。

○議長（樋口泰幸） 佐川収入役。

○収入役（佐川秀紀） あの、一時借入金が一般会計で10億ということで、先程も予算説明のところで、13の特別会計があるものにつきまして、ひとつひとつ述べさせて

いただきましてけれども、今、現在、その13をばっとトータルしていくらというのはわかりませんが、全ての13の特別会計の一時借入金につきましては、これだけですよという数字を示させていただいておりますので、ご了承いただけたらと思います。

○議長（樋口泰幸） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第33号から議案第45号までの平成18年度予算に関する13件については、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって議案第33号から議案第45号までの平成18年度予算に関する13件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月17日の本会議でお願いします。以上で本日の議事日程は、すべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後 4時48分 散会

平成18年第1回定例会（第3日） 会議録

|                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                               |                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 招集年月日                                                      | 平成18年3月17日                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                               |                                                                                                                                                                                     |
| 招集場所                                                       | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                               |                                                                                                                                                                                     |
| 開 会                                                        | 平成18年3月17日 午後1時30分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                               |                                                                                                                                                                                     |
| 応招議員                                                       | 1 番 山口 元之      2 番 政岡洋三郎      3 番 西岡 章一<br>4 番 土居美智子      5 番 中村 茂      6 番 西村良彰<br>7 番 井上洋一      8 番 樋口泰幸      9 番 栗林政伸<br>10番 土居英昭      11番 宮内光久      12番 大野和博<br>13番 中島博志      14番 田室博志      15番 平岡文男<br>16番 山本典男      17番 玉井啓補      18番 三谷喜好 |                                                                                               |                                                                                                                                                                                     |
| 不応招議員                                                      | なし                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                               |                                                                                                                                                                                     |
| 出席議員                                                       | 出席議員は、応招議員の18名                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                               |                                                                                                                                                                                     |
| 欠席議員                                                       | なし                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                               |                                                                                                                                                                                     |
| 地方自治法<br>第121条の<br>規定により<br>説明のため<br>会議に出席<br>した者の職<br>氏 名 | 町 長<br>収入役<br>総務課長<br>企画課長<br>税務課長<br>民生こども課長<br>健康づくり課長<br>生涯学習課長<br>商工観光課長<br>建設課長<br>水道課長                                                                                                                                                     | 中村 剛志<br>佐川 秀紀<br>明賀 徹<br>藤田 正純<br>武智 充吉<br>正岡 修平<br>相原 宜紀<br>大野 哲郎<br>相田由紀夫<br>萬代 喜正<br>辻 充則 | 助 役<br>教 育 長<br>広田支所長<br>監理財政課長<br>住民サービス課長<br>生きがい推進課長<br>学校教育課長<br>環境保全課長<br>農林課長<br>下水道課長<br>柳田 穂<br>佐野 弘明<br>上岡 洋一<br>松下 行吉<br>丸本 正和<br>大西 潤<br>松村 昇二<br>日浦 昭二<br>西崎 悟<br>東岡 秀樹 |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                         | 議会事務局長 原 田 公 夫                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                               |                                                                                                                                                                                     |
| 会議録署名                                                      | 議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                               |                                                                                                                                                                                     |
| 議員の指名                                                      | 18番 三谷 喜好      1番 山口 元之                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                               |                                                                                                                                                                                     |

平成18年第1回砥部町議会定例会

平成18年3月17日（金）

午後1時30分開会

○議長（樋口泰幸） これから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第6号 砥部町道路線の廃止について

（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（樋口泰幸） 日程第1議案第6号砥部町道路線の廃止についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る3月10日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第6号について、審査の結果をご報告申し上げます。今回、廃止に付されました町道落合支線は、一般交通の用に供する必要がなく、総津地区農業集落排水処理施設用地として用途を変更するものであります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決すべきものと決定致しましたので、ここにご報告申し上げます。委員長報告を終わります。以上。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。
議案第6号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第6号砥部町道路線の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第7号 指定管理者の指定について

（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（樋口泰幸） 日程第2議案第7号指定管理者の指定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る3月10日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第7号について、審査の結果をご報告申し上げます。今回、指定管理者制度に基づき、砥部町峡の館の管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者を指定するもので、指定管理者は有限会社砥部町産業開発

公社で、期間は3年間となっています。よって、議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決定致しましたので、ここにご報告申し上げます。委員長報告を終わります。以上。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第7号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第7号指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第8号 砥部町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 (総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第3議案第8号砥部町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） ご報告申し上げます。去る3月10日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第8号砥部町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について、審査の結果をご報告申し上げます。今回の条例制定は、電子申請等共同運営システムの本稼動に伴い、町民の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化を図り、町の機関等にかかる申請、届出その他手続き等に関し、電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により、行うことができるようにするため、共通する事項を定めることを目的として、条例制定を行うものであります。よって、議案第8号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第8号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第8号砥部町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第9号 砥部町国民保護協議会条例  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第4議案第9号砥部町国民保護協議会条例を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） ご報告申し上げます。去る3月10日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第9号砥部町国民保護協議会条例の制定について、審査の結果をご報告申し上げます。今回の条例制定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第8項の規定に基づき、砥部町国民保護協議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的として、条例制定を行うものであります。また、附則において、関連する砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うものであります。よって、議案第9号は適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。  
議案第9号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第9号砥部町国民保護協議会条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第10号 砥部町国民保護対策本部及び砥部町緊急対処事態対策本部条例
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第5議案第10号砥部町国民保護対策本部及び砥部町緊急対処事態対策本部条例を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） ご報告申し上げます。去る3月10日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第10号砥部町国民保護対策本部及び砥部町緊急対処事態対策本部条例の制定について、審査の結果をご報告申し上げます。

今回の条例制定は、他国からの武力攻撃事態や武力攻撃に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する緊急処理事態が発生した場合に、国民の保護のための措置を実施する対策本部を設置する必要があるため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第31条及び第183条において、準用する規定に基づき、砥部町国民保護対策本部及び砥部町緊急処理事態対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的として、条例制定を行うものであります。よって、議案第10号は適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。
議案第10号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第10号砥部町国民保護対策本部及び砥部町緊急処理事態対策本部条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第6 議案第11号 災害派遣手当に関する条例 (総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第6議案第11号災害派遣手当に関する条例を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） ご報告申し上げます。去る3月10日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第11号災害派遣手当に関する条例の制定について、審査の結果をご報告申し上げます。今回の条例制定は、自然災害による災害の応急・復旧対策や武力攻撃災害等による応急・復旧対策のために派遣された職員が、住所を離れて派遣を受けた砥部町に滞在する場合に、災害派遣手当を支給するため、災害対策基本法施行令第19条の規定に基づき、条例制定を行うものであります。よって、議案第11号は適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第11号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第11号災害派遣手当に関する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第12号 砥部町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第7議案第12号砥部町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） ご報告申し上げます。去る3月10日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第12号砥部町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、審査の結果をご報告申し上げます。

今回の条例制定は、毎年の契約更新を繰り返すよりも、長期にわたって契約を締結する方がより合理的なものについて、債務負担行為の設定を行うことなく、翌年度以降にわたり経費の支出を伴うことができる長期継続契約が締結できるという、地方自治法第234条の3の規定に基づき、地方自治法施行令第167条の17に規定する長期継続契約を締結することができる契約を定めるため、条例制定を行うものであります。よって、議案第12号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第12号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第12号砥部町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 13 号 砥部町環境基本条例
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(樋口泰幸) 日程第 8 議案第 13 号砥部町環境基本条例を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設委員長(三谷喜好) ご報告申し上げます。去る 3 月 10 日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第 13 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 13 号、砥部町環境基本条例の制定については、環境基本法第 7 条の規定に基づき、うるおいのある自然豊かなまち砥部をめざし、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例を制定するもので、良好な環境の保全に関する施策の基本的事項を定めるものであります。よって、議案第 13 号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。以上。

○議長(樋口泰幸) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長(樋口泰幸) 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長(樋口泰幸) 討論なしと認めます。
議案第 13 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長(樋口泰幸) 異議なしと認めます。よって、議案第 13 号砥部町環境基本条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 14 号 砥部町行政手続条例の一部を改正する条例
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(樋口泰幸) 日程第 9 議案第 14 号砥部町行政手続条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(玉井啓補) ご報告申し上げます。去る 3 月 10 日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第 14 号砥部町行政手続条例の一部を改正する条例について、審査の結果をご報告申し上げます。今回の条例改正は、砥部町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定に伴い、条文の一部改正をするものであります。よって、議案第 14 号は適正な改正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長(樋口泰幸) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第14号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第14号砥部町行政手続条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第15号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第10議案第15号砥部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） ご報告申し上げます。去る3月10日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第15号砥部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、審査の結果をご報告申し上げます。今回の条例改正は、国家公務員の給与構造改革に伴い、これに準じて職員の給与を改定するため条例の一部改正をするものであります。また、附則において、関連する職員の育児休業等に関する条例の一部改正及び砥部町職員の旅費に関する条例の一部改正を行うものであります。よって、議案第15号は、適正な改正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第15号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第15号砥部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~  
日程第 11 議案第 16 号 砥部町保育所条例の一部を改正する条例
(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第 11 議案第 16 号砥部町保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る 3 月 10 日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第 16 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 16 号砥部町保育所条例の一部を改正する条例については、入所の不承諾要件の不適切な用語及び、延長保育等促進基盤整備事業実施要綱の廃止により、条文中より要綱名を削除するものであります。よって、議案第 16 号は適切な処置がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。
議案第 16 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第 16 号砥部町保育所条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~  
日程第 12 議案第 17 号 砥部町広田保育所条例の一部を改正する条例  
(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第 12 議案第 17 号砥部町広田保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る 3 月 10 日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第 17 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 17 号砥部町広田保育所条例の一部を改正する条例については、入所の要件中、不適切な用語を削除し、適正な内容にするものであります。よって、議案第 17 号は適切な処置がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第17号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第17号砥部町広田保育所条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第18号 砥部町放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例
(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第13議案第18号砥部町放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る3月10日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第18号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第18号砥部町放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例については、延長保育を実施することに伴い、条文の整備をするもので延長保育料や保育料の減免、保育時間の規定を明記し、時代の要求に対応する措置がとられるものであります。

よって、議案第18号は適切な処置がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第18号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第18号砥部町放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第19号 砥部町介護保険条例の一部を改正する条例  
(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第14議案第19号砥部町介護保険条例の一部を改正する条例

を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る3月10日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第19号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第19号砥部町介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険法の改正に伴い、地域支援事業、地域包括支援センターの創設及び介護保険料の改定をするものであり、国の法律改正に対応する措置がとられるものであります。よって、議案第19号は適切な処置がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。  
議案第19号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第19号砥部町介護保険条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第20号 砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（樋口泰幸） 日程第15議案第20号砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る3月10日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第20号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第20号砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例については、自主財源の確保、受益と負担の公平確保の観点から、廃棄物処理手数料及び一般廃棄物処理業許可手数料などの改定を行うものであります。よって、議案第20号は適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。以上。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第20号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第20号砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第16 議案第21号 砥部町交流ふるさと研修の宿条例の一部を改正する条例  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第16議案第21号砥部町交流ふるさと研修の宿条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る3月10日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第21号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第21号、砥部町交流ふるさと研修の宿条例の一部を改正する条例については、研修の宿の運営方法の見直しにより、管理委託から直営にするもので関連する条文を整備するものであります。よって、議案第21号は適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。委員長報告を終わります。以上。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第21号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第21号砥部町交流ふるさと研修の宿条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第17 議案第22号 砥部町土木建設事業等負担金条例の一部を改正する条例
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第17議案第22号砥部町土木建設事業等負担金条例の一部を

改正する条例を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る3月10日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第22号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第22号、砥部町土木建設事業等負担金条例の一部を改正する条例については、がけ崩れ防災対策事業の地元負担の率が、旧広田村では2%、旧砥部町は10%となっており、合併後、新町において調整することとなっていました。今回、災害防止等の観点から必要な事業であり、受益者の負担率を10%と定めるものであります。よって、議案第22号は適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。以上。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。
議案第22号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第22号砥部町土木建設事業等負担金条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第18 議案第23号 砥部町水道事業給水条例の一部を改正する条例 (産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第18議案第23号砥部町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る3月10日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第23号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第23号砥部町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、消費税法の改正による水道料金の総額表示の義務づけにより、消費税を含んだ額に改めるものと、合併協定により平成18年度より加入金を砥部町の例により調整するもので、必要な条例改正をするものであります。よって、議案第23号は適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第23号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第23号砥部町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第19 議案第24号 平成17年度砥部町一般会計補正予算（第7号）

日程第20 議案第25号 平成17年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第21 議案第26号 平成17年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第22 議案第27号 平成17年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第1号）

日程第23 議案第28号 平成17年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算（第1号）

日程第24 議案第29号 平成17年度砥部町土地取得特別会計補正予算（第1号）

日程第25 議案第30号 平成17年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第3号）

日程第26 議案第31号 平成17年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第4号）

日程第27 議案第32号 平成17年度砥部町水道事業会計補正予算（第3号）
（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（樋口泰幸） 日程第19議案第24号から日程第27議案第32号までの平成17年度補正予算に関する9件を一括議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。中島厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る3月10日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第24号、25号及び26号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第24号平成17年度砥部町一般会計補正予算第7号のうち、当委員会に所管する項目について、主なものは、社会福祉総務費では、町社会福祉協議会運営費補助金152万3千円の減額を、障害者福祉費では、給付費や支援費等の扶助費1,087万8千円を、老人福祉費では、砥部寿会借入償還費1,984万4千円の減額を、国民健康保険総務費では事業勘定繰出金1,034万円を、介護保険総務費で

は、保険事業勘定繰出金 339 万 9 千円を、老人保健事業費では老成人検診委託料 128 万 2 千円の減額を、児童福祉総務費では放課後児童クラブ費 191 万 7 千円の減額を、保育所費では、活動経費 614 万円の減額を、保健衛生総務費では、医療体制負担金 166 万 2 千円を、予防費では、各種予防接種委託料 740 万円の減額を、保健センター費では、旧母子センター取り壊し工事費 712 万円の減額を計上しております。

次に、議案第 25 号平成 17 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号の事業勘定については、一般被保険者療養給付費 370 万 6 千円の減額、退職被保険者等療養給付費 1,913 万 2 千円、退職被保険者等療養費 22 万円、一般被保険者高額療養費 550 万円の減額、退職被保険者等高額療養費 150 万円、高額医療費共同事業拠出金 321 万 9 千円の減額を補正するものであります。財源は、国庫補助金、交付金及び一般会計繰入金で賄っており、

次に、議案第 26 号平成 17 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 3 号の保険事業勘定では、介護認定審査会費 277 万 8 千円の減額、居宅介護サービス給付費 4,072 万 5 千円、審査支払手数料 12 万 4 千円、高額介護サービス費 55 万円、特定入所者介護サービス費 801 万 9 千円、調整交付金返還金 132 万 9 千円の減額補正をしており、財源は国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金、基金繰入金で賄っています。

以上、議案第 24 号、25 号及び 26 号の 3 議案については、いずれも適切な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。議案第 24 号、27 号、28 号、30 号、31 号、32 号の補正について。去る 3 月 10 日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第 24 号、27 号、28 号、30 号、31 号、32 号の補正予算 6 件について、審査の結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 24 号一般会計補正予算第 7 号のうち、当委員会に所管する項目について主なものは、環境衛生費では、浄化槽設置補助金 98 万 4 千円を、清掃費では、し尿処理費 106 万 7 千円の減額を、農業振興費では、有害鳥獣対策事業費 281 万 8 千円の減額を、農地費では、県営砥部地区かんがい排水事業償還金特別助成 570 万円、西光寺水路改修事業費 109 万 9 千円の減額を、果樹産地等総合整備事業費では、強い農業づくり交付金条件整備事業補助金 121 万円の減額、21 世紀型農業産地育成事業補助金 364 万 6 千円の減額を、中山間地域等直接支払推進事業費では、交付金 1,726 万 8 千円の減額を、林業振興費では、各種事業補助金 1,426 万円の減額を、峡の館費では維持管理費 220 万円の減額を、公共下水道費では、特別会計への繰出金 289 万 9 千円を、公営住宅建設費では、大南団地新築事業費 868 万 2 千円の減額を、災害復旧費では、公共土木施設過年災害復旧費 846 万 6 千円の減額を、現年災害復旧費 4,151 万 3 千円の減額を、農業用施設現年災害復旧費 514 万 3 千円の減額を行っております。

次に、議案第 27 号平成 17 年度砥部町とべの館特別会計補正予算第 1 号については、

商品の仕入代300万円を、基金の積立金172万1千円を補正するもので、財源は売店売り上げと繰越金を充当しています。

次に、議案第28号平成17年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算第1号及び議案第30号平成17年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第3号については、それぞれ基金への積立金を補正するもので、財源は繰越金と基金預金利子を充当しております。

次に、議案第31号平成17年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第4号については、町債と一般会計繰入金を財源調整し、地方債補正をするものであります。

次に、議案第32号平成17年度砥部町水道事業会計補正予算第3号について、主なものは、収益的支出では配水施設の修繕費500万円の減額、電気代200万円の減額、給水工事費450万円、旧ポンプの除却費556万2千円を、資本的収入では、給水工事収益450万円、水道使用料130万円、水道加入金68万円を、資本的支出では、公用車購入費166万6千円の減額を、資本的収入では消火栓新設に伴う一般会計の負担金493万2千円を、いずれも必要な補正をするものであります。

よって、議案第24号、27号、28号、30号、31号、32号の6件については、いずれも適切な補正がなされているものと、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） ご報告申し上げます。去る3月10日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第24号及び29号について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第24号平成17年度砥部町一般会計補正予算第7号のうち、当委員会に所管する項目の主なものは、文書広報費で、印刷製本費150万円の減額を、財産管理費で広田支所地下タンク及び接続配管漏洩検査委託料141万3千円を、情報管理費で委託料359万円の減額を、地域情報化推進費で新世代地域ケーブルテレビ施設整備補助金、441万7千円の減額を、合併記念事業費で広告委託料102万7千円の減額を、庁内LAN整備事業費で3,664万2千円の減額を、山村振興等農林漁業特別対策事業費では、2,150万5千円の減額を、常備消防費で、高規格救急車入札減等による負担金156万3千円の減額を、消防施設費で、移動系防災行政無線増設工事140万円の減額及び消火栓新設及び改修負担金663万2千円を、教育委員会事務局費で、社会科副読本印刷製本費207万5千円の減額を、小学校費で宮内小学校体育倉庫・渡り廊下新築及び旧校舎撤去工事で260万円の減額を、中学校費で、校舎・体育館耐震診断業務委託料735万円の減額を、公民館費で光熱水費200万の減額及び中央公民館改修工事請負費2,530万円を、文化会館費で光熱水費170万の減額を、公債費で、償還元金232万4千円、利子900万円の減額、財政調整基金積立金1億14万円などを補正するものとなっております。歳入については、使用料、国庫補助金、県負担金、繰越金を増額し、その他の歳入については減額となっております。その他、中央公民館改修事業の継続費補正、繰越明許費の設定、地方債補正を行っています。

次に議案第29号の平成17年度砥部町土地取得特別会計補正予算第1号については、

公共用地先行取得事業の繰越明許費の設定を行っています。

以上、議案第24号及び29号については、適切な予算補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。討論、採決については1件ずつ行います。ここで、しばらく休憩とします。再開は、午後2時40分の予定です。

午後 2時26分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（樋口泰幸） 再開します。議案第24号平成17年度砥部町一般会計補正予算第7号について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第24号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第24号平成17年度砥部町一般会計補正予算第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第25号平成17年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第25号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第25号平成17年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。議案第26号平成17年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第3号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第26号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第26号平成17年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第27号平成17年度砥部町とべの館特別会計補正予算第1号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。議案第27号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第27号平成17年度砥部町とべの館特別会計補正予算第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第28号平成17年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算第1号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第28号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第28号平成17年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第29号平成17年度砥部町土地取得特別会計補正予算第1号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第29号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第29号平成17年度砥部町土地取得特別会計補正予算第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第30号平成17年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第3号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第30号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第30号平成17年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第31号平成17年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第4号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第31号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第31号平成17年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第32号平成17年度砥部町水道事業会計補正予算第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第32号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第32号平成17年度砥部町水道事業会計補正予算第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第28 議案第33号 平成18年度砥部町一般会計予算

日程第29 議案第34号 平成18年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算

日程第30 議案第35号 平成18年度砥部町老人保健特別会計予算

日程第31 議案第36号 平成18年度砥部町介護保険事業特別会計予算

日程第32 議案第37号 平成18年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算

日程第33 議案第38号 平成18年度砥部町奨学資金特別会計予算

日程第34 議案第39号 平成18年度砥部町とべの館特別会計予算

日程第35 議案第40号 平成18年度砥部町とべ温泉特別会計予算

日程第36 議案第41号 平成18年度砥部町土地取得特別会計予算

日程第37 議案第42号 平成18年度砥部町浄化槽特別会計予算

日程第38 議案第43号 平成18年度砥部町公共下水道特別会計予算

## 日程第 39 議案第 4 4 号 平成 18 年度砥部町農業集落排水特別会計予算

## 日程第 40 議案第 4 5 号 平成 18 年度砥部町水道事業会計予算

### (所管常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第 2 8 議案第 3 3 号から日程第 4 0 議案第 4 5 号までの平成 1 8 年度予算に関する 1 3 件を一括議題とします。

○議長（樋口泰幸） 中島厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る 3 月 1 0 日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第 3 3 号、議案第 3 4 号、議案第 3 5 号及び議案第 3 6 号の 4 議案について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第 3 3 号平成 1 8 年度砥部町一般会計予算は、平成 1 7 年度に引き続き骨格的予算となっておりますが、子育て支援、町民の健康増進、老人福祉、障害者福祉などソフト面での充実に努め、昨年並みの事業量が確保されています。当委員会に所管する項目の歳出については、住民サービス課関係では、国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計への繰出金等を計上している他、重度心身障害者・母子家庭・乳幼児の医療費などが計上されています。生きがい推進課関係では、介護保険事業については、低所得者利用負担軽減対策費や介護保険事業特別会計への繰出金が計上されています。障害者福祉については、障害者自立支援法の成立により障害の種別に関わらずサービスが一元化されることに伴い、新規事業として障害福祉計画策定費が計上されるとともに、各種障害者の支援費用が計上されています。高齢者福祉については、介護保険法の改正に伴い介護予防対策の生きがい活動支援通所事業など 7 事業が特別会計に移項しましたが、生活管理指導員派遣事業など 1 0 の事業は引き続き実施する費用が計上されています。この他、高齢者施設の維持管理に要する経費等も計上されております。民生こども課関係では、子育て支援事業の充実に努めるため、新規事業として集いの広場事業、放課後児童クラブ 1 時間延長の費用が計上されています。また、日ノ出保育所の廃止などにより保育所費が減少していますが、宮内保育所における保育時間の延長など保育の充実に配慮されています。健康づくり課関係では、砥部町健康づくり計画、跳べ、T O B E、健康プラン 2 1 の目標に沿って、地域に根ざした生涯健康づくりの推進をはかるため、老人保健費では、健康教育、健康相談、健康診査などに取り組む費用、保健衛生費では、各種予防接種の費用、乳幼児健診、母子の健康相談、ストレッチ教室開催などの費用が計上されております。

次に、議案第 3 4 号平成 1 8 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算については、事業勘定では、対前年 6 . 8 % の増となっており、その主な要因は、医療費等の増加であります。全体では、事業を運営する経費と保険給付費、老人保健拠出金、介護納付金、さらに、人間ドック受診を支援する経費等が計上されています。また、財源としては、国民健康保険税で、全体の 2 6 . 5 % を賄い、残りを国庫支出金、療養給付費等交付金、一般会計からの繰入金、前年度からの繰越金等で賄っています。施設勘定は、国民健康保険診療所の経費で、施設の管理運営費、医療の必要経費が計上されています。その 4 2 . 6 % は

人件費となっています。その財源として、診療収入と一般会計の繰入金等で賄っています。次に、議案第35号平成18年度砥部町老人保健特別会計予算については、予算総額で対前年比1.5%の減となっております。そのほとんどが、医療給付費の減によるものであります。歳入については、支払基金からの交付金が54.1%を占め、残りは、国県支出金、一般会計からの繰入金等に財源を求めています。

次に、議案第36号平成18年度砥部町介護保険事業特別会計予算については、前年対比で13.2%増の伸びとなっています。事業勘定では、13.5%の増となっており、そのほとんどが保険給付費の増によるものです。また、平成18年度から特定入所者介護サービス等費、地域支援事業費の費用が計上されています。歳入については、37.7%を国県支出金に、31.3%を支払基金交付金に、残りを介護保険料、一般会計からの繰入金等に財源を求めています。介護サービス事業勘定では、高齢者生活福祉センターで行う居宅介護サービス事業の費用が計上されています。

以上、4議案については、いずれも適切な予算編成がなされておるものと認められました。よって、議案第33号、議案第34号、議案第35号及び議案第36号については原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） 産業建設常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。去る3月10日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第33号、39号、40号、42号、43号、44号及び45号の7議案について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第33号平成18年度砥部町一般会計予算のうち、当委員会に所管する項目については、基本的に骨格的予算となっておりますが、まず、環境保全課関係では、ごみの適正処理・減量化を図るほか、所管施設の修繕など安全対策に万全を期し、適正管理に努めることとしています。また、合併浄化槽設置整備補助事業など生活排水対策の実施や、清潔で快適なゆとりある生活環境づくりの経費が計上されております。次に、下水道課関係では、公共下水道特別会計への繰出金が計上されています。次に、農林課関係で、希望のもてる魅力ある農林業の確立をめざし、中山間地域等直接支払事業を推進するとともに、新規事業としてブルーベリーの推進を行う、わくわく農業支援事業補助金を、農林土木関係では、野地池改修工事を実施するほか、町単土地改良事業を推進し、農業基盤の整備を図ることとしています。また、林業関係では、森林の持つ他面的機能を維持するため、森林整備地域活動支援推進事業などの経費が計上されています。次に、商工観光課関係では、陶街道53次事業の充実費用や権現山休憩所改修工事費、陶芸塾の経費及び、伝統産業会館、陶芸創作館、農村工芸体験館、峡の館の運営経費などが計上されております。次に、建設課関係では、安全で安心できる道づくりに努めるため、道路の維持費や県営事業に対する地元負担金が計上されております。また、新規事業として木造住宅耐震診断補助事業費が計上されています。

次に、議案第39号平成18年度砥部町とべの館特別会計予算では、昨年の売店改修や

経営努力により、売店収入の増額を目指すための予算計上となっています。

次に、議案第40号平成18年度砥部町とべ温泉特別会計予算については、昨年の源泉井洗浄とポンプ取替え等の工事及びサウナ室の大規模改修工事の終了により、18年度予算は対前年41%減となっています。施設の経営、維持管理費のみの予算となっています。

次に、議案第42号平成18年度砥部町浄化槽特別会計予算においては、対前年17.5%増の予算となっていますが、浄化槽の維持管理費用を事業収入でまかなう、健全財政予算となっています。

次に、議案第43号平成18年度砥部町公共下水道特別会計予算においては、工事着手の予算となっており、処理場の詳細設計委託費等9,721万円、処理場造成工事及び国道33号と矢取川の横断管渠工事費3億6,780万円、土地取得特別会計より用地購入費3億8,840万3千円を計上しています。歳入については、町債、国庫補助金、一般会計よりの繰入金でまかなうこととしています。

次に、議案第44号平成18年度砥部町農業集落排水特別会計予算においては、処理施設の管理運営費448万1千円及び総津地区の農業集落排水施設整備費1億4,970万1千円、公債費1,285万9千円を計上した予算となっています。歳入については国、県補助金、一般会計繰入金、使用料でまかなうこととしています。

次に、議案第45号平成18年度砥部町水道事業会計予算においては、上水道では、水源確保のため深井戸地質調査費を、また生活用水の安定供給を行なうため、広瀬地区への配水管布設工事請負費を、簡易水道では、水源確保のため、総津ポンプ場設置工事請負費の経費が計上されています。なお、過年度に借り入れた企業債の償還金が増加していますが、経営改善に努め、安定した経営が保たれております。

以上、7議案については、それぞれ適切な予算編成がなされておるものと認められました。よって、議案第33号、39号、40号、42号、43号、44号及び45号の7議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（樋口泰幸） 玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） ご報告申し上げます。去る3月10日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第33号、37号、38号及び41号の4件について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第33号平成18年度砥部町一般会計予算のうち、当委員会に所管する項目については、骨格的予算となっておりますが、歳入については、町民税は税制改正などに伴い増額、固定資産税は評価替えに伴い減額、たばこ税も減額すると見込んでおります。また、地方譲与税は、三位一体改革の税源委譲分として、所得譲与税を大幅な増額で見込んでいます。その他、配当割交付金、地方特例交付金、負担金、使用料、手数料は増額を見込んでおります。しかし、収入の高い率を占めていた地方交付税や国・県の支出金は減額の傾向にあり、三位一体改革の影響が出ています。歳入は全般的に減額傾向にあり、三位一体改革による税源移譲の全貌が見えない状況下で、厳しい財政運営が予想されます。歳出の主なものは、議会費、監査委員費では経常経費のみの計上となっています。総務課関係では、

一般管理の経費、交通安全対策の経費、防災対策の経費、知事選挙費等の経費、常備消防の経費、消防団の備品購入や活動費の経費、新規の事業として行政評価システム導入支援業務委託料、国民保護計画策定委託料などが計上されています。企画課関係では、電算の安定稼働の経費、広報の発行経費、継続費の町勢要覧及び紹介ビデオ作成委託料、新規の事業として長期総合計画策定委託料などが計上されています。監理財政課関係では、本庁及び支所の施設や町有地の管理費、文化会館横駐車場の整備工事費、公債費の償還費が計上されています。税務課関係では、適正な税徴収のための費用及び新設される愛媛地方税滞納整理機構への負担金が計上されています。学校教育課関係では、人間性豊かな砥部の子どもの育成を目標に、基礎基本の確実な定着を図る小・中学校費の予算計上がなされています。また、幼児教育の費用、教職員宿舎の管理費、山村留学センターの費用、遠距離通学の費用等が計上されています。学校給食では、衛生管理の徹底と、環境衛生設備の充実を図り、施設・設備の効果的運営に努め、安全性を基本に、栄養バランス豊かな魅力ある給食を提供する費用が計上されています。生涯学習課関係では、社会の変化に対応できる人間性豊かな町民の育成を目指した、生涯学習社会の確立を図る費用、人権問題や差別の解消に向け、人権啓発活動を推進する費用、文化財保護の費用、また、社会体育では、各種スポーツ大会の委託料及び総合公園のテニスコート整備工事や遊具の補修工事費などの予算計上となっております。また、新規事業としてキラ町事業費が計上されています。公民館では、中央公民館、地区公民館の管理費、中央公民館の改修工事費、国際交流事業費、生涯学習公民館活動事業費、勤労青少年ホームの費用などが計上されています。文化会館及び図書館については、施設の管理運営費等の経費が計上されております。

次に、議案第37号平成18年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算についてであります。18年度の奨学生は、高校1年生5名、2年生5名、3年生4名の合計14名を予定しています。なお、財源については、基金からの繰入と繰越金等で賄うこととしています。

次に、議案第38号平成18年度砥部町奨学資金特別会計予算についてであります。18年度の貸し付けは新規4名、継続7人の11人を予定しています。その財源については貸付金の償還金及び基金繰入金等で賄うこととしています。

次に、議案第41号平成18年度砥部町土地取得特別会計予算についてであります。18年度は公共下水道処理場用地の先行取得にかかる公債費の償還費用が計上されています。その財源として、下水道特別会計への用地売り払い収入で賄うこととしています。

以上、4議案については、適切な予算編成がなされているものと認められました。よって、議案第33号、37号、38号及び41号の4件については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。討論、採決については1件ずつ行います。

議案第33号平成18年度砥部町一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第33号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第33号平成18年度砥部町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第34号平成18年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第34号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第34号平成18年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第35号平成18年度砥部町老人保健特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第35号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第35号平成18年度砥部町老人保健特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第36号平成18年度砥部町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第36号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第36号平成18年度砥部町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第37号平成18年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第37号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり

決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第37号平成18年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第38号平成18年度砥部町奨学資金特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第38号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第38号平成18年度砥部町奨学資金特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第39号平成18年度砥部町とべの館特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第39号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第39号平成18年度砥部町とべの館特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第40号平成18年度砥部町とべ温泉特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第40号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第40号平成18年度砥部町とべ温泉特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第41号平成18年度砥部町土地取得特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第41号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第41号平成18年度砥部町土地取得特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第42号平成18年度砥部町浄化槽特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第42号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第42号平成18年度砥部町浄化槽特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第43号平成18年度砥部町公共下水道特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第43号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第43号平成18年度砥部町公共下水道特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第44号平成18年度砥部町農業集落排水特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。議案第44号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第44号平成18年度砥部町農業集落排水特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第45号平成18年度砥部町水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第45号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第45号平成18年度砥部町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して、全員協議会を開催したいと思いますので、よろしくお願ひします。

午後 3時17分 休憩

午後 3時43分 再開

~~~~~

日程第41 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
(説明、答申)

○議長(樋口泰幸) 再開します。日程第41 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提出者の説明を求めます。中村町長。

○町長(中村剛志) 人権擁護委員の推薦について意見をいただきたいと思います。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。提案理由、人権擁護委員の定員が1名増員となるために、新任の委員を推薦するため提案するものである。住所が愛媛県伊予郡砥部町高尾田1087番地、氏名が中川文枝さん、生年月日が昭和22年2月8日。平成18年3月17日提出、砥部町長、中村剛志。よろしくをお願いします。

○議長(樋口泰幸) おはかりします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(樋口泰幸) 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配りました意見のとおり、答申することに決定しました。

~~~~~

日程第42 平成17年請願第2号 介護保険の負担軽減を求める請願について  
(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(樋口泰幸) 日程第42 平成17年請願第2号介護保険の負担軽減を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。中島厚生常任委員長。

○厚生常任委員長(中島博志) ご報告申し上げます。平成17年第4回定例会におきまして、厚生常任委員会に付託され継続審査となっておりました、平成17年請願第2号について、審査の結果をご報告申し上げます。介護保険の負担軽減を求める請願事項については、国の基準で実施しているものや、すでに制度を作っているものもあり、低所得者に対する配慮もされており、公平性の確保を図りながら、適正な対応に努めているところであります。よって、平成17年請願第2号については、不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(樋口泰幸) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長(樋口泰幸) 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。  
まず、委員長の報告に反対者の発言を許します。17番、玉井啓補君。

○17番(玉井啓補) 昨年12月議会に提出していましたが、介護保険の負担軽減を求め

る請願書は、12月議会において継続とし、本年3月議会で審議されましたが、厚生常任委員長の不採択との報告に対し、反対討論を致します。多くの不安と批判にもかかわらず、国の制度が改変され、昨年10月から介護保険の利用料が一割負担となり、さらに食費の負担も重なるようになってしまいました。申すまでもなく、介護保険は、高齢者に対する公的な介護サービスを提供する制度です。実施からすでに5年が経過しました。憲法第25条が定める生存権をすべての高齢者に保障する立場から見ると、現状は誰もが安心して必要な介護を受けられる制度になっておらず、改善が強く求められています。介護保険の導入時、介護保険法は1997年成立、2000年4月施行で、政府はその目的を家族介護から社会が支える制度への介護の社会化、在宅で安心できる介護へ、サービスが選択できる制度へ、などとさかんに宣伝しました。老老介護の広がりや、家族の介護のために職場をやめなければならないとされる人が、女性を中心に年間8万人にのぼるといふ、深刻な家族介護の実態を解決することが、介護保険制度に対する国民の期待でした。が、経済的な問題で利用できないというのでは福祉の原理が壊れてしまいます。以下の点について、議員の賛同により、国に対し意見書を採択されるよう請願いたします。請願事項1、現行の要介護1に該当すると判定された人は、まず要介護1相当とされたうえで、状態の改善可能性に関する判断が認定審査会で行われます。現在の要介護1の人の7割から8割が、要支援2と判定される見込みです。要介護者で介護サービスを希望する方が引き続き利用できるようにしてください。2点目、保険料・利用料の減免制度について周知徹底してください。3点目、昨年10月からの居住費・食費の全額徴収は、施設利用者一人当たり平均年39万円という、かつてない負担増を押し付けるものです。この負担増から高齢者の生活を守るために、独自の軽減制度を作る自治体が広がっています。居住費と食費の負担を軽減する制度をつくってください。4点目として、福祉は人といわれるように、介護労働者の労働条件や待遇の改善は、介護を受ける人が幸福に生活できるようにするうえで、不可欠の課題であり、労働条件の改善などに取り組むことが重要です。ホームヘルパーが人間的に働き続けられるよう、勤務形態や介護報酬を改善するよう国に要望してください。以上、4点について改めて請願したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（樋口泰幸） 次に委員長の報告に賛成者の発言を許します。5番、中村茂君。

○5番（中村茂） 5番、中村茂でございます。私は、介護保険の負担軽減を求める請願について、厚生常任委員長の報告に対し、賛成の立場で討論を行います。介護保険制度は、平成6年に始まり、サービス利用者の増加で、毎年ほぼ1割ずつ給付費が膨らみ、これを支える国民の税や、保険料の負担も重みを増しています。介護保険は、40歳以上の国民の保険料と、税金で制度を支えており、このままいくと、支え手の減少により、支え手ひとりあたりの保険料や税負担はどんどん重くなります。このような状況下で、今回、予防を重視することで、要介護者を減らし、増大する給付費の抑制につなげるため、大きな改正がなされました。また、請願事項については、国の基準で実施しているものや、制度化されているものもあり、低所得者に対する配慮もなされております。以上のような観点から、私は委員長の報告に対して、賛成の意を表するものであります。委員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、賛成討論といたします。以上です。

○議長（樋口泰幸） 他に討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） これで討論を終わります。

平成17年請願第2号の採決を行います。平成17年請願第2号に対する委員長の報告は、不採択です。報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[賛成者：15名、反対者：2名]

○議長（樋口泰幸） 起立多数と認めます。ご着席ください。よって、平成17年請願第2号介護保険の負担軽減を求める請願については、不採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第43 平成17年請願第3号 安心して受けられる医療を求める請願について
(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第43平成17年請願第3号安心して受けられる医療を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。中島厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。平成17年第4回定例会におきまして、厚生常任委員会に付託されました、平成17年請願第3号について、審査の結果をご報告申し上げます。安心して受けられる医療を求める請願内容については、本町では該当がない事項や法律で義務付けられている制度、すでに実施済みの内容も含まれております。また、昨年末には、政府が急速な少子化を背景に医療制度改革の大綱を決定し、2月には医療制度改革法案が閣議決定されたところであります。よって、平成17年請願第3号については、不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告を申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。17番、玉井啓補君。委員長の報告に反対者の発言を許します。

○17番（玉井啓補） 安心して受けられる医療を求める請願について。昨年12月議会で提出していましたが、安心して受けられる医療を求める請願は、12月議会で継続とし、本年3月議会で審議されましたが、厚生常任委員長の不採択との報告に対し、反対討論を致します。高齢者の自己負担の引き上げは、70歳以上の高齢者のうち、現役並みの所得のあるものの自己負担割合は、本年10月から、これまでの2割から3割に引き上げようとしています。ある外国新聞社のインタビューを受けた際、日本は老人を敬う国だと記者に言われたそうなのですが、理由を聞くと、敬老の日という祝日があるそうではないかという返事でした。そこで答えました。昔は1年、365日を通じて敬われていたが、今では年にたった一日だけ敬われるようになった。この日、官僚たちは100歳になった老人を祝いに駆けつけるが、翌日になれば、いかなる名目で老人の財布から金を引き出すかに知恵を絞っていると。わが国の皆保険制度は世界的にも優れた仕組みですが、今、これを各県ごとに分割し格差を導入しようとする動きが進行しています。新たな医療技術や

薬のみならず、現在保険適用されている診療分野までも、保険を適用外にされていく恐れがあります。医療を受けにくいものにする方向ではなく、住民誰もが安心して医療を受けられるよう、以下の点について、議員皆様方の賛同により、国に対し意見書を採択されるようお願いいたします。請願事項の1でございますが、国民健康保険のおける減免、猶予制度を加入世帯に周知してください。2点目、人命尊重の観点から資格証明書発行ゼロを目指し、国保短期保障の発行にあたっては、一部払いも含め、支払い意思を確認すれば、1年間の短期保険証を発行し、継続時も治療中断が起こらないようにしてください。未交付世帯の実態調査を医療機関の協力を得ておこなってください。3点目、高額医療費の償還払いの事前口座登録をすすめてください。また、入院については、医療機関を介入した受領委任払いができるようにしてください。4点目、医療保険制度再編による分割化・格差導入をしないよう、また、混合診療に道を開かないよう国に要望してください。5点目、2006年診療報酬改定をマイナス改定でなく、安全・安心の医療が確保できるよう改善を求めてください。以上、参考ではございますが、現役並みの所得のあるものについては、住民税の増税で、公的年金等控除の最低補償額が140万円から120万円に引き下げられ、また、老年者控除が、48万円が廃止されることに伴い、3割負担の対象となる年収が夫婦世帯で従来の620万以上から520万以上になります。そのことにつきましても、先程も申し上げましたとおり、議員の賛同により、国に意見書を採択されるよう改めて申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 次に委員長の報告に賛成者の発言を許します。5番、中村茂君。

○5番（中村茂） 5番、中村でございます。私は、安心して受けられる医療を求める請願について、厚生常任委員長の報告に対して、賛成の立場で討論を行います。進行する少子高齢化を背景に、医療制度の全般について見直しがされ、改革が進められています。高齢化が進めば医療費が膨らむ一方であり、その反面、誰もが必要な時に必要な医療を受けられる保険制度を守りたいという気持ちがあります。そのために、医療の無駄遣いをなくすことが条件であると思います。今回、請願された内容は、本町では既に実施済みのものや、法律で義務付けられている制度により、適切に執行しているものなどあり、現在、国において進められている医療制度改革については、それに沿って適切に執行する必要があります。以上のような観点から、私は委員長の報告に対しまして、賛成の意を表するものであります。議員各位におかれましても、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（樋口泰幸） 他に討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） これで討論を終わります。

平成17年請願第3号の採決を行います。平成17年請願第3号に対する委員長の報告は、不採択です。報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[賛成者：15名、反対者：2名]

○議長（樋口泰幸） 起立多数と認めます。ご着席ください。よって、平成17年請願第3号安心して受けられる医療を求める請願については、不採択とすることに決定しました。

日程第 44 平成 17 年請願第 4 号 障害者への応益負担押しつけをしないよう求める
請願について

(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第 44 平成 17 年請願第 4 号障害者への応益負担押しつけをしないよう求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。中島厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。平成 17 年第 4 回定例会におきまして、厚生常任委員会に付託されました、平成 17 年請願第 4 号について、審査の結果をご報告申し上げます。障害者への応益負担押しつけをしないよう求める請願については、既に、障害者への福祉サービスを一元化し、費用の原則一割負担を求める障害者自立支援法が昨年 11 月 31 日に成立し、本年 4 月から施行されることとなっております。その中で、これまで障害者に対する在宅サービスなどの支援費制度の対象外とされてきた精神障害者も同じ制度を利用できるようになることや、低所得者には負担軽減の措置を設けていること、また、障害者福祉財政を安定させるため、市町村の在宅サービスに対する国の財政負担を義務化するなどの措置がとられています。制度存続の意味から応分の負担は必要であると思われまます。よって、平成 17 年請願第 4 号については、不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） 請願第 4 号のご報告を申し上げます。平成 17 年第 4 回定例会におきまして、総務文教常任委員会に付託され継続審査となっております、請願第 4 号障害者への応益負担押しつけをしないよう求める請願について、ご報告申し上げます。請願の中で、当委員会に所管する内容である障害の重い人の雇用に関する内容については、障害者の雇用の促進に関する法律により事業主の雇用義務等が明記されるとともに施行令により事業所の種類により障害者の雇用率が定められています。また、雇用率が達成されていない場合は労働局から指導を受け、改善を求められることとなっております障害者の雇用促進が図られています。よって、平成 17 年請願第 4 号は不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

平成 17 年請願第 4 号の採決を行います。平成 17 年請願第 4 号に対する委員長の報告は、不採択です。報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、平成 17 年請願第 4 号障害者への応益負担押しつけをしないよう求める請願については、不採択とすることに決定しました。

日程第 45 平成 17 年請願第 7 号 最低保障年金制度の創設を求める請願について
(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第 45 平成 17 年請願第 7 号最低保障年金制度の創設を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。中島厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。平成 17 年第 4 回定例会におきまして、厚生常任委員会に付託されました、平成 17 年請願第 7 号について、審査の結果をご報告申し上げます。最低保障年金制度の創設を求める請願については、年金制度は、将来の現役世代の負担を過重なものとしなないようにするとともに、公的年金としてふさわしい給付水準の確保や、頻繁に制度改正を繰り返す必要のない持続可能な制度とするため、現在、議論されているところであります。現在の国や地方の厳しい財政状況から、早急に請願事項を実現することは、難しい問題であると思われまます。よって、平成 17 年請願第 7 号については、不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。
まず、委員長の報告に反対者の発言を許します。17 番、玉井啓補君。

○17 番（玉井啓補） 最低保障年金制度の創設を求める請願について、反対討論をいたします。社会保険庁の発表によると、2004 年度の国民保険料の納付率が、わずかに 0.2% 上回り、63.6%にとどまったことを明らかにしています。これは、2004 年の年金改革が前提とする 2004 年度の計画 65.7%を大きく下回るものです。原因は、日本の年金制度現状、特に国民年金を信頼していない。保険料が高く給付が少ない、将来年金がもらえるかどうかわからないのに高い保険料を払う気にならない、年金そのものに信頼性がなく、保険料未納者は、2003 年度 445 万人となり、免除者 447 万人と未加入者の百数十万人加えると、1 千万人をはるかに超える数になります。この状態をこのまま放置すれば、現在でも 60 万人を超えるといわれる無年金者がますます増大します。また、現在年金受給者のうち 900 万人が、国民年金だけしか受給しておらず、こうした人たちは満額でも 6 万 6 千円、平均で 4 万 6 千円という定額で、医療・介護の負担も加わり、高齢期の暮らしを維持していくことが困難になっています。政府は、基礎年金の国庫負担を 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げる財源として、所得税・住民税の定率減税の縮小・廃止をねらい、廃止による新たな国民負担増は約 3.3 兆円になります。こうした状況の中で、政令指定都市市長会は、生活保護制度の抜本的改革に向けての提案、これは昨年 7 月 27 日でございますが、その中で、高齢者に対する生活保護制度の創設が必要なことを述べ、無拠出で受給要件を一定年齢の到達とする最低年金制度の創設が必要なことを提案しました。まさに時期を得た提案であり、私たちは心から歓迎しています。また、国連の社会権規約委員会は、2001 年 8 月、日本国政府に対して国民年金制度の中に最低年金を導入することを勧告しています。すべての国民に老後の生活を保障する年金制度にする

ために、全額国庫負担の最低保障年金制度をつくることは、いまや緊急の課題になっています。以下の点について、議員の賛同により意見書を採択し、関係方面に送付されるよう請願致します。1、全額国庫負担の最低年金制度を創設すること。2、基礎年金の国庫負担をただちに2分の1にすること。3、基礎年金の国庫負担に見合う給付を無年金者・低年金者に給付すること。以上を重ねまして、厚生委員長の不採択の報告に対して、反対討論といたします。

○議長（樋口泰幸） 次に委員長の報告に賛成者の発言を許します。5番、中村茂君。

○5番（中村茂） 5番、中村でございます。私は、最低保障年金制度の創設を求める請願について、厚生常任委員長の報告に対して、賛成の立場で討論を行います。公的年金制度は、世代間扶養を基本としているため、現在納められている現役世代の保険料が、年金受給者の年金支給に使われております。しかし、進行する少子高齢化は、支え手の減少、年金受給者の増加を促し、年金制度の改革について論議されているところであります。このような状況下で、就労や納付の努力に関係なく、国が年金を保障する最低保障年金制度は、自立と自助の精神に立脚した社会全体のあり方と相違するものであり、国民の同意を得るには、困難と考えます。現役世代の納付努力に応じて、年金額が決まる社会保障方式が適しているとされている中、仮に保険料等を納めない人に年金を支給した場合、最低保障分を賄うため、新たな財源を国民に求めることになり、これの同意を得ることは非常に困難と考えております。以上のような観点から、私は委員長の報告に対しまして、賛成の意を表するものであります。議員各位におかれましても、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（樋口泰幸） 他に討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） これで討論を終わります。

平成17年請願第3号の採決を行います。平成17年請願第3号に対する委員長の報告は、不採択です。報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[賛成者：16名、反対者：1名]

○議長（樋口泰幸） 起立多数と認めます。ご着席ください。よって、平成17年請願第7号最低保障年金制度の創設を求める請願については、不採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第46 請願第1号 違法伐採問題への取組みの強化を求める意見書の提出を  
求める請願について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第46請願第1号違法伐採問題への取組みの強化を求める意見書の提出を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る3月9日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました、請願第1号について、審査の結果をご報

告申し上げます。違法伐採問題への取組みの強化を求める意見書の提出を求める請願については、すでに、政府において熱帯雨林などの違法伐採対策として、4月から、政府機関が購入する紙や家具、製材などは原則的に合法性が証明された製品に限ることを2月28日に閣議決定しており、環境に配慮した製品の調達を各省庁に加え、国立大学などの独立行政法人も義務となるほか、地方自治体も努力義務が生じることとなっていますが、国産材の利用促進や環境保全の観点から重要な問題であります。よって、請願第1号については、採択することに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

請願第1号の採決を行います。請願第1号に対する委員長の報告は、採択です。報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、請願第1号違法伐採問題への取組みの強化を求める意見書の提出を求める請願については、採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第47 陳情第1号 患者・国民負担計画の中止と保険で安心してかかる医療を
求める陳情について
(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第47陳情第1号患者・国民負担計画の中止と保険で安心してかかる医療を求める陳情についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。中島厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る3月10日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました、陳情第1号について、審査の結果をご報告申し上げます。患者・国民負担計画の中止と保険で安心してかかる医療を求める陳情については、2月に医療制度改革法案が閣議決定され、今国会で審議され、診療報酬の改定や高齢者医療制度の改革など新聞報道されておりますが、それらの動向を見極めながら対応することが必要であり、なお調査検討の必要があると思われまます。よって、陳情第1号については、継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

陳情第1号の採決を行います。陳情第1号に対する委員長の報告は、継続審査です。報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号患者・国民負担計画の中止と保険で安心してかかれる医療を求める陳情については、継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

日程第48 陳情第2号 最低賃金制度の改正を求める陳情について  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第48陳情第2号最低賃金制度の改正を求める陳情についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） 陳情第2号の総務文教常任委員会の審査報告を申し上げます。去る3月9日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、陳情第2号最低賃金制度の改正を求める陳情について、審査の結果をご報告申し上げます。最低賃金は、その地域の最低賃金審議会において決められ、その種類は、産業別と、それ以外の地域別に分かれています。この賃金は、各県の経済状況に大きく影響されるため、首都圏と地方では格差があり、現下の経済情勢を勘案して、適宜、見直しがなされているところではありますが、なお、調査検討の必要があると思われれます。よって、陳情第2号は、継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。  
〔討論なし〕

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

陳情第2号の採決を行います。陳情第2号に対する委員長の報告は、継続審査です。報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、陳情第2号最低賃金制度の改正を求める陳情については、継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

日程第49 陳情第3号 パートタイム労働者の均等待遇実現を求める陳情について
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第49陳情第3号パートタイム労働者の均等待遇実現を求める陳情についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委

員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） 陳情第3号の総務文教常任委員会の審査報告を申し上げます。去る3月9日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、陳情第3号パートタイム労働者の均等待遇実現を求める陳情について、審査の結果をご報告申し上げます。パートタイム労働は、わが国の経済社会で重要な役割を果たしており、労働条件の確保などを目的に法律が整備され、さらに、実効性のあるものとするため、事業主に対し通常の労働者との均衡の確保や雇用の改善など、適切な措置を講じるよう指針の改正がなされていますが、陳情項目のパートタイム労働法の改正やILOパートタイム労働条約の批准については、なお、調査検討の必要があります。よって、陳情第3号は、継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

陳情第3号の採決を行います。陳情第3号に対する委員長の報告は、継続審査です。報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、陳情第3号パートタイム労働者の均等待遇実現を求める陳情については、継続審査とすることに決定しました。ここで、しばらく休憩します。休憩を利用しまして、議会運営委員会を開催します。

午後 4時28分 休憩

午後 4時40分 再開

~~~~~

日程第50 発議第1号 道路特定財源の確保等に関する意見書提出について  
(趣旨説明、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第50発議第1号道路特定財源の確保等に関する意見書提出についてを議題とします。本案について趣旨説明を求めます。三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 発議第1号道路特定財源の確保等に関する意見書提出について。上記の議案を、別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条の規定により提出します。平成18年3月17日提出、砥部町議会議長、樋口泰幸殿、提出者、砥部町議会議員、三谷喜好。賛成者、砥部町議会議員、玉井啓補。同、中島博志。提案理由、昨年12月9日に政府・与党が、道路特定財源の見直しに関する基本方針を示したところであるが、全国に比べ道路整備の立ち遅れている地方にとっては、地方の現状と特定財源の有効活用を訴え、道路整備を着実に推進していくよう求めていく事が重要であるため、再度道路特定財源の

確保を要望する意見書を提出する。道路特定財源の確保等に関する意見書。道路は、豊かな国民生活や経済振興のための最も基本的かつ重要な社会資本であるとともに、地域住民の生活を支える基盤であり、道路整備は時代の要請を踏まえて着実に推進されなければならない。その趣旨のもと、道路特定財源制度は、受益者負担・原因者負担の考え方に基づき、道路の主たる利用者である自動車利用者が道路の整備費を負担するものであり、極めて重要な役割を有している。特に、人やモノの移動のほとんどを自動車交通に依存している当町にとって、道路は地域の産業・経済活動や通勤、通学などの日常生活を支える最も基礎的な社会資本であり、安心して暮らせる地域社会の実現に不可欠なものであることから、道路特定財源の使途見直しによってその支障が顕著に表れ、地域の活性化等の取り組みに大きな影響を生じることが懸念される。したがって、政府機関におかれましては、地方における道路整備の重要性を十分認識され、道路特定財源を一般財源化することなく、すべてを道路整備に充当し、整備の遅れた地方への重点配分と地方財政対策を充実されることを強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成18年3月17日、愛媛県伊予郡砥部町議会。提出先、内閣総理大臣殿、財務大臣殿、国土交通大臣殿、総務大臣殿、経済財政政策担当大臣殿。以上。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

発議第1号の採決を行います。本案は原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、発議第1号道路特定財源の確保等に関する意見書提出については、原案のとおり可決されました。

おはかりします。お手元にお配りしましたとおり、ただいま西岡章一君から発議第2号が提出されました。これを日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、発議第2号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 発議第2号 違法伐採問題等への取組の強化を求める意見書提出について (趣旨説明、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 追加日程第1発議第2号違法伐採問題等への取組の強化を求める意見書提出についてを議題とします。本案について趣旨説明を求めます。西岡章一君。

○3番（西岡章一） 発議第2号違法伐採問題等への取組の強化を求める意見書提出につ

いて。上記の議案を、別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条の規定により提出します。平成18年3月17日提出、砥部町議会議長、樋口泰幸殿。提出者、砥部町議会議員、西岡章一。賛成者、砥部町議会議員、井上洋一。同上、山本典男。提案理由、本年2月28日に政府が、環境物品等の調達に関する基本方針の一部変更を閣議決定し、違法伐採対策に取り組むこととしていますが、その厳正な実施と国産材の利用促進による国内林業の振興を要望するため、意見書を提出する。違法伐採問題等への取組の強化を求める意見書。森林は、林産物の供給をはじめ、水資源のかん養、山地災害の防止等の機能を通じ古くから国民生活と深くかかわってきた。また今日、地球の温暖化、生物の多様性の確保など地球環境問題が大きく取り上げられ、安全安心で快適な国民生活の基盤としての森林の重要性が改めて認識されるとともに、持続可能な森林経営が強く求められている。しかしながら、我が国の森林整備を担う林業は、国産材価格の長期低迷等により採算性が悪化し、必要な間伐などの手入れや植林がなされておらず、危機的な状況となっている。また、地球レベルにおいても持続可能な森林経営の取組を阻害する要因の一つとして、森林の違法伐採が挙げられ、昨年7月に英国で開催されたグレンイーグルズ・サミットにおいて、違法伐採に取り組むことが森林の持続可能な管理に向けた第一歩である旨が合意されたところであり、違法伐採に対する国際的な取組・協力などの対応を強化することが求められている。このような中、世界有数の木材輸入国である我が国の輸入材の中には、違法伐採材が約2割を占めていると言われ、この量は我が国の年間生産量に匹敵する程で、林業不振の最大の原因にもなっており、我が国の林業を蘇生し持続的な経営を確立するには、国産材の利用を促進し生業としての流れを確保していくことが最も重要である。よって、国におかれては、本年2月28日に政府が閣議決定した、環境物品等の調達に関する基本方針の一部変更に基づく、政府調達の厳正な実施をするとともに、国産材の利用促進による国内林業の振興を図るよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成18年3月17日、愛媛県伊予郡砥部町議会。提出先、内閣総理大臣、小泉純一郎殿、外務大臣、麻生太郎殿、経済産業大臣、二階俊博殿、環境大臣、小池百合子殿、農林水産大臣、中川昭一殿、林野庁長官、川村秀三郎殿。以上でございます。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

発議第2号の採決を行います。本案は原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、発議第2号違法伐採問題等への取組の強化を求める意見書提出については、原案のとおり可決されました。

おはかりします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、次期定例会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会

運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長挨拶をお願いします。中村町長。

○町長（中村剛志） 閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様には、終始熱心なご審議を賜り、全議案をご議決・ご承認いただきましたことに、心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。ご議決いただきました補正予算並びに新年度予算につきまして、執行の際には、もう一度、厳正に研究させていただき、町民の皆様に対するサービスが行き届き、住民福祉が増進されるよう工夫しながら、最大の効果が発揮できますよう努めてまいりたいと思います。また、現在、特に厳しい財政状況にありますが、そうした時こそ、町民の皆様に対しましては、親切と誠実をモットーに、職員一丸となってサービス向上に努めてまいりたいと思います。そして、会期中、議員の皆様からいただきましたご指導、ご意見、ご提案を十分噛み締めながら、これからの新しいまちづくりに取り組んでまいりますので、一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（樋口泰幸） 以上をもって、平成18年第1回砥部町議会定例会を閉会します。

午後 4時53分 閉会

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員